

ようこそ飯塚市へ／飯塚市欢迎您

飯塚市は、面積 214.07k m²、人口 129,801 人（平成 30 年 1 月 1 日現在）で、福岡県のほぼ中央に位置しています。北と南は遠賀川流域平野として開かれています。東は関の山、西は三郡山地等に囲まれ、生態系を保護する自然がたくさん残されています。

気候は、盆地を形成しているため夏冬、昼夜の気温差がかなりあり、内陸性気候の特徴を示しています。

主要幹線道としては、一般国道が 3 つあり、交通の要衝地でもあります。JR は篠栗線、筑豊本線、後藤寺線が走っており、快速電車で新飯塚駅から博多駅まで 44 分、小倉駅まで 58 分という利便性で、福岡市、北九州市への通勤・通学圏内となっています。

本市は長崎街道の宿場町、筑豊炭田時代の中心地などの歴史的な変遷を背景に、福岡県央地域の中心都市であるとともに、3 つの大学を有する文化性・創造性を備えた情報産業都市、学園都市として位置づけられています。

現在、豊かな資源を輝かせ、人が多く訪れるまちづくりを行うため、観光の振興にも取り組んでおり、旧伊藤伝右衛門邸を始め、飯塚市内に点在する嘉穂劇場、旧長崎街道内野宿などの歴史的遺産を活用した観光ルートの整備にも努めています。

また、飯塚市内には数多くの教育施設や医療・福祉施設などが存在し、教育・子育て・医療福祉の環境が充実しており、安心・安全なまちづくりにも力をいれています。

飯塚市位于福冈县约正中央，面积 214.07 k m²，人口 12 万 9801 人（2018 年 1 月 1 日）。中部为远贺川平原，连通飯塚市南北。东、西两面则分别被关之山、三郡山等山地所围绕。保留有丰富的自然生态环境。

由于地处盆地，冬夏以及昼夜温差相当大，是很明显的内陆性气候。

主要的干线公路有三条一般国道(除了高速机动车国道以外的国道),属于交通要地。JR (Japan Railways) 有篠栗线、筑豊线、后藤寺线，乘坐快速电车从飯塚站到博多站只需 44 分钟，到小倉站也只需 58 分钟，可以在福冈市及北九州市上学和上班，生活非常方便。

本市有着长崎街道的宿场町，筑豊炭田时代的中心地等历史性变迁背景，既是福冈县正中的中央城市，也是拥有 3 所大学，具备文化性、创造性的信息产业城市和学院城市。

现在，政府为了发挥丰富的资源优势，吸引更多游人，还致力于观光旅游的振兴。市里正在努力打造可以有效利用以旧伊藤传右卫门邸为首，嘉穂剧场、旧长崎街道内野宿等历史性文化遗产的旅游观光路线。

另外，市里有很多教育设施和医疗福利设施，教育、育儿、医疗福利环境非常充实，政府也在全力把飯塚市建设成为安全安心的城市。

目次

飯塚市役所組織図	1
1 公的手続き	
公的手続きにおける留意点	5
1-1 入国・在留資格	
(1) 在留資格と在留期間	7
(2) 在留資格の取得	7
(3) 在留資格の変更	7
(4) 在留期間の更新	7
(5) 永住許可	7
(6) 再入国許可	7
(7) 資格外活動の許可	7
1-2 市役所での手続き	
(1) 住民登録	9
(2) 国民健康保険	13
(3) 国民年金	15
(4) 税金	17
(5) 出生・死亡	19
(6) 自治会	19
2 日々の生活	
2-1 住宅	
(1) 賃貸住宅の種類	21
(2) 契約	23
(3) 入居	23
(4) 退去	25
2-2 上下水道	
(1) 水道	25
(2) 下水道	25
2-3 電気	
(1) 電気の使用開始の手続き	27
(2) 電気がつかなくなった時は	27
(3) 電気容量の変更	27
(4) 料金の支払い	27
(5) 使用停止するときは	27
2-4 ガス	
(1) ガスの使用開始の手続き	29
(2) ガス漏れに気がいたら	29
(3) 料金の支払い	29
(4) 使用停止するときは	29
2-5 電話	
(1) 固定電話	29
(2) 携帯電話・PHS	31
(3) 電話のかけ方	31
(4) 3桁番号サービス	33
(5) 料金の支払い方法	33
2-6 インターネット	33
2-7 ごみ	
(1) ごみ袋、ごみ収集関係	33
(2) し尿収集関係	37
2-8 コミュニティ交通	
(1) コミュニティ交通	39
2-9 銀行	
(1) 銀行について	43
(2) 口座の開設	43
(3) 払い戻しと預け入れ	43
(4) キャッシュカード	43
(5) 公共料金などの口座振替について	43
(6) 通帳やキャッシュカードの紛失・盗難	45
(7) 引越し、帰国をするとき	45
2-10 郵便	45
2-11 自動車免許	
(1) 運転免許証	47
2-12 ペット	
(1) 犬の登録	51
(2) 狂犬病予防注射	51
(3) 飼い犬・飼い猫等の引き取り	51
(4) 海外からの持ち込み	53
2-13 消費生活での留意点	
(1) 消費者生活でのトラブルに注意しよう	53

(2) クレジットカード	55
(3) クーリング・オフ制度	55
(4) 消費生活センター	55
3 保健・福祉	
3-1 病気・けが	
(1) 健康	57
(2) 健康相談	57
(3) 各種健康診査	57
(4) 健康診査	57
(5) HIV検査・相談	57
3-2 妊娠と出産	
(1) 妊娠届と母子健康手帳の交付	59
(2) 特定不妊治療費助成	59
3-3 育児	
(1) 子どもの健康	61
(2) 子どもの各種手当	67
3-4 高齢者福祉	
(1) 後期高齢者医療制度	69
(2) 在日外国人高齢者福祉給付金	69
(3) 地域包括支援センター	71
(4) 在宅介護支援センター	73
(5) 訪問指導	73
3-5 介護保険	75
3-6 障がい者・障がい児福祉	
(1) 障がい者・障がい児の相談窓口	75
(2) 障がい者福祉	75
(3) 重度障がい者医療	77
3-7 母子・寡婦福祉	
(1) 家庭児童相談室	77
3-8 生活保護	77
3-9 医療施設	
(1) 医療機関	79
(2) 夜間の病院案内	79
(3) 休日在宅医	79
4 緊急時	
4-1 災害	81
4-2 避難場所	83
4-3 交通事故	83
5 教育	
5-1 日本の学校教育	87
5-2 保育所（保育園）こども園	
(1) 一時預かり	87
(2) 子育て支援センター	87
5-3 幼稚園	87
5-4 小学校・中学校	89
5-5 高校・大学	91
6 余暇	
6-1 スポーツ・レクリエーション	93
6-2 芸術文化・生涯学習	
(1) 文化・生涯学習施設一覧	101
(2) 飯塚市内の主な文化財	103
6-3 飯塚市の主な観光スポット	105
6-4 飯塚市の主なイベント	115
6-5 飯塚市市民交流プラザ	117
7 外国人支援・相談と国際交流	
7-1 飯塚国際交流推進協議会	119
7-2 外国人支援	
(1) 日本語講座	119
(2) 語学支援	119
7-3 相談	121
7-4 国際交流	129
指定避難所	131
おわりに	135

目 录

市政总厅组织图	2
1 公共手续	
公共手续的注意事项	6
1-1 入境·在留资格	
(1) 在留资格与在留期限	8
(2) 在留资格的取得	8
(3) 在留资格的变更	8
(4) 在留资格的更新	8
(5) 永住许可	8
(6) 再入境许可	8
(7) 资格外活动许可	8
1-2 需在市政厅办理的手续	
(1) 住民登记	10
(2) 国民健康保险	14
(3) 国民年金	16
(4) 税金	18
(5) 出生·死亡	20
(6) 自治会	20
2 日常生活	
2-1 住房	
(1) 租赁住房的种类	22
(2) 签约	24
(3) 入住	24
(4) 退租	26
2-2 供水	
(1) 自来水	26
(2) 下水道	26
2-3 用电	
(1) 用电前手续	28
(2) 停电时	28
(3) 用电量的变更	28
(4) 电费的支付	28
(5) 停止使用时	28
2-4 煤气	
(1) 煤气使用前手续	30
(2) 煤气泄漏时	30
(3) 煤气费的支付	30
(4) 停止使用时	30
2-5 电话	
(1) 固定电话	30
(2) 手机·小灵通	32
(3) 电话的拨打	32
(4) 紧急联络及服务电话	34
(5) 电话费的支付	34
2-6 互联网	34
2-7 垃圾清理	
(1) 垃圾袋·垃圾清理	34
(2) 粪便清理	38
2-8 社区交通	
(1) 社区交通	40
2-9 银行	
(1) 日本的银行	44
(2) 账户的开设	44
(3) 取款与存款	44
(4) 现金卡	44
(5) 公共事业费等的自动转账支付	44
(6) 存折·现金卡的遗失与被盗	46
(7) 搬家或回国时	46
2-10 邮政	46
2-11 机动车驾驶证	
(1) 驾驶证	48
2-12 宠物	
(1) 饲养犬登记	52
(2) 接种狂犬病疫苗	52
(3) 宠物狗、宠物猫等的送养	52
(4) 宠物的海外携入	54
2-13 日常消费的注意事项	
(1) 日常消费纠纷	54

(2) 信用卡	56
(3) Cooling-off 制度	56
(4) 消费生活中心	56
3 保健·社会福祉	
3-1 伤病	
(1) 保健	58
(2) 健康咨询	58
(3) 各项健康检查	58
(4) 健康体检	58
(5) 艾滋病(HIV)检查与咨询	58
3-2 妊娠与分娩	
(1) 妊娠报告与母子健康手册的交付	60
(2) 特定不孕治疗的资助	60
3-3 育儿	
(1) 儿童健康	62
(2) 各种儿童补助金	68
3-4 高龄者福祉	
(1) 后期高龄者医疗制度	70
(2) 在日外国高龄者福祉补助	70
(3) 地域包括支援中心	72
(4) 在宅介护支援中心	74
(5) 上门指导服务	74
3-5 护理保险	76
3-6 残障者·残障儿童福祉	
(1) 残障者·残障儿童咨询窗口	76
(2) 残障者福祉	76
(3) 重度残障者医疗相关	78
3-7 母子·母女·丧偶者福祉	
(1) 家庭儿童咨询室	78
3-8 生活保障制度	78
3-9 医疗设施	
(1) 医疗机构	80
(2) 夜诊病院	80
(3) 节假日上门诊疗医生	80
4 紧急情况	
4-1 灾害	82
4-2 指定避难所	84
4-3 交通事故	84
5 教育	
5-1 日本的学校教育	88
5-2 保育所(保育园) 婴幼儿园	
(1) 临时看护	88
(2) 育儿支援中心	88
5-3 幼稚园	88
5-4 小学·中学	90
5-5 高中·大学	92
6 余暇	
6-1 体育、娱乐活动	94
6-2 艺术文化·终身学习	
(1) 文化·终身学习设施一览	102
(2) 饭塚市内的主要文化遗产	104
6-3 饭塚市内的主要观光景点	106
6-4 饭塚市内的主要体育文化活动	116
6-5 饭塚市市民交流广场	118
7 外国人支援·咨询与国际交流	
7-1 饭塚国际交流推进协议会	120
7-2 外国人支援	
(1) 日语讲座	120
(2) 外语援助	120
7-3 咨询	122
7-4 国际交流	130
指定避难所	132
卷尾语	135

飯塚市役所組織図

【本庁舎組織図】

部署名		場所
総務部	総務課	本庁舎 3 階
	防災安全課	本庁舎 3 階
	人事課	本庁舎 3 階
	秘書広報課	本庁舎 3 階
	情報推進課	本庁舎 6 階
	契約課	本庁舎 4 階
行政経営部	総合政策課	本庁舎 3 階
	地域政策課	本庁舎 3 階
	財政課	本庁舎 3 階
	財産活用課	本庁舎 4 階
	税務課	本庁舎 1 階
	都市施設整備推進室	本庁舎 6 階
市民協働部	人権・同和政策課	本庁舎 4 階
	男女共同参画推進課	本庁舎 4 階
	まちづくり推進課	本庁舎 4 階
	健幸・スポーツ課	穂波庁舎 1 階
	地域拠点施設整備室	本庁舎 4 階
市民環境部	市民課	本庁舎 1 階
	医療保険課	本庁舎 1 階
	環境整備課	本庁舎 6 階
	環境対策課	
経済部	公営競技事業所	飯塚オートレース場内
	産学振興課	本庁舎 4 階
	商工観光課	本庁舎 4 階
	農林振興課	本庁舎 4 階
福祉部	子育て支援課	本庁舎 1 階
	高齢介護課	本庁舎 1 階
	社会・障がい者福祉課	本庁舎 1 階
	生活支援課	本庁舎 2 階

部署名		場所
都市建設部	住宅政策課	本庁舎 5 階
	土木管理課	本庁舎 5 階
	土木建設課 (土地開発公社)	本庁舎 5 階
	建築課	本庁舎 5 階
	都市計画課	本庁舎 5 階
	農業土木課	本庁舎 5 階
	会計管理者	会計課
教育委員会 教育部	教育総務課	本庁舎 6 階
	学校教育課	本庁舎 6 階
	学校給食課	学校給食センター内
	学校施設整備推進室	本庁舎 6 階
	生涯学習課	コミュニティセンター
	文化課	コミュニティセンター 飯塚市歴史資料館
市議会	議会事務局	本庁舎 7 階
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局 (総務課職員併任)	本庁舎 3 階
監査委員	監査事務局	本庁舎 6 階
固定資産評価 審査委員会	監査事務局	本庁舎 6 階
農業委員会	農業委員会事務局	本庁舎 4 階
企業局	企業管理課 (市立病院経営室)	穂波庁舎 2 階
	上水道課	穂波庁舎 2 階
	下水道課	穂波庁舎 2 階

市政总厅组织图

【市政总厅组织图】

部署名称		所在地
总务部	总务科	总厅 3 层
	防灾安全科	总厅 3 层
	人事科	总厅 3 层
	秘书广报科	总厅 3 层
	情报推进科	总厅 6 层
	契约科	总厅 4 层
行政经营部	综合政策科	总厅 3 层
	地域政策科	总厅 3 层
	财政科	总厅 3 层
	财产活用科	总厅 4 层
	税务科	总厅 1 层
	都市设施整備推进科	总厅 6 层
市民协作部	人权・同和政策科	总厅 4 层
	男女共同参画推进科	总厅 4 层
	城镇建设推进科	总厅 4 层
	健幸・体育科	穗波办公楼 1 层
	地域据点设施整備室	总厅 4 层
市民环境部	市民科	总厅 1 层
	医疗保险科	总厅 1 层
	环境整備科	总厅 6 层
	环境对策科	
经济部	公营竞技事业所	飯塚摩托车赛场
	产学研兴科	总厅 4 层
	商工观光科	总厅 4 层
	农林振兴科	总厅 4 层
福祉部	育儿支援科	总厅 1 层
	高龄介护科	总厅 1 层
	社会・残障者福祉科	总厅 1 层
	生活支援科	总厅 2 层

部署名称		所在地
都市建设部	住宅政策科	总厅 5 层
	土木管理科	总厅 5 层
	土木建设科 (土地开发公社)	总厅 5 层
	建筑科	总厅 5 层
	都市计划科	总厅 5 层
	农业土木科	总厅 5 层
	会计管理者	会计科
教育委员会 教育部	教育总务科	总厅 6 层
	学校教育科	总厅 6 层
	学校给食科	学校给食中心
	学校设施整備推进室	总厅 6 层
	生涯学习科	社区中心
	文化科	社区中心 飯塚市历史资料馆
市议会	议会事務局	总厅 7 层
选举管理委员会	选举管理委员会事務局(总务科职员兼职)	总厅 3 层
监查委员	监查事務局	总厅 6 层
固定资产评价 审查委员会	监查事務局	总厅 6 层
农业委员会	农业委员会事務局	总厅 4 层
企业局	企业管理科 (市立医院经营室)	穗波办公楼 2 层
	自来水管道科	穗波办公楼 2 层
	下水道科	穗波办公楼 2 层

飯塚市役所組織図

【穂波支所組織図】

部署名	場所
市民窓口課	穂波支所 1 階
経済建設課	穂波支所 1 階
農業委員会分室	穂波支所 1 階

【庄内支所組織図】

部署名	場所
市民窓口課	庄内支所 1 階
経済建設課	庄内支所 2 階
農業委員会分室	庄内支所 2 階

【筑穂支所組織図】

部署名	場所
市民窓口課	筑穂支所 1 階
経済建設課	筑穂支所 1 階
農業委員会分室	筑穂支所 1 階

【穎田支所組織図】

部署名	場所
市民窓口課	穎田支所 1 階
経済建設課	穎田支所 1 階
農業委員会分室	穎田支所 1 階

【問い合わせ先】

施設名	住所	TEL
本庁舎	飯塚市新立岩 5-5	0948-22-5500 (代表)
穂波庁舎	飯塚市忠隈 523	0948-22-0380 (代表)
環境センター	飯塚市目尾 451-1	0948-22-6363
クリーンセンター	飯塚市吉北 118-2	0948-22-7272
飯塚オートレース場	飯塚市鯉田 147	0948-22-6326
イイヅカコミュニティセンター	飯塚市飯塚 14-67	0948-22-3274
学校給食センター	飯塚市横田 809	0948-22-1771
穂波支所	飯塚市忠隈 523	0948-22-0380 (代表)
筑穂支所	飯塚市長尾 1242-1	0948-72-1100 (代表)
庄内支所	飯塚市綱分 802-7	0948-82-1200 (代表)
穎田支所	飯塚市勢田 1271-1	09496-2-2211 (代表)

市政总厅组织图

【穗波分厅组织图】

部署名称	所在地
市民窗口科	穗波分厅 1 层
经济建设科	穗波分厅 1 层
农业委员会分室	穗波分厅 1 层

【庄内分厅组织图】

部署名称	所在地
市民窗口科	庄内分厅 1 层
经济建设科	庄内分厅 2 层
农业委员会分室	庄内分厅 2 层

【筑穗分厅组织图】

部署名称	所在地
市民窗口科	筑穗分厅 1 层
经济建设科	筑穗分厅 1 层
农业委员会分室	筑穗分厅 1 层

【颯田分厅组织图】

部署名称	所在地
市民窗口科	颯田分厅 1 层
经济建设科	颯田分厅 1 层
农业委员会分室	颯田分厅 1 层

【问询处】

设施名称	地址	电话号码
总厅办公楼	飯塚市新立岩 5-5	0948-22-5500 (总机号)
穗波办公楼	飯塚市忠隈 523	0948-22-0380 (总机号)
环境中心	飯塚市目尾 451-1	0948-22-6363
垃圾处理中心	飯塚市吉北 118-2	0948-22-7272
飯塚摩托车赛场	飯塚市鯨田 147	0948-22-6326
飯塚社区中心	飯塚市飯塚 14-67	0948-22-3274
学校给事中心 (学校供餐中心)	飯塚市横田 809	0948-22-1771
穗波分厅	飯塚市忠隈 523	0948-22-0380 (总机号)
筑穗分厅	飯塚市長尾 1242-1	0948-72-1100 (总机号)
庄内分厅	飯塚市綱分 802-7	0948-82-1200 (总机号)
颯田分厅	飯塚市勢田 1271-1	09496-2-2211 (总机号)

公的手続きにおける留意点

■ 印鑑

日本ではさまざまな手続きで、書類にサインではなく印鑑を使用します。印鑑は、一般的な日本人の名前であれば既製品が売られていますが、外国人の名前は売られていませんので、専門店で作るようにしましょう。

印鑑は、サインと同じように意思の確認とみなされ、公的な書類や銀行の書類などで使用することが多いです。印鑑がないと、手続きができない場合もあるので、作っておくことをお勧めします。

また、印鑑は重要な書類に使用することが多いので、保管には十分注意しましょう。

■ 在留カードの携帯

在留カードはいわば身分証明書といえるもので、常時携帯しなければなりません。公的な手続きの際にも、提示を求められることが多いので、必ず携帯するように心がけましょう。

■ 通訳者の同行

日本の公的機関には、日本語以外の言語を話すことができる人が必ずいるとは限りません。行く前に事前に確認しておいたほうがいいでしょう。もし、通訳が必要な場合には、知人などをお願いして一緒に行ってもらうことをお勧めします。

■ 書類のコピー

公的な手続きの際に提出したり受け取ったりする大切な書類は、なるべくコピーを取っておくよう心がけましょう。例えば、結婚したときの政府の証明書や出産したときの医者 of 証明書など、帰国した時に同じ書類が必要になる場合があります。再発行をしてもらうことが難しい場合があるので、コピーして持っておくことをお勧めします。

公共手续的注意事项

■ 印章

在日本办理各种手续时使用的不是签名而是印章。刻有常见日本人名字的印章可以在市面上买到，而外国人名字的话，需要到专营店定做。

印章与签名相同，被认作是个人意愿的确认，经常在办理公共证件以及银行证件资料等时所使用。如果没有印章，可能会出现无法办理手续的情况。因此推荐您定做以备用。

此外，印章会经常用于办理各种重要证件，请妥善保管。

■ 在留卡的随身携带

对在日外国人来说，在留卡相当于身份证明，因此要随身携带。在办理很多公共手续时也会被要求出示，请务必随身携带在留卡。

■ 翻译人员的同行

在日本的公共机关，并非所有的地方都有会外语的工作人员。在办理手续之前，请提前确认。如果需要翻译，最好是邀请会日语的朋友一同前往。

■ 证件的复印

办理公共手续时需要经常提交的证件，请尽量复印备份。例如结婚时的结婚证明、婴儿出生时的医院证明，这些可能会在您要回国时被再次用到。因为这些证件有时再补发会很困难，所以希望您能对这些证件进行复印备份。

1-1 入国・在留資格

(1) 在留資格と在留期間

日本に入国した外国人には、入国の目的によって在留資格と在留期間が決められます。パスポートに、在留資格の種類と在留期間の記載があるので、確認しておきましょう。在留資格には27種類あり、在留資格によって在留期間が異なります。

(2) 在留資格の取得

日本滞在中に日本国籍の離脱や、出生その他の事由により入管法に定める上陸の手続きを行わずに60日を越えて日本に滞在しようとする場合、当該事由の生じた日から30日以内に「在留資格取得の申請」を行う必要があります。

(3) 在留資格の変更

現在の在留資格ではできない活動を行う場合や在留目的が変わる場合には、「在留資格の変更許可申請」をする必要があります。

(4) 在留期間の更新

パスポートに記載された在留期間を過ぎて日本に滞在することはできません。在留期間を延長したい場合は、「在留期間の更新許可申請」をする必要があります。6ヵ月以上の在留期間を有する者にとっては、在留期限の3ヵ月前から可能です。

(5) 永住許可

在留資格をもつ外国人が永住者への在留資格を希望する場合には、「永住許可申請」をする必要があります。在留資格「永住者」は在留活動、在留期間の制限がなく、他の在留資格と比べて大幅に在留管理が緩和されるため慎重な審査が必要なことから、他の変更許可申請とは区別されています。

(6) 再入国許可

日本に在留する外国人が旅行や仕事などで一時的に日本を出国する場合には、出国前に再入国許可を受けておくとい良いでしょう。再入国許可を受けずに出国した場合は、在留資格及び在留期間は消滅してしまいますので注意しましょう。再入国許可には、1回限り有効のものと有効期間内であれば何回も使用できる数次有効のもの2種類があります。

(7) 資格外活動の許可

「留学」や「家族滞在」などの在留資格でも、事前に「資格外活動の許可」を受けることで在留目的を変更することなくアルバイトなど仕事をすることができます。ただし、活動時間などに制限がありますので、仕事をする場合は注意しましょう。

(次ページに続く)

1-1 入境·在留资格

(1) 在留资格与在留期限

入境日本的外国人因入境目的不同，在留资格与在留期限也有所不同。护照上记有在留资格的种类与在留期限，请事先确认。在留资格共有 27 种，在留资格不同，在留期限也会不同。

(2) 在留资格的取得

旅居日本期间，因脱离日本国籍、婴儿出生或其他事由，在没有办理日本《出入境管理及难民认定法》所规定的入境手续却要在日本滞留 60 天以上时，需要在该事由发生日开始的 30 日以内办理《在留资格取得申请》。

(3) 在留资格的变更

如果要进行现持在留资格允许范围以外的活动，或者在留目的发生变更的时候，需要办理《在留资格变更许可申请》。

(4) 在留期限的更新

超过护照上记载的在留期限后不可以再在日本滞留。如果想要延长在留期限，需要办理《在留期限更新许可申请》。对于 6 个月以上在留时间的持有者，可以在在留时间结束前提前 3 个月进行申请。

(5) 永住许可

持有在留资格的外国人，如果希望申请成为永住者，需要办理《永住许可申请》。因为永住者没有留在留活动及在留期限的限制，与其他在留资格相比在在留管理方面会宽松很多，所以审查会相对认真严格。永住许可申请也因此与其他变更许可申请有所不同。

(6) 再入境许可

旅居在日本的外国人如果因出行、工作等原因需要暂时离开日本时，需要办理再入境许可。请注意，如果未办理再入境许可而离开日本时，在留资格和在留期限将会失效。再入境许可分为，只限使用 1 次的许可，以及有效期限内允许多次使用的许可两种。

(7) 资格外活动许可

对于“留学”、“家族滞在”等在留资格的持有人，如果事先申请到《资格外活动许可》，即使不进行在留目的的变更也可以进行打零工等工作活动。但是会有时间限制，工作的时候请注意。

(接下页)

※手続きによっては手数料が必要です。手数料は手続きの種類によって異なりますが、現金ではなく収入印紙で納付してもらいます。（収入印紙は福岡空港国内線第3ターミナルビル内の売店で販売しています。）また、手続きにより必要書類を持参しなければならない場合がありますので、何が必要か事前に確認しましょう。

【問い合わせ先】

■ 福岡入国管理局

福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第1法務総合庁舎
T E L : 092-717-5422 (入国・在留審査部門)
受付時間: 9時～16時 (土・日曜日、休日を除く)

■ 外国人在留総合インフォメーションセンター

福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第1法務総合庁舎
T E L : 0570-013904
受付時間: 8時30分～17時15分
対応言語: 英語、中国語、韓国語、スペイン語

1-2 市役所での手続き

(1) 住民登録

■ 基本事項

外国人住民の方も日本人住民の方と同様に住民基本台帳法が適応され、住民票が作成されます。（ただし、下記の「住民登録が不要な方」は除きます。）

■ 住所登録に必要なもの

- ・在留カード
- ・パスポート

■ 住民登録が不要な方

- 1) 在留期間が3月以下の方
- 2) 在留資格が短期滞在の方
- 3) 「外交」または「公用」の在留資格を有する方
- 4) 在留資格を有しない方

■ 住所変更の手続き

外国人住民の方が住所を変更された場合、市役所で住所変更の手続きが必要です。

異動日から14日以内に本庁市民課又は穂波・筑穂・庄内・颯田支所の市民窓口課で手続きをしてください。

住所変更の手続きの際は、住所が変更する方全員の「在留カード」と「マイナンバーカードまたは通知カード」が必要になりますので窓口を持参してください。

届出の内容によっては、その他の書類が必要になる場合がありますので事前にお問い合わせください。

■ 個人番号（マイナンバー）について

(1) 個人番号（マイナンバー）とは

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、社会保障や税、災害対策の分野で使われます。マイナンバー制度は、行政の透明性を高め、国民にとって便利で、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

住民票のある外国人にもマイナンバーは、通知されます。

※办理手续需要缴纳手续费。办理手续的种类不同，手续费也会不同。缴纳手续费时所收取的不是现金，而是需要购买印花税票以进行缴纳。（印花税票可以到位于福冈市中央区舞鶴入国管理局大楼1层的店铺购买）。此外，根据办理手续的不同，会有要求办理人必须持有某项证件的情况，请在办理前提前确认所需证件。

【问讯处】

■ 福冈入国管理局

福冈市中央区舞鶴 3-5-25 福冈第1法务综合厅
电 话：092-717-5422（入国・在留审查部门）
受理时间：9:00～16:00（周六日及节假日休息）

■ 外国人在留综合咨询中心

福冈市中央区舞鶴 3-5-25 福冈第1法务综合厅
电 话：0570-013904
受理时间：8:30～17:15
接待语言：英语、汉语、韩语、西班牙语

1-2 需在市政厅办理的手续

（1）住民登记

■ 基本事项

依照《住民基本台帐法》，与日本居民相同，市政厅也会为外国居民办理住民票。
（下述“无需办理住民登录者”除外）

■ 办理住民登记的所需证件

- 在留卡
- 护照

■ 无需办理住民登记者

- 1) 在留时间少于3个月者
- 2) 在留资格为“短期滞在”者
- 3) 持有“外交”或“公用”在留资格者
- 4) 无在留资格者

■ 住址变更手续

外国居民在住址发生变动时，需在市政厅办理住址变更手续。

自住址发生变动日起14日之内（包括14日），请于市政总厅市民科或穗波・筑穗・庄内・颯田分厅的市民窗口科办理住址变更手续。

办理住址变更手续时，需携带所有住址发生变更成员的[在留卡]以及[个人编号卡，或者个人编号通知卡]。

根据申请内容的不同，也可能被要求出示其他证件，请在办理前提前确认所需证件。

■ 关于个人编号（マイナンバー）

（1）个人编号（マイナンバー）

个人编号是每个国民所持有的12位个人号码，它会被用于社会保障、税收以及防灾方面。个人编号制度是提高行政透明，方便国民，创建公平、公正社会的基础。

持有住民票的外国人也会被创建并通知个人编号。

(2) マイナンバーの通知

日本に入国し、中長期間在留される方などについては、住民登録をした時点でマイナンバーが記載された紙製の通知カードが郵送されます。

通知カードはあくまで自身のマイナンバーを確認するものであり、身分証明書にはなりません。
※通知カードに有効期限はありません。捨てないで大切に保管してください。

(3) 個人番号カード（マイナンバーカード）とは

プラスチック製の IC チップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書を利用した各種証明書のコンビニ交付サービス、e-Tax 等の電子申請にもご利用いただけます。マイナンバーカードには有効期限がありますが、在留期間等により異なりますので、ご注意ください。

※マイナンバーカードを取得しても、在留カードは引き続き持つ必要があります。

(4) マイナンバーカードをつくるには

マイナンバーカードの取得には申請が必要です。通知カードの入った封筒に同封されている個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼って返送する方法や、スマートフォンやパソコンで申請する方法があります。初回の発行手数料は無料です。

マイナンバーカード交付のお知らせのハガキが届いたら、お早めに受取りをお願いします。

※マイナンバーカードの交付申請に関する留意点

通知カードを受け取られた日以降に引っ越しを行った方や氏名・性別・生年月日・在留期間等に変更があった方は、通知カードに同封された交付申請書を使用することはできません。

引っ越し後や氏名・性別・生年月日・在留期間等に変更後申請を行う場合は、住民票がある市区町村の窓口で交付申請書をお受け取りください。

また、申請書の在留期間満了日が迫っている（1ヶ月程度）場合も、その申請書は使わず、入国管理局で在留期間を更新等した後、新しい申請書を住民票がある市区町村の窓口で交付申請書をお受け取りください。

(5) マイナンバーをお持ちで在留期間の延長を行った方へ

在留期間の更新等により在留できる満了日が変更された場合、その情報はマイナンバーカードには自動的に反映されません。マイナンバーカードをお持ちの方は住民票のある市区町村の窓口で手続きを行ってください。

(6) マイナンバー総合フリーダイヤル

総務省にて英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語に対応した無料の総合フリーダイヤルが開設していますので、ご利用ください。

外国語：0120-0178-27

日本語：0120-95-0178

平日：9時30分から20時00分 土日祝：9時30分から17時30分

（年末年始12月29日から1月3日を除く）

※マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日対応しています。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 市民課窓口係（内線 1013～1015）
 ■ 各支所市民窓口課

(2) 个人编号的通知

对于进入日本，并中长期滞留的外国人，在办理完成住民登记之后，市政厅会以邮件的形式寄送印有个人编号的纸质通知卡（个人编号通知卡）。

个人编号通知卡只能用于居民对自身个人编号的确认，不能作为身份证明所使用。

※个人编号通知卡并无有效期限，请勿丢弃，应妥善保管。

(3) 个人编号卡（マイナンバーカード）

个人编号卡是附有 IC 芯片的塑料材质卡片。卡面印有持卡人的姓名、住址、性别、个人编号以及面部照片。除了可以作为身份证明使用以外，还可作为个人身份的电子证明用于便利店证件领取服务，以及 e-Tax（国税电子申报·纳税系统）等的电子申请服务。

个人编号卡据有使用有效期限，会根据您的在留期限等有所不同。

※即使获取了个人编号卡，也需要您随身携带在留卡。

(4) 办理个人编号卡

获取个人编号卡需要进行申请。市政厅在给您寄送个人编号通知卡时会在信封内附有个人编号卡申请书。请在个人编号卡申请书上署名（亲笔签名）或记名（打印、代签）·盖章，并粘贴面部照片。个人编号卡申请可以通过信件寄回、手机申请、电脑申请等方式来进行申请。个人编号卡的初次办理无需缴纳手续费。

在收到个人编号卡领取通知的明信片后，请尽快领取您的个人编号卡。

※关于个人编号卡申请的注意事项

在收到个人编号通知卡之后，对于搬家或者姓名、性别、出生年月日、在留期限等发生变化的居民，将会无法使用随个人编号通知卡一同寄送的个人编号卡申请书。

此外，对于在留期限即将期满（剩余 1 个月左右）的申请人，也请勿使用邮送的个人编号卡申请书。请在入国管理局办理在留期限的更新之后，到住民票所在地的个人编号卡申请窗口领取新的个人编号卡申请书。

(5) 致持有个人编号卡并进行了在留期限延长的外国人居民

在留期限发生变更的信息并不会自动反应在您的个人编号卡上。请您到住民票所在地办理相关手续。

(6) 个人编号卡综合咨询免费电话

总务省开设有英语·汉语·韩语·西班牙语·葡萄牙语的综合咨询免费电话。

外语：0120-0178-27

日语：0120-95-0178

工作日：9:30 至 20:00 周六日及节假日：9:30 至 17:30

（每年 12 月 29 日至 1 月 3 日 休息）

※全年 365 天 24 小时受理因个人编号卡遗失、被盗等的临时停用服务。

【问讯处】 ■ 飯塚市政总厅 市民科窗口负责人（内线电话 1013 ~ 1015）

■ 各市政分厅市民窗口科

(2) 国民健康保険

日本には医療保険制度があります。その一つが国民健康保険で、病気やけがなどで、医療機関にかかったときの経済的負担を軽くするため、普段からお金を出し合って医療費に充てる、相互扶助を目的とした公的医療保険制度のひとつです。日本では外国の医療保険は使えません。また、一年以上日本に在住する見込みのある外国人で、勤務先の健康保険などに加入できない方は国民健康保険に加入しなければなりません。

ただし、国民健康保険に加入された場合には、前年度の所得、世帯の状況に応じた国民健康保険税を納入しなければなりません。

① 申請手続き

国民健康保険に加入しなければならない方は、市役所の医療保険課又は穂波・筑穂・庄内・颯田支所の市民窓口課で手続きをしてください。

■ 国民健康保険加入申請に必要なもの

- ◆ 在留カード
- ◆ 職場の健康保険をやめた方：保険の喪失日を証明できる証明書

② 保険証と給付

- 1) 国民健康保険証を医療機関の窓口で提示すると、自己負担は30%（70歳から74歳までの前期高齢者は高齢受給者証記載の負担割合20%または30%）となります。
- 2) 被保険者が出産した時、出産育児一時金が404,000円（出産した医療機関が「産科医療補償制度」に加入している場合は420,000円）が支給されます。
- 3) 被保険者が死亡した時、葬儀を行った人に対して葬祭費40,000円が支給されます。
- 4) 1ヵ月支払った医療費が、自己負担限度額を越えた場合、高額療養費として、申請をすることにより超過分の払い戻しがあります。（※但し、申請は診療月から2年以内に行う必要があります。）

③ 国民健康保険の給付

- 1) 出産・健康診断・予防注射・仕事上のけが（労災保険適用の場合）等の場合は健康保険の給付はありません。
- 2) 旅行などで急病にかかり、健康保険証をもたずに受診して全額支払いした場合、領収書、診療報酬明細書等を持参して担当課へ申請してください。審査後、支払った治療費の内、保険給付分が払い戻されます。
- 3) 交通事故など、けがの事由が第三者による場合は届け出をお願いします。

④ 届出事項（ ）内は手続きの際に必要なになりますので、窓口を持参して下さい。

- 1) 世帯主・住所・氏名・人数に変更がある場合は14日以内に届出を。（国民健康保険証）
- 2) 会社の健康保険に加入し、国民健康保険をやめる場合（国民健康保険証、印鑑、全員分の社会保険証）
- 3) 子どもが生まれた場合（国民健康保険証、印鑑）
- 4) 死亡した場合（国民健康保険証、印鑑、会葬礼状または葬儀の領収書など葬儀を行ったことがわかるもの）
- 5) 保険証をなくした場合（印鑑）

※窓口での再交付には公的機関の発行した顔写真付の身分証明書（例：免許証、パスポート、在留カードなど）が必要です。無い場合、保険証は郵送します。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 医療保険課（内線1033～1035）
 ■ 各支所市民窓口課

(2) 国民健康保险

日本有许多医疗保险制度，国民健康保险是其中之一。此保险需要国民平时缴纳国民健康保险费，伤病时可以减轻大家在医疗机构的就诊负担，是互助性质的官方保险制度之一。在日本无法使用国外的医疗保险。此外对于准备在日本居住1年以上的外国人，如无法加入所在单位的健康保险等其他保险，则必须加入国民健康保险。

加入国民健康保险后，需根据前一年的收入及家庭情况支付一定的国民健康保险费。

① 申请手续

需要办理国民健康保险的居民，请到市政厅的医疗保险科或穗波·筑穗·庄内·颯田市政分厅的市民窗口科办理相关手续。

■ 办理国民健康保险申请的所需证件

- ◆ 在留卡
- ◆ 解除所在单位健康保险者：能证明保险到期日的证明书

② 健康保险证与保险金的发放

- 1) 在医疗机构出示国民健康保险证，本人只需支付医疗费用的30%（70岁至74岁的前期高龄者：国民健康保险高龄受给者证上所记载的承担费用，20%或30%）即可。
- 2) 被保险人生育婴儿时，可领取一次性补助金（出产育儿一时金）、404,000日元（生育婴儿时的所在医院加入“产科医疗补偿制度”的情况下：420,000日元）。
- 3) 被保险人死亡时，对举行葬礼的人员发放40,000日元的丧葬费。
- 4) 月支付医疗费超过个人负担限额时，可以进行高额疗养费申请，超出额度的部分会退还给被保险人（※必须在接受治疗月开始两年之内提出申请）

③ 国民健康保险金的发放相关

- 1) 分娩·体检·预防接种·工商（可适用劳灾保险时）的情况，国民健康保险不负担相关费用。
- 2) 如果因外出旅行等突然得病，由于未携带健康保险证而全额支付了医疗费用。在这种情况下，请携带就诊发票、医疗保险费账单（诊疗报酬明细书）到相关科室进行申请。通过审查后，会将本应由国民健康保险负担的部分退还给被保险人。
- 3) 交通事故等，由于第三方的责任而造成被保险人受伤的情况下，请到国民健康保险服务窗口进行呈报。

④ 呈报事项 【】内为办理手续时所需证件，请在办理时带到办理窗口。

- 1) 户主·住址·姓名·家庭成员人数发生变更时，请在14天之内（包含14天）进行呈报。【国民健康保险证】
- 2) 因加入所在公司健康保险而要解除国民健康保险时。【国民健康保险证，印章，办理人全员的社会保险证】
- 3) 婴儿出生时。【国民健康保险证、印章】
- 4) 被保险人死亡时。【国民健康保险证、印章、送殡谢函或葬礼发票等可证明已举行过葬礼的物品】
- 5) 国民健康保险证遗失时。【印章】

※在窗口领取补发的国民健康保险证时需出示公共机关发行的附有面部照片的身份证明（比如：驾驶证、护照、在留卡等）。无法出示的情况下，保险证将会以邮件的形式寄送给被保险人。

【问讯处】 ■ 飯塚市政总厅 医疗保险科（内线电话 1033 ~ 1035）
■ 各市政分厅市民窗口科

■ 社会保険などの健康保険

行政機関以外の企業の常勤サラリーマンとその扶養する家族には、常時雇用されている人を対象とした「健康保険制度」が適用されます。加入手続きは通常、企業の担当者が行います。詳しくは、勤務先へお問い合わせを。

(3) 国民年金

公的年金制度は、年をとったときや、病気やけがで働けなくなったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金や一時金を支給してその生活を支える制度です。

住民登録を行った方で、20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することになっています。加入手続きは、市役所の医療保険課年金係又は穂波・筑穂・庄内・穎田支所の市民窓口課で行ってください。なお、厚生年金に加入している会社、工場など（適用事業所）で働いている方の加入手続きは、勤務先の会社が行いますので、確認してください。

① 年金の種類

- ◆ 老 齢 基 礎 年 金：原則として65歳になったときから受けられる年金
- ◆ 障 がい 基 礎 年 金：国民年金加入中などに、病気やけがで障がい等級に該当する状態になったときに受けられる年金
- ◆ 遺 族 基 礎 年 金：国民年金加入中などに亡くなったときに、生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受けられる年金（「子」が18歳に到達する年度の末日まで。「子」に障がいがある場合は20歳まで）

※それぞれの年金には受給するための要件があります。

② 脱退一時金

日本で年金に加入していた外国人は、出国後、請求手続きをすることで脱退一時金が受けられる場合があります。手続きは出国前でも出国後でも可能です。出国前に請求書を入手しておくといいでしょう。原則として、次の4つの条件に全て当てはまる方が、出国後2年以内に請求されたときに支給されます。

- 1) 日本国籍を有していない方
- 2) 国民年金または厚生年金の保険料を6ヵ月以上納めていた方
- 3) 日本に住所を有していない方
- 4) 年金（障がい手当金などを含む）を受けると権利を有したことがない方

③ 免除について

学生や一定所得以下の方については、学生特例や免除の制度もありますので担当課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 医療保険課年金係（内線 1031～1032）
■ 各支所市民窓口課
※厚生年金については、下記にお問い合わせください。
■ 直方年金事務所 TEL：0949-22-0891

■ 社会保险等其他健康保险

工作单位为行政机关以外的工薪人员及其所抚养家属，可适用于以被长期雇佣者为对象的“健康保险制度”。通常由所在单位进行办理相关手续。详细请咨询所在工作单位。

(3) 国民年金

日本政府的年金制度是对于老年人、因伤病无能力工作者、失去家庭主要劳动力者，进行发放抚恤金、一次性补助金的生活保障制度。

办理过住民登记的 20 周岁至未满 60 周岁的在日居民，按规定应加入国民年金。请到市政总厅的医疗保险科年金负责人处或穗波·筑穗·庄内·颯田分厅的市民窗口科进行办理加入年金手续。此外，对于工作在公司、工厂等（厚生年金适用的营业场所）的居民，会由其工作所在单位负责办理相关的年金加入手续。请到工作所在单位进行确认。

① 年金的种类

- ◆ 老龄基础年金：原则上为从 65 岁开始可领取的年金
- ◆ 残障基础年金：加入国民年金后，因伤病被评定为相应伤残等级者可领取的年金
- ◆ 遗属基础年金：加入国民年金后，加入者死亡时，由加入者所抚养的“养育有子女的配偶”，或“子女”可领取的年金。（截止至“子女”18 周岁年末。“子女”有残障时截止至“子女”20 周岁年末）

※每项年金都有相应的领取条件。

② 脱退一时金（年金脱离一次性返还金）

在日本加入国民年金的外国人，在离开日本后可以通过申请领取脱退一时金。该申请即可在离开日本前办理也可在离开日本后办理。请在离开日本前领取脱退一时金申请书。原则上，符合下述 4 项全部条件者，在离开日本后的两年之内可以领取到脱退一时金。

- 1) 无日本国籍者
- 2) 已缴纳国民年金或厚生年金 6 个月以上者
- 3) 无日本居住地者
- 4) 从未享有年金（包括残障补助金等）领取权利者

③ 关于年金缴纳费的免除

对于学生和一定收入以下者，设有学生特例、年金缴纳费免除制度。详情请到相关科室进行咨询。

【问讯处】 ■ 飯塚市政总厅 医疗保险科年金负责人（内线电话 1031 ~ 1032）

■ 各市政分厅市民窗口科

※关于厚生年金、请咨询以下机关。

■ 直方年金事务所 电话：0949-22-0891

(4) 税金

日本に居住している方はその国籍にかかわらず、納税義務が発生します。(ただし、租税条約による届出を提出している場合を除く)。税金には、国に納める国税(所得税・消費税等)と、地方公共団体に納める地方税(市県民税・軽自動車税等)があります。

① 所得税

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について課税されます。

原則として、その年の翌年2月16日～3月15日までの間に所轄の税務署に申告し、納税することになります。

ただし、会社で年末調整が行われていれば、すでに所得税が清算されているので、基本的に確定申告の必要はありません。

② 市県民税

市県民税は、所得税と同じように、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について課税されます。

原則として、その年の翌年3月15日までに、1月1日現在の住所地の市町村に申告します。市県民税は前年の収入に対して計算し、普通徴収(個人で納付)の場合は翌年6月に納税通知書を送ります。特別徴収(給与より天引き)の場合は翌年5月31日までに通知します。つまり、1年遅れて納税義務が発生するので、翌年の途中で出国される方は市役所税務課市民税係へお問い合わせください。

市県民税の申告の有無	
会社で年末調整している方	会社から市町村に給与支払報告書が提出されるため、市県民税の申告の必要はありません。
確定申告している方	確定申告した方は市県民税の申告をしたものとしてみなされるため、申告の必要はありません。
上記以外の方	市県民税の申告が必要。 前年に所得がない方も申告は必要ですが、市県民税は課税されません。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 税務課市民税係 (内線 1058 ~ 1061)
■ 飯塚税務署 TEL : 0948-22-6710

③ 国民健康保険税

国民健康保険に加入されている世帯員全員の国民健康保険税が世帯主に課税されます。

所得の少ない世帯は軽減措置が適用される場合がありますが、保険税額が「0円」になることはありません。

軽減措置を受けるためには、所得の申告が必要です。(所得のない方も申告は必要です)

※所得とは日本国内での所得をいいます。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 医療保険課 (内線 1038 ~ 1040)

④ 自動車などの所有者にかかる税金

種類	自動車の種類	手続きを行う窓口・問い合わせ先
軽自動車税	軽自動車、二輪車等	■ 飯塚市役所 税務課 (内線 1060)
自動車税	普通車	■ 飯塚・直方県税事務所 TEL : 0948-21-4902

(4) 税金

在日居住者无论国籍均有纳税义务（已根据租税条约提出申请的情况除外）。税金包括，向国家缴纳的国税（所得税·消费税等）、和向地方公共团体缴纳的地方税（市县民税·轻型机动车税等）。

① 所得税

在日居住者的个人所得（1月1日至12月31日一年间的个人所得）会被征收所得税。

在原则上，居民应在产生个人所得后的下一年的2月16日至3月15日之间向当地所辖税务署进行税务申报并缴纳税金。

但若居民所在公司已施行年末调整（年末税金结算），对居民的所得税进行过结算，则居民无需做确定申告（2月16日至3月15日之间向所辖税务署进行的税务申报）。

② 市县民税（住民税）

市县民税与所得税相同，是对日居住者的个人所得（1月1日至12月31日一年间的个人所得）所征收的税金。

原则上，居民应在产生个人所得后，在截至下一年3月15日之前，向居住地（应缴纳税金年的1月1日时的居住地）所在市町村进行税务申报。所辖政府会根据申报人前一年的收入情况进行税金计算并进行征收。市县民税的征收方法分为普通征收（需个人缴纳）和特别征收（从工资中扣除）。普通征收的情况下，会在6月向申报人寄送纳税通知书。特别征收的情况下，会在5月31日之前通知申报人。因居民是在一年后履行本年的纳税义务，所以对于要在年中离开日本的居民，请咨询市政厅税务科市民税负责人。

	是否需要市县民税的申报
工作单位进行有年末调整	工作单位会向市町村提出工资支付报告书（给与支払報告書），因此无需市县民税的申报。
已进行确定申告	进行过确定申告的居民会被视为已进行过市县民税的申报。故无需再次申报。
上述情况以外	需要申报市县民税 前一年无任何收入的居民也需要进行申报。但不会被征收市县民税。

【问讯处】 ■ 飯塚市政总厅 税务科市民税负责人（内线电话 1058 ~ 1061）
■ 飯塚税务署 电话：0948-22-6710

③ 国民健康保险税

所有加入国民健康保险的家庭成员，其国民健康保险税均是对其户主进行征收。

对于收入较少的家庭可适用国民健康保险税减免措施，但保险税额不会减至“0日元”。

申请减免时，需进行个人所得申报。（无收入者也需进行申报）

※个人所得是指在日本国内的个人所得。

【问讯处】 ■ 飯塚市政总厅 医疗保险科（内线电话 1038 ~ 1040）

④ 对机动车等持有者征收的税金

税种	机动车类型	手续办理窗口·问讯处
轻型机动车税	轻型机动车、摩托车等	■ 飯塚市政总厅 税务科（内线电话 1060）
机动车税	普通机动车	■ 飯塚·直方县税事务所 电话：0948-21-4902

⑤ 固定資産税

土地、家屋、償却資産を持っている方に、それらの評価額に応じて負担していただく税金です。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 税務課固定資産税係（内線 1052 ～ 1056）

(5) 出生・死亡

① 出生

日本国内で子どもが生まれた場合には、14日以内に市役所へ「出生届」を提出する必要があります。手続きに下記のものをお持ちください。

届出人：父または母

- ◆ 出生証明書（医師か助産師による証明）
- ◆ 印鑑
- ◆ 母子健康手帳
- ◆ 国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
- ◆ 届出人（父または母）の在留カードとパスポート

② 死亡

日本国内で亡くなられた場合には、7日以内に市役所へ「死亡届」を提出する必要があります。手続きに下記のものをお持ちください。

届出人：同居の親族等

- ◆ 死亡診断書
- ◆ 印鑑

※上記以外に婚姻、離婚届等ありますが、各届に求められる証明書類の様式は、それぞれの国によって異なり、それらを網羅することはできませんので、届出の方法、必要書類の詳細については、本庁市民課または、各支所市民窓口課にお尋ねください。

※外国人の方に関する戸籍の届出は、届出人の所在地で行ってください。

ただし、当事者の一方が日本人の場合には、その日本人の本籍地でも届出をすることができます。

※日本で届出をしただけでは、本国での登録がされない場合がありますので、本国登録の手続きについては各国の領事館などにお問い合わせください。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 市民課戸籍係（内線 1011 ～ 1012）
■ 各支所市民窓口課

(6) 自治会

皆さまが住んでいる地域には自治会があります。自治会は、地域の皆さまが安全かつ快適に生活するために 防災・防犯活動、清掃、お祭りなどの活動をしています。また、住んでいる地域の情報を市報や回覧板で知ることができます。自治会に入りましょう。

加入は任意ですが、自治会に加入するとご近所の方たちとの交流の幅が広がります。加入するには、お住まいの地域の自治会長にご相談ください。自治会長が不明の場合は市役所へご相談ください。

自治会は、人と人との助け合いで成り立っています。ぜひ自治会に加入しましょう。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 まちづくり推進課（内線 1435 ～ 1436）

⑤ 固定资产税

土地、房屋、偿却资产（即折旧资产，指除土地、房屋外的商用资产。如生产用机器、起重机、渔船等）的持有者，会对其所持资产进行评估，根据评估额对其征收固定资产税。

【问讯处】 ■ 飯塚市政总厅 税务科固定资产税负责人（内线电话 1052 ~ 1056）

(5) 出生・死亡

① 出生

在日本国内，婴儿出生 14 天之内，其父母需向市政厅提交“出生届”（出生报告）。办理相关手续时请携带以下证件。

报告人：婴儿的父亲或母亲

- ◆ 出生证明书（由医生或者助产师开具的证明）
- ◆ 印章
- ◆ 母子健康手册
- ◆ 国民健康保险证（仅限加入保险者）
- ◆ 报告人（婴儿的父亲或母亲）的在留卡与护照

② 死亡

在日本国内死亡时，其亲属需在 7 日之内向市政厅提交“死亡届”（死亡报告）。办理相关手续时请携带以下证件。

报告人：一起居住的亲属

- ◆ 死亡诊断书
- ◆ 印章

※除上述之外还有结婚、离婚登记等。各类申请登记所需的文件样式根据登记人的国籍会有所不同。在这里不能一一列举，关于详细的登记手续及所需证件请咨询市政总厅市民科，或各市政分厅市民窗口科。

※关于外国居民户籍迁出手续，请在迁出人所在地进行办理。

当事人一方是日本人时，也可在该日本人的籍贯地办理户籍迁出手续。

※仅在日本国内办理户籍迁出手续，可能会出现国籍所在国未被登记的情况。关于其他国家的登记手续，请咨询该国领事馆等相关机构。

【问讯处】 ■ 飯塚市政总厅 市民科户籍负责人（内线电话 1011 ~ 1012）
■ 各市政分厅市民窗口科

(6) 自治会

大家居住的地区设有自治会。自治会致力于为大家创造安全舒适的生活环境，会举办防灾・防盗、扫除、庆典等活动。此外，加入自治会还可通过市报（市政厅向市民发放的宣传册）或传阅板（相互传阅的宣传册）了解到居住地区的信息。请积极加入自治会。

虽然是自愿加入，但加入自治会后可以加强邻里之间的交流，认识更多的朋友。请与您居住地区的自治会长联系以加入自治会。如不清楚自治会长信息，请到市政厅进行咨询。

有了居民之间的互相帮助，自治会才能成立。请一定要积极加入自治会。

【问讯处】 ■ 飯塚市政总厅 城镇建设推进科（内线电话 1435 ~ 1436）

2-1 住宅

(1) 賃貸住宅の種類

日本の賃貸住宅には、民間住宅と県・市が賃貸している公営住宅とがあります。

① 民間住宅

民間住宅を借りる際は、不動産会社を通して探すのが一般的です。また、賃貸住宅情報を掲載した専門情報誌やホームページでも探すことができます。貸家やアパート、マンションなどのタイプがあります。自分の生活に合った条件をはっきりさせ、契約前に必ず自分の条件に合っているかどうか確認するようにしましょう。

② 公営住宅

県や市などの公共機関が運営する住宅で、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸している住宅。所得制限や同居要件などの申し込み資格があります。また、申し込み時期が決まっており、入居希望者が複数の場合は抽選により入居者が決定します。飯塚市営住宅及び福岡県営住宅の申し込み資格・申し込み時期については下記のとおりです。

【入居申し込み資格】

1	飯塚市内に住所または勤務場所を有する人（市営住宅の場合） ※外国人の場合は飯塚市内で住民登録をしている人に限ります
2	成年者（20歳未満の既婚者を含む）であること
3	同居しようとする家族がある人 ※単身での入居については一定の条件があります
4	同居家族の収入も含め、諸控除後の月収が収入基準額以下の人 ※収入基準額については住宅・世帯類型によって異なります
5	市町村税（市町村民税・軽自動車税・固定資産税）を滞納していないこと（市営住宅の場合）
6	現在、住宅に困っている人（原則として、持家のある人及び公営住宅の入居名義のある人は申し込みできません）
7	犬・猫等のペット類を飼育しないこと及び共同生活を円満にできる人
8	過去において無断退去や家賃滞納など、不正な行為をしたことがないこと
9	暴力団員でないこと
10	連帯保証人をたてられる人（連帯保証人は、入居者と同等の責任を負うこととなります）

【申し込み時期】

市営住宅	定期募集	年4回（5月、8月、11月、2月）
県営住宅	定期募集	年3回（3月、6月、10月）
	ポイント方式	年2回（1月、7月）

※ポイント方式・・・現在のお住まいの住宅の規模、設備、家賃の負担状況、高齢者世帯等の状況などの項目を点数化し、点数の高い世帯から優先的に入居者を決定する方式です。ポイント方式では、上記の申し込み資格に加え、福岡県内の同一住所に現在まで引き続き1年以上住んでいる必要があります。

【問い合わせ先・申し込み先】

- 市営住宅 飯塚市役所 住宅政策課（内線 1521～1523）
- 県営住宅 福岡県住宅供給公社筑豊管理事務所
飯塚市吉原町6-1 あいタウン3階 TEL：0948-21-3232

2-1 住房

(1) 租赁住房的种类

日本的租赁住房分为民间住宅，以及由县·市进行租赁的公营住宅。

① 民间住宅

民间住宅一般是通过房地产公司来进行查询和办理租借。此外，在租房相关的杂志和网站上也可以查询到租赁住房信息。住房类型有独立式住宅、底层联排式住宅、公寓式住宅等。请一定要在签订租房合约前仔细确认该住房是否符合自己的选住条件。

② 公营住宅

公营住宅是指由县市等公共机关管理，向收入低、有住房困难的人群提供的廉价住宅。对租赁人的收入情况和共同居住者等有一定的限制和要求。此外，公营住宅有规定的申请时间，申请者较多时将由抽签决定。飯塚市营住宅、福冈县营住宅的申请资格及申请时间如下

【申请资格】

1	居住地或工作地在飯塚市内者（市营住宅） ※外国人仅限在飯塚市内办有住民登记者
2	满 20 周岁者、或未满 20 周岁的已婚者
3	有共同居住的家属 ※对于独自一人申请有一定的条件要求
4	包含同居家属的收入在内、各项税费扣除后总收入在收入基准额以下者 ※收入基准额会根据租赁住房条件和租借人家庭状况而有所不同
5	市町村税（市町村民税・轻型机动车税・固定资产税）未滞纳者（市营住宅）
6	有住房困难者（原则上持有房产者及已申请公营住宅者无法申请）
7	不饲养猫狗等宠物，可保持邻里和睦者。
8	无擅自退房、滞纳房租等不良行为记录者。
9	非暴力团成员
10	有连带担保人（连带担保人与租借入住者负有相同责任）

【申请时间】

市营住宅	定期募集	1 年 4 次（5 月、8 月、11 月、2 月）
县营住宅	定期募集	1 年 3 次（3 月、6 月、10 月）
	分数制	1 年 2 次（1 月、7 月）

※分数制……将对现住房规模、住房设施、房租负担、共同居住者中有高龄者等情况进行分数化、决定入住者时采取高分家庭优先的方式。分数制的适用者，除了上述申请条件之外，还需在福冈县内同一处住所居住一年以上。

【问讯·申请地址】

- 市营住宅 飯塚市政总厅 住宅政策科（内线电话 1521 ~ 1523）
- 县营住宅 福冈县住宅供给公社筑豊管理事务所
飯塚市吉原町 6-1 あいタウン 3 层 电话：0948-21-3232

2 日々の生活

③ 留学生等住宅

飯塚市では、飯塚市内3大学（九州工業大学、近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学）に在籍する留学生、研究者のために低額家賃で住宅を賃貸しています。募集については各大学を通じてしています。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 住宅政策課（内線 1521～1523）

(2) 契約

住宅を借りる際は、賃貸契約を結びます。契約の際には次のような経費等が発生しますので、通常の家賃の4～5倍程度の経費がかかることが多いようです。契約書をよく読んで確認しましょう。

保証人	1～2人の保証人が必要。
敷金	家賃支払いの担保として家主に預けておくお金で、家賃の1～3ヵ月分を支払います。退去時に返金されるものですが、清掃料や部屋の修繕が必要なときはその修繕費に使われ、その残金が返金されます。
礼金	権利金とも呼ばれ、家主に対して支払うお金で、家賃の1～2ヵ月分を支払います。退去時には返金されず、最近では礼金を支払わなくていい住宅も多いようです。
仲介料	不動産会社に対して支払う手数料で、家賃の約1ヵ月分を支払います。
家賃	入居月及び翌月分（前払い）を支払います。
保険料	住宅や不動産会社によっては、必ず火災保険に加入しなければならない場合があります。
その他	共益費や駐車場使用料が必要な場合もあります。

■ 福岡地域留学生住宅保証制度

福岡県内の大学・短期大学及び高等専門学校に在籍する留学生が賃貸住宅を借りるときの保証人の確保を支援する制度です。詳しくは各大学の留学生担当課にお問い合わせください。

(3) 入居

- 1) 新しい家に入居したときは、電気・ガス・水道などが供給されているか確認しましょう。供給されていない場合は、各会社に連絡をしましょう。
- 2) 最寄りの病院や警察署などの所在地を確認しましょう。
- 3) 在留カード、子供の転校手続き、運転免許証、バイク・自動車の住所変更などの行政手続きも必要になりますので確認しましょう。
- 4) 隣近所の人に挨拶に行きましょう。できれば、自治会（町内会）に加入し、ゴミの収集日や町内の行事などについて教えてもらいましょう。
- 5) し尿の収集は、飯塚市環境センター（TEL：0948-22-6363）に連絡をしましょう。

③ 留学生住宅

飯塚市为市内三所大学（九州工业大学、近畿大学产业理工学部、近畿大学九州短期大学）的在籍留学生及研究人员，提供有廉价租赁住房。通过各大学进行入住募集。

【问讯处】 ■ 飯塚市政总厅 住宅政策科（内线电话 1521 ~ 1523）

(2) 签约

租借房屋时需签订租借合约。签约时会产生以下等费用、大约会花费房租的 4 至 5 倍价格。请在签约时认真阅读合约内容并进行确认。

担保人	需 1 到 2 名担保人。
押金	作为房租支付的担保暂付给房东的钱，大约要暂付 1 到 3 个月的房租金额。退租时会返还，但会扣除清洁费和房屋的修缮费用。
礼金	又叫权利金，是支付给房东的谢礼金。通常是 1 到 2 个月的房租金额，退租时不会返还。最近不需支付礼金的租赁住房也有许多。
中介费	支付给房地产公司的手续费，约为 1 个月的房租金额。
房租	需支付入住月及下个月的房租。（入住前预付部分）
保险费	根据租借房屋及房地产公司的不同、有时必须要加入火灾保险。
其他	有时也需要支付公共设施费或停车场使用费

■ 福冈地区留学生住宅保证制度

本制度是福冈县内的大学、短期大学以及高等专门学校的在籍留学生在租借住房时，为留学生提供担保（等同担保人）的支援制度。详情请咨询各大学的留学生科。

(3) 入住

- 1) 搬入新家时、请确认水电、煤气等是否已可正常使用。如无法正常使用，请联系水电或煤气公司。
- 2) 请确认附近的医院和警察局所在地。
- 3) 请确认是否已办理在留卡、子女转校手续、驾驶证、摩托车·机动车车主住址变更等相关行政手续。
- 4) 问访左邻右舍。方便的话请加入自治会（居民委员会）、获取垃圾清理日程表及町内活动等信息。
- 5) 粪便清理的相关信息请联系飯塚市环境中心（电话：0948-22-6363）。

(4) 退去

- 1) 退去するときは、契約内容に従って事前に家主または不動産会社に連絡しましょう。契約内容によって異なりますが、退去希望日の1～2ヵ月前までに申し出をしないと、敷金が返金されない場合がありますので早めに連絡するようにしましょう。
- 2) 電気・ガス・水道などの各会社に連絡して供給停止日を決め、料金を精算しましょう。
- 3) NTT、NHKに契約を継続するか解約するかを連絡しましょう。
- 4) 郵便局で住所変更の手続きをしましょう。
- 5) 在留カード、子供の転校手続き、運転免許証、バイク・自動車の住所変更などの行政手続きも必要になります。
- 6) 粗大ゴミ、引越しゴミに関しては、飯塚市クリーンセンター（TEL：0948-22-1551）へご相談ください。
- 7) し尿の収集は、飯塚市環境センター（TEL：0948-22-6363）に連絡し料金の精算をしましょう。

2-2 上下水道

(1) 水道

飯塚市内の水道水は浄水場できれいな水に処理されているので、そのまま飲んでも安心です。住所が変わるなど新たに水道水を使う時は、事前に企業局へ連絡してください。また、使用中止の場合も事前に連絡することが必要です。

■ 水道料金の支払い方法

支払いは2ヵ月に1回。金融機関、郵便局の口座から自動支払い、あるいは金融機関、コンビニの窓口で現金で支払う方法があります。

【問い合わせ先】 ■ 上下水道料金センター TEL：0948-22-0682

※水漏れや水道破裂が起こったら元栓を閉め、水漏れ箇所に布を強く巻きつけます。修繕センターに連絡し、修理を依頼してください。（中高層アパートに住んでいる場合は、まずアパートの管理人に連絡しましょう。）

【問い合わせ先】 ■ 修繕センター TEL：0948-22-4949

(2) 下水道

住所が下水道整備地区の場合、上水道の使用量に応じて、下水道使用料を算定し、水道料金と合わせて請求されます。野菜くずなどの固形物や油類（食用油、ガソリン、シンナー等）は、下水道に流さないようにお願いします。

【問い合わせ先】 ■ 企業局（穂波庁舎内） TEL：0948-22-0380

(4) 退租

- 1) 退租时, 请根据租赁合同内容提前联系房东或者房地产公司。根据合约内容不同、退租日前1到2个月之前不提出退房申请的话, 有可能会拿不到本该被返还的押金。所以请尽早联系房东或者房地产公司。
- 2) 联系水电、煤气公司以确定停止供应的日期并结算相关费用。
- 3) 联系NTT(日本电信电话股份有限公司)、NHK(日本广播协会), 决定是否续约(搬家后继续使用)。
- 4) 前往邮局办理住所变更手续。
- 5) 办理在留卡、子女转校手续、驾驶证、摩托车·机动车车主住址变更等相关行政手续。
- 6) 关于大件垃圾及搬家时的垃圾处理, 请咨询饭塚市垃圾处理中心(电话: 0948-22-1551)
- 7) 粪便清理相关请联系饭塚市环境中心(电话: 0948-22-6363)并结算相关费用。

2-2 供水

(1) 自来水

饭塚市内的自来水已经过净水工厂的净水处理, 可直接饮用。因搬家等需要用水时, 请事前联系市政厅企业局。此外、停止使用时也需提前告知。

■ 水费的支付方法

水费每2个月结算一次。可以自动转账支付, 或在银行、便利店的柜台窗口现金支付。

【问讯处】 ■ 上下水道料金中心 电话: 0948-22-0682

※发生漏水或水管破裂时, 请先关闭总阀门, 并用布把漏水处缠封。之后请联系修缮中心委托修理。(居住在中高层公寓时, 请先通知公寓管理员。)

【问讯处】 ■ 修缮中心 电话: 0948-22-4949

(2) 下水道

在设有下水道的地区居住时, 会根据您的自来水用量结算下水道使用费, 下水道使用费会加算在您的水费中。请勿将剩菜等固体垃圾, 油类(食用油、汽油、信纳水等)倒入下水道。

【问讯处】 ■ 企业局(市政厅穗波分厅) 电话: 0948-22-0380

2-3 電気

(1) 電気の使用開始の手続き

電気は、分電盤のブレーカーのスイッチを上にあげると使用できます。

申込書がポストや家の中に置いてありますので、住所・氏名・連絡先・使用開始日と、利用料金を口座引落しにしたい場合は口座情報を記入して返信用封筒に入れて九州電力に送ってください。

※ブレーカーを作動させても電気につかない場合や申込書がない場合は、九州電力へ連絡してください。

(2) 電気がつかなくなった時は

契約容量以上の電気を使用した場合や電気器具がショートした場合、ブレーカーのスイッチが自動的に下がります。このような場合は、以下の手順を行ってください。

- 1) 使用中の電気器具を減らす。
- 2) ショートした電気器具のコンセントを抜く。
- 3) ブレーカーのスイッチをあげる。

(3) 電気容量の変更

ブレーカーの取替えは基本的に無料ですが、毎月の基本料金が変わります。

※場合によっては、工事等が必要になり有料となることがあります。

(4) 料金の支払い

毎月メーターが検診され、「電気ご使用量のお知らせ」がポストに投函されます。料金は1ヵ月ごとに請求されます。現金払いの場合は納付書が届きますので、銀行、郵便局、九州電力、指定のコンビニ等で支払しましょう。また、指定の銀行、郵便局の口座から自動引落しにすることもできますので、希望する場合は九州電力へお問い合わせください。

(5) 使用停止するときは

引越しをする数日前に九州電力に連絡しましょう。

【問い合わせ先】 ■ 九州電力飯塚営業所
飯塚市新飯塚 23-32 TEL : 0120-986-104 (コールセンター)

2-3 用电

(1) 用电前手续

只需合上配电盘开关即可使用。

请填写投放在信箱或提前放置在住房中的申请书，在填写好住址、姓名、联系方式、开始使用日期以及账户信息（希望自动转账支付的用户）后，邮寄给九州电力公司。

※如合上开关也无法用电或没有申请书时，请联系九州电力公司。

(2) 停电时

超出合约规定用电量或者电器短路时，配电盘开关将自动断开。此时，请按照以下步骤恢复用电。

- 1) 减少使用中的电器数量
- 2) 拔掉出现短路的电器电源
- 3) 合上配电盘开关

(3) 用电量的变更

配电盘中的漏电保护装置会决定用电量、更换该装置无需支付费用，但每月用电的基本费用会发生变化。

※更换漏电保护装置时，如需其他施工处理则需要缴纳一定费用（工料费）。

(4) 电费的支付

电费每个月会进行查表结算，并投寄给用户“用电量通知单”。现金支付的用户将会收到电费缴纳单，请到银行、邮局、九州电力公司、指定便利店等进行支付。此外，也可通过邮局银行等指定银行账户进行自动转账支付。希望自动转账支付时请咨询九州电力公司。

(5) 停止使用时

搬家时请提前数日联系九州电力公司。

【问讯处】 ■ 九州电力飯塚营业所

飯塚市新飯塚 23-32 电话：0120-986-104（呼叫中心电话）

2-4 ガス

(1) ガスの使用開始の手続き

ガス会社に直接連絡してください。本人立会いで、ガス会社の職員が開栓します。
※ガスは、会社によってガス器具・使用開始の手続きが異なります。

(2) ガス漏れに気がいたら

ガス漏れやガス系統の破損は、火事や事故の原因となるので注意しましょう。
もし、ガス漏れに気が付いたら落ち着いて下記の行動を取りましょう。

- ◆ 窓やドアを開け、ガス栓を閉めましょう。
- ◆ 火は絶対に使わないようにしましょう。
- ◆ 電気のスイッチに触れないようにしましょう。(爆発の危険性があります)
- ◆ ガス会社(プロパンガスの場合はボンベに記載されている電話番号)に連絡しましょう。

(3) 料金の支払い

毎月メーターが検診され、ガス使用量の伝票が渡されます。料金は1ヵ月ごとに請求されます。現金払いの場合は納付書が届きますので、銀行、郵便局、ガス会社、指定のコンビニ等で支払いましょう。
また、指定の銀行、郵便局の口座から自動引落としにすることもできますので、希望する場合はガス会社へお問い合わせください。

(4) 使用停止するときは

引越しをする数日前にガス会社に連絡しましょう。引越しをする日にガス会社の職員が来て、閉栓します。

2-5 電話

(1) 固定電話

① 使用の申し込み

電話を新しく設置する場合は、NTTで直接手続きをする必要があります。まずは局番なしの「116」に電話して申し込みをしましょう。申し込みにあたっては在留カード、パスポートなどが必要です。また、電話を設置するには工事が必要になります。工事には費用もかかります。

電話機は電気店などで購入することもできますが、NTTからレンタルすることもできます。

詳しくは「116」にお問い合わせください。

※携帯電話・PHSからの問い合わせは TEL:0800-2000116

② 引越し・帰国するとき

引越しして、引越し先で使用する場合には、移転工事を依頼する必要があります。移転には費用がかかります。また、帰国するなど電話が不要となった場合は、解約をする必要があります。

引越しや帰国する場合には、事前に「116」に連絡しましょう。

※携帯電話・PHSからの問い合わせは TEL:0800-2000116

2-4 煤气

(1) 煤气使用前手续

请直接联系煤气公司。煤气公司的工作人员会在使用人在场时进行煤气开栓。

※煤气公司不同，煤气使用器具、开始使用手续也会不同。

(2) 煤气泄漏时

请注意煤气泄漏、煤气管道破损是造成火灾事故的原因之一。

如发现煤气泄漏时，请沉着冷静并按以下步骤处理。

- ◆ 打开门窗，关闭煤气阀门。
- ◆ 避免使用一切可以引起火花的器具。
- ◆ 不要触碰所有电源开关（有爆炸的危险）
- ◆ 请联系煤气公司（使用液化石油气时，请拨打煤气罐上的电话号码）

(3) 煤气费的支付

煤气费会每个月进行查表结算，并会投寄给用户煤气用量通知单，需要用户每月支付。现金支付的用
户将会收到电费缴纳单，请到银行、邮局、煤气公司、指定便利店等进行支付。

此外，也可通过邮局银行等指定银行账户进行自动转账支付。希望自动转账支付时请咨询煤气公司。

(4) 停止使用时

搬家时请提前数日联系煤气公司。搬家当日煤气公司的工作人员会来关闭煤气栓口。

2-5 电话

(1) 固定电话

① 使用申请

安装电话时需要到N T T（日本电信电话股份有限公司）直接办理手续。请先拨打“116”（无需附加区号）
进行申请，申请时需在留卡、护照等证件。另外，安装电话时要进行安装施工，需缴纳工料费。

电话机可以在电器商店购买，也可向N T T租借。

详情请拨打“116”咨询。

※手机·小灵通用户咨询电话：0800-2000116

② 搬家·回国时

搬家后在新家继续使用固定电话时，需要办理固定电话移机。移机需要缴纳一定费用。此外，回国等
不再使用固定电话时，需要办理解约手续。

搬家、回国时，请事前拨打“116”咨询。

※手机·小灵通用户咨询电话：0800-2000116

③ 電話帳の利用

N T Tの電話加入者であれば、電話帳（タウンページ&ハローページ）が無料でもらえます。電話帳にはさまざまなお店の電話番号や個人宅の電話番号が掲載されています。希望する場合はタウンページセンターまで連絡しましょう。

【問い合わせ先】 ■ タウンページセンター

T E L : 0120-506-309

営業時間：月～金曜日 9時～17時

土、日、祝日及び年末年始は休業

(2) 携帯電話・PHS

携帯電話は、各電話会社、代理店などで契約できます。契約については、電話会社によって必要書類が異なりますが、在留カードとパスポートが必要になる場合が多いです。在留期間によって契約ができない場合もありますので、詳しくは各電話会社にお問い合わせください。

また、電話会社によって通話エリアが異なり、電話会社によっては飯塚市内でも通話ができない地域もありますので、十分確認してから契約しましょう。

利用にあたっては、公共の場（電車の中など）では使用を控えたり、車の運転中は使用しないようにするなどマナーを守りましょう。

※車の運転中に携帯電話を使用すると罰金が科せられます。

(3) 電話のかけ方

① 国内電話

日本の電話番号は3組の数字からできています。

- 1) 市外局番（市外にかけるときだけ使用します。ただし、飯塚市内でも「潁田地区」は市外局番が「09496」となっています。）
- 2) 市内局番
- 3) 契約者番号（電話番号）

【例】 0948 - ○○ - ××××
 （市外局番） （市内局番） （契約者番号）

② 国際電話

国際電話は、次の順にダイヤルします。

■ マイライン・マイラインプラスに登録されている場合

010 + 相手国番号 + 相手国内番号

■ マイライン・マイラインプラスに登録されていない場合

電話会社の識別番号 + 010 + 相手国番号 + 相手国内番号

※国内には国際電話を取り扱う会社は複数あります。例えば、K D D I（001）、N T Tコミュニケーションズ（0033）、ソフトバンクテレコム（0041）などがあります。電話会社によって通話可能な国や地域、通話料金等が異なりますので、詳しくは各電話会社にお問い合わせください。

■ オペレーター通話の場合（K D D Iの場合）

- 1) 0051 とダイヤルするとオペレーターが出ます。
- 2) かけたい国と電話番号を伝えます。

③ 电话簿的使用

NTT用户可以免费领取电话簿（商用社会团体电话名册、企业及个人电话名册）。电话簿刊载有企业、商铺及个人住宅的电话号码。获取电话簿需联系电话黄页中心（タウンページセンター）。

【问讯处】 ■ 电话黄页中心

电 话：0120-506-309

营 业 时 间：周一至周五 9:00 至 17:00

周六日、节假日及年初年末休息

(2) 手机·小灵通

手机可在各电话公司、代理店签约办理。关于签约所需证件，不同的电话公司要求会有所不同，但大都需要在留卡和护照。根据办理人在留期限（过短），可能会出现无法办理的情况。详情请咨询各电话公司。

此外，每所电话公司的可通话区域会有所不同。有的电话公司的电话，即使在饭塚市区内也无法通话使用。所以在办理电话签约时请仔细确认。

手机使用方面。请尽量避免在公共场合（电车内）使用手机，请勿在驾车时使用手机。

※驾车时使用手机会处以罚款

(3) 电话的拨打

① 国内电话

日本国内的电话号码由3组数字组成

1) 区号（仅在市外拨打时使用。但请注意即使在饭塚市内，拨打“颯田地区”的电话号码也需加拨区号“09496”。）

2) 市内区号

3) 签约人号码（电话号码）

【例】 0948 - ○○ - ××××
 (区号) (市内区号) (签约人号码)

② 国际电话

国际电话请按以下顺序拨打。

■ My Line · My Line Plus 的注册用户

010 + 对方国际电话区号 + 对方国内电话区号

My Line（通过事先在电话公司注册，即使不拨打该电话公司的识别号码，也可以优先使用该电话公司的服务），My Line Plus（与“My Line”服务不同，只能使用注册的电话公司。一般来说，打折幅度比“My Line”大）。

■ 非 My Line · My Line Plus 注册用户

电话公司的识别号 + 010 + 对方国际电话区号 + 对方国内电话区号

※日本国内有很多提供国际电话服务的电话公司。例如、KDDI（识别号：001）、NTT Communications（识别号：0033）、SoftBank Telecom（识别号：0041）等。电话公司不同，可通话国家及地区、通话费用也会不同，详情请咨询各电话公司。

■ 通过接线员拨打（KDDI 用户）

1) 拨打“0051”接通接线员

2) 告知接线员要拨打的国家和电话号码

(4) 3桁番号サービス

3桁の番号をダイヤルすることで下記のようなサービス利用・緊急連絡等を行うことができます。

無 料		有 料	
110 番	警察への事件・事故の急報	117 番	時報
119 番	火事・救助・救急車	177 番	天気予報
113 番	電話の故障に関する相談	188 番	消費者ホットライン
116 番	電話の新設・移転・各種ご相談	189 番	児童相談所全国共通ダイヤル
171 番	災害用伝言ダイヤル		
104 番	電話番号のご案内		
115 番	電報の申し込み		

(5) 料金の支払い方法

使用した電話料金は1ヵ月ごとに請求書が送られてきます。銀行、郵便局、各電話会社窓口、指定のコンビニ等で支払いましょう。また、指定の銀行、郵便局の口座から自動引落としにすることもできますので、希望する場合は各電話会社へお問い合わせください。

2-6 インターネット

日本では、モデムによるダイヤルアップ、ブロードバンドによるISDN、ADSL、光ファイバーなどを使用した常時接続が可能です。プロバイダーは複数あり、料金等はそれぞれ異なりますので、申し込みの際は各プロバイダーにお問合せください。

2-7 ごみ

(1) ごみ袋、ごみ収集関係

飯塚市では、ごみを7種類に分け収集しています。

「可燃ごみ」「不燃ごみ」「空かん空びん」「粗大ごみ」は指定袋又は指定シールによる有料収集となります。

ごみの分別区分や、出し方は次のページの表です。

詳しくは、家庭ごみの分け方・出し方の冊子をご覧ください。収集日は、お住まいの地区により異なりますので、ごみ収集カレンダーをご覧ください。

「古紙古布」「資源プラ」「有害ごみ」は拠点収納ボックスで収集しています。排出日や排出場所にご注意ください。

(4) 紧急联络及服务电话

紧急联络电话及服务电话，号码如下表所示。（3位数字号码）

免费		收费	
110	事件、事故报警	117	报时台
119	火灾、救助、救护车	177	天气预报
113	电话故障咨询	188	消费者热线
116	电话安装、移机等咨询	189	儿童保护咨询中心全国统一号码
171	灾时留言电话		
104	查号台		
115	电报申请		

(5) 电话费的支付

现金支付的用户每月会收到电话费缴纳单，请到银行、邮局、电话公司付费窗口、指定便利店等进行支付。此外，也可通过邮局银行等指定银行账户进行自动转账支付。希望自动转账支付时请咨询各电话公司。

2-6 互联网

在日本提供有调制解调器拨号上网、ISDN 宽带、ADSL、光纤等上网连接方式，可随时接入。日本有众多互联网提供商，使用费各有不同，申请时请咨询各互联网提供商。

2-7 垃圾清理**(1) 垃圾袋·垃圾清理**

在饭塚市内，垃圾分为7类进行清理回收。

“可燃垃圾”、“不可燃垃圾”，“空瓶罐”，“大型垃圾”的清理回收属于收费清理。需要居民购买指定垃圾袋或指定贴纸。

垃圾分类及处理请参照次页的表格。

详情请参阅[家庭垃圾分类及处理手册](#)。根据您居住的地区，[垃圾清运日](#)会有所不同，[请参阅垃圾清运日历](#)。

“旧纸布”、“可回收塑料”、“有害垃圾”会[通过垃圾回收集中箱进行清理回收](#)。请注意垃圾回收集中箱的位置和清理回收时间。

2 日々の生活

1 公的手続き

① 家庭ごみの分け方・出し方

ごみの分け方出し方を詳しく説明した小冊子です。
本庁環境整備課、市民課、各支所市民窓口課で随時配布をしています。
また、市役所ホームページでもご覧いただけます。

② ごみ収集カレンダー

お住まいの地区毎に、年間のごみ出し日をカレンダーにしたものです。
毎年3月に全世帯に配布しますが、本庁環境整備課、市民課、各支所市民窓口課で随時配布をしています。また、市役所ホームページでもご覧いただけます。

③ 拠点収納ボックス

リサイクル資源が、雨や風などの影響を受けないよう、各自治会、地区公民館、市役所本庁・各支所に市が設置した物置です。

拠点収納ボックスの中には「ペットボトル」「白色トレイ」「蛍光管（直管）」「蛍光管（丸管その他）」「乾電池／水銀体温計」の入れ物があります。

「古紙古布」はそれぞれの区分毎に十字にしぼって、物置の床に置いてください。

拠点収納ボックスの開閉日は、それぞれの自治会、公民館で決められています。

④ 市で収集できないもの

家電リサイクル法対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機など）や、パソコン、ボタン電池など、市では収集を行わない物があります。

詳しくは、「家庭ごみの分け方・出し方」の冊子をご覧ください。か、飯塚市役所環境対策課までお問い合わせください。

【ごみの分け方・出し方】

区分	出せるもの	出す場所
可燃ごみ	生ごみ、おむつ（汚物は取り除く）、ゴム・皮革製品、CD、DVDなど	各集積場所
不燃ごみ	食用の缶、ガス缶・スプレー缶（穴を開けて）、電球、食器類（陶器・ガラス）、その他金属・陶器・ガラス類	
空かん空びん	飲料用の空かん、飲食用の空びん（中を軽くすすいでください）	
粗大ごみ	こたつ、網戸、ゴルフクラブ、その他指定の袋に入らない物 ※予約制ですので、出される前に申し込みをお願いします。	自宅前
古紙古布	新聞（チラシ含む）	拠点収納ボックス
	雑誌類（辞書、紙箱、包装紙含む）	
	ダンボール	
	牛乳パック 古布	
資源プラ	ペットボトル（キャップとラベルを外し、潰してください）	※左の区分毎に分けてください。
	白色トレイ（洗って、乾かしてください）	
有害ごみ	蛍光管（割れたものは不燃ごみです）	
	乾電池	
	水銀体温計（割れたものは不燃ごみです）	

※転入や転居で、ごみを出す場所がわからない場合は、飯塚市役所環境対策課（TEL：22-7272 FAX：22-8191）までお問い合わせください。

2 日々の生活

3 保健・福祉

4 緊急時

5 教育

6 余暇

7 支援・相談

① 家庭垃圾分类及处理手册

本手册详细介绍了垃圾的分类及处理方法。

可随时在市政总厅环境整备科、市民科、各市政分厅市民窗口科领取。

此外，也可在市政厅主页查阅。

② 垃圾清运日历

本日历标注了各居住地区、各类垃圾的清运日期。

本日历会在每年3月分发给市内住民。此外，也可随时在市政总厅环境整备科、市民科、各市政分厅市民窗口科领取，或在市政厅主页查阅。

③ 垃圾回收集中箱

为了避免资源垃圾受到风雨侵蚀，各自治会、地区公民馆、市政厅总厅·各分厅在市内设置了垃圾回收集中箱。

垃圾回收集中箱中放有“塑料瓶”、“白色发泡塑料盒”、“荧光灯管（直灯管）”、“荧光灯管（圆管及其他）”、“干电池 / 水银体温计”。

“旧纸布”请分类后十字捆绑并放置在集中箱箱底。

垃圾回收集中箱的开放日是由各自治会、公民馆决定的。

④ 市内不回收处理物品

家电回收法（特定家庭用机器再商品化法）适用对象家电（如空调、电视、电冰箱、洗衣机、烘干机等）、电脑、纽扣电池等，市内不进行回收处理。

详情请参阅家庭垃圾分类及处理手册，或到市政厅环境对策科进行咨询。

【垃圾分类处理方法】

分类	分类说明	收集地
可燃垃圾	厨余垃圾、尿布（处理干净）、橡胶皮革制品、CD、DVD等	各垃圾集中地
不可燃垃圾	罐头盒、燃气罐、喷雾罐（要开洞）、电灯泡、餐具类（陶制或玻璃制）、其他的金属·陶器·玻璃	
空瓶罐	饮料罐、饮料瓶（请简单冲洗）	
大型垃圾	被炉、纱窗、高尔夫球杆、其他无法装入指定垃圾袋的物品 ※需提前申请预约。	家门前
旧纸布	报纸（包括传单）	垃圾回收集中箱
	杂志（包括词典、纸盒、包装纸）	
	瓦楞纸箱	
	牛奶盒	
可回收塑料	旧布料（旧衣服）	※请按类别分开摆放。
	塑料瓶（去除瓶盖、标签后压扁）	
有害垃圾	白色发泡塑料盒（洗净晾干）	
	荧光灯管（如若破损则归类为不可燃垃圾）	
	干电池	
	水银体温计（如若破损则归类为不可燃垃圾）	

※搬家等不清楚垃圾收集地点时，请咨询飯塚市政厅环境对策科（电话：22-7272 传真：22-8191）

【家庭用指定袋及び指定シール】

種類（袋色）	大きさ（容量）	金額（10枚、税抜）
可燃ごみ （黄色）	大（45ℓ）	700円
	中（30ℓ）	400円
	小（15ℓ）	200円
不燃ごみ （緑色）	大（45ℓ）	700円
	中（30ℓ）	400円
	小（15ℓ）	200円
空かん空びん （水色）	大（45ℓ）	700円
	中（30ℓ）	400円
	小（15ℓ）	200円
粗大ごみ （指定シール）	1枚 250円 重量、形状により、1枚、2枚または4枚貼付	

※事業所用は別になります。

（2）し尿収集関係

① 収集体制と収集日

収集区域を決めて、直営と飯塚市内収集許可業者で定期的な収集を行っています。

② 収集手数料

種類	収集手数料
普通便槽	世帯人数 × 460円 × 1.08 = 月額
無臭便槽	(世帯人数 × 460円 + 410円) × 1.08 = 月額
簡易水洗	205円（18ℓにつき） × 汲み取り量 × 1.08 = 月額

- ◆ 収集区域、収集日についてのお尋ねは環境センターまでお問い合わせください。
- ◆ 収集手数料は便槽の種類や同じ便槽を月2回以上汲み取る場合等で異なります。
- ◆ 手数料の納入は口座引落しが便利です。ご利用下さい。

【お願い】収集業務は年間計画に基づいて実施しています。平日収集にご協力、ご理解をお願いします。

【問い合わせ先】 ■ 環境センター TEL：0948-22-6363

【家庭用指定垃圾袋及指定贴纸】

种类 (颜色)	规格 (容量)	价格 (10 个、不含税)
可燃垃圾 (黄色)	大 (45L)	700 日元
	中 (30 L)	400 日元
	小 (15 L)	200 日元
不可燃垃圾 (绿色)	大 (45 L)	700 日元
	中 (30 L)	400 日元
	小 (15 L)	200 日元
空瓶罐 (浅蓝色)	大 (45 L)	700 日元
	中 (30 L)	400 日元
	小 (15 L)	200 日元
大型垃圾 (指定贴纸)	1 张 250 日元 根据清理垃圾重量、形状不同, 需购买粘贴 1 张、2 张或 4 张。	

※企业用垃圾袋及贴纸与家庭用不同。

(2) 粪便清理

① 清运体制及清运日期

市内划分有不同的清运区域。依清运区域不同, 由市直营或市内其他清运公司定期清运。

② 清理费

种类	清理费
普通便槽	家庭人数 × 460 日元 × 1.08 = 月付额
无臭便槽	(家庭人数 × 460 日元 + 410 日元) × 1.08 = 月付额
简易水洗	205 日元 (每 18L) × 汲取量 × 1.08 = 月付额

- ◆ 关于清运区域、清运日期请咨询环境中心
- ◆ 不同的便槽种类、月需 2 次以上清理汲取等情况, 清理费会有所不同。
- ◆ 请使用便捷的自动转账服务来支付清理费

【请求】粪便清运工作是按一整年的计划来进行实施的。请理解和配合工作日的粪便清运工作。

【问讯处】 ■ 环境中心 电话: 0948-22-6363

2-8 コミュニティ交通

飯塚市では、公共交通機関がない地域を中心に、3つのコミュニティ交通を運行しています。目的に合わせ、お気軽にご利用ください。

(1) コミュニティ交通

① コミュニティバス

運賃 1回 200円 (小学生以下無料)

運行日 平日のみ

※土・日・祝日、8/13～8/15、年末年始(12/29～1/3)は運休

② 街なか循環バス

運賃 1回 100円 (小学生以下・障がい者手帳提示者のみ無料)

運行日 月曜日から土曜日

※日・祝日、8/13～8/15、年末年始(12/29～1/3)は運休

③ 予約乗合タクシー

市内8地区(幸袋、二瀬、颯田、鯨田・鎮西、飯塚東、穂波、庄内、筑穂)の各地区内(飯塚地区、立岩地区、菰田地区を除く)で運行しています。

運賃 1回 300円 (小学生以下無料、但し、大人の同伴が必要です。)

運行日 平日のみ

※土・日・祝日、8/13～8/15、年末年始(12/29～1/3)は運休

運行時間 8時～17時 ※但し、地区毎に休憩時間があります。

乗降場所 各種施設近くやご自宅近くの“安全に乗り降りできる場所”を設定します。

※バス停はありません。

■利用方法

・利用にあたっては、事前に「利用者登録」が一回だけ必要です。「飯塚市予約乗合タクシー利用者登録票」に必要事項を記入して、下記まで提出してください。

提出先・・・市役所本庁(1階案内前)・支所(市民窓口課)、地区公民館などの回収箱に入れてください。(郵送・FAXでも可)

郵送の場合・・・〒820-0066 飯塚市幸袋526-1

福岡ソフトウェアセンター内予約乗合タクシー受付係 宛

FAXの場合・・・0948-21-6611

※利用者登録票提出後、4～5日程度で登録が完了します。(登録完了の連絡、登録証の発行は行っていない。)

・利用者登録された方は、ご利用する際に「予約センター」へ電話で予約してください。

2-8 社区交通

在飯塚市内，以未设有公共交通设施地区为中心，施行有3类社区交通服务。请在需要时选择使用。

(1) 社区交通

① 社区巴士

乘车费 1次 200 日元（小学生以下免费）

运行日 周一至周五

※周六日、节假日、8/13～8/15、年初年末（12/29～1/3）停运

② 市内循环巴士

乘车费 1次 100 日元（小学生以下、残疾人证持有者免费）

运行日 周一至周六

※周日、节假日、8/13～8/15、年初年末（12/29～1/3）停运

③ 预约制合乘出租车

运行于市内8个地区（幸袋、二瀬、颯田、鯉田・鎮西、飯塚東、穗波、庄内、筑穂）。飯塚地区、立岩地区、菰田地区除外。

乘车费 1次 300 日元（小学生以下免费，但需大人陪同）

运行日 周一至周五

※周六日、节假日、8/13～8/15、年初年末（12/29～1/3）停运

运行时间 8:00～17:00 ※各地区另设有休息时间

乘车地点 设置在各公共设施或您住房附近的“安全乘车地”。

※不设置公交站台

■使用方法

- 利用预约制合乘出租车时，需提前办理“利用者登记”（仅需办理一次）。填写并提交“飯塚市预约制合乘出租车利用者登记表”。

表格提交地・・・市政总厅（1层接待处）・分厅（市民窗口科）、地方公民馆等地的表格回收箱。（也可通过邮件、传真提交）

邮寄地址・・・〒820-0066 飯塚市幸袋 526-1

福岡ソフトウェアセンター内予約乗合タクシー受付係 宛
（寄往 福岡软件中心大楼内预约制合乘出租车受理处）

传真号码・・・0948-21-6611

※提交利用者登记表后，需4到5日左右办理登记手续。（不负责登记完毕后的联络及登记证的发行）

- 已登记过的用户请在利用合乘出租车前拨打“预约中心”电话进行预约。

■ご利用の流れ

- ・予約センターへ電話予約 TEL 0948-21-6600
予約センターに電話をし、「利用者名・利用日・到着時間・出発地と目的地」をお伝えください。
例) ○日に、自宅から△△に X 時に着きたいのですが・・・
- ・予約センターの予約受付
予約受付時間・・・7時30分～16時30分
予約受付日・・・平日のみ〔土・日・祝日、8/13～8/15、年末年始(12/29～1/3)は休み〕
※利用したい日の1週間前から当日の1時間前までに予約してください。
- ・乗車場所へ移動
予約時間までに、乗車場所に移動してください。
※予定時間より少しお早めに乗車場所にお越しください。
※交通状況により、お迎えする時間が遅れる場合があります。
- ・目的地まで乗合で移動
他の予約者と乗り合いながら、ご希望の目的地まで移動します。
※帰りも同じように利用できますが、行きと同様に予約が必要となります。

コミュニティバス・街なか循環バス・予約乗合タクシー共通事項

■障がい者割引

各種障がい者手帳を所持している方(ご本人)の運賃が100円割引になります。

- ・ご利用時の注意点
 - 1) 割引の対象者は障がい者手帳所持者ご本人のみです。
 - 2) 運賃支払い時に、障がい者手帳をご提示ください。
 - 3) 手帳をお忘れの時など、ご利用時に手帳が提示できない場合には、割引できません。
 - 4) 障がいの等級は問いません。
- ・障がい者手帳の種類
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

■回数券 100円券13枚つづりを1,000円で各車内で販売しています。

※回数券をご利用の場合、1回あたり、コミュニティバスは150円程度、予約乗合タクシーは230円程度、街なか循環バスは約80円程度の負担で乗車できます。

■その他の注意点

- ・おつりが出ないようにご乗車ください。
- ・交通状況などにより、到着・発車時間がずれることがあります。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 まちづくり推進課 (内線 1433～1434)

■使用步骤

- 拨打“预约中心”电话进行预约 电话 0948-21-6600
告知“用户名、利用日期、到达目的地时间、出发地及目的地”。
例) 请于○○日由家出发, X时到达△△……
- 预约中心受理预约
预约受理时间···7:00 ~ 16:30
预约受理日···周一至周五〔周六日、节假日、8/13 ~ 8/15、年初年末(12/29 ~ 1/3)休息〕
※请从利用日1周前开始, 至利用1小时之前进行预约。
- 前往乘车地点
请在预约时间之前到达乘车地点。
※请提前到达乘车地点
※根据路况, 出租车可能会晚点到达乘车地点。
- 合乘抵达目的地
与其他预约者合乘抵达目的地。
※返程您也可利用合乘出租车, 但与去时相同也需进行预约。

社区巴士、市内循环巴士、预约制合乘出租车通用注意事项

■残障者优惠

各类残障者证持有者本人, 乘车费用优惠 100 日元

- 使用时注意
 - 1) 优惠对象仅限残障者证持有者本人
 - 2) 支付乘车费时请出示残障者证
 - 3) 忘记携带等无法出示残障者证时, 将不被优惠。
 - 4) 优惠对象与残障等级无关。
- 残障者证种类
身体残障者证、智能障碍者证、精神障碍者保健福祉证

■联票 车内 1000 日元出售有含 13 枚面值 100 日元乘车券的联票

※使用联票乘车时, 请支付乘车费相等额度(社区巴士为 150 日元左右、预约制合乘出租车为 230 日元左右、市内循环巴士为 80 日元左右)

■其他注意点

- 请携带零钱乘车, 车上不设找零。
- 根据路况, 可能无法准时到达、发车。

【问讯处】 ■ 飯塚市政总厅 城镇建设推进科 (内线电话 1433 ~ 1434)

2-9 銀行

(1) 銀行について

日本では、日常おもに現金を使います。

銀行では、預金、貸付、為替、外国為替（外国送金、外貨両替、トラベラーズチェックの取り扱い）の業務を行ったり、電気、ガス、水道等の公共料金の自動口座振替や口座振込み、クレジットカードの代金支払いなどのサービスも行っています。

営業時間は銀行、店舗により異なりますが、ほとんどの銀行では月～金曜日の午前9時～午後3時となっています。また、現金自動支払機は、平日は午後7時まで、土・日曜日にも使用できるところが多いようです。利用する銀行の営業時間は、きちんと確認しておきましょう。

(2) 口座の開設

口座の開設は、銀行や信用金庫で行います。また、郵便局や農協でも口座を開設することができます。

口座を開設するには次のようなものが必要になります。準備してから窓口に行き手続きをするようにしましょう。

- ◆ 在留カードまたはパスポート、運転免許証など身分を確認できるもの
- ◆ 印鑑

口座の種類は、大きく分けて次の2種類があります。

普通預金	利子は低率ですが、出し入れが自由で、自動口座振替が可能で、キャッシュカードも使えます。
定期預金	一定額以上の金額を一定期間預け入れ、原則として満期にならないと払い戻しができません（中途解約は可能）。普通預金よりも高率です。

(3) 払い戻しと預け入れ

所定の用紙に必要事項を記入して窓口に応じ申します。払い戻しの際には、口座を開設するときに登録した印鑑が必要です。

(4) キャッシュカード

口座を開設すると、キャッシュカードを作れます。キャッシュカードがあれば、登録した暗証番号を使ってATM（自動払い戻し機）で、現金の引き出し、預金、振込み、残高照会などを行うことができます。利用する際には暗証番号を入力する必要がありますので、番号を忘れないように気をつけましょう。

(5) 公共料金などの口座振替について

電気、ガス、水道、電話の使用料やNHKの受信料、税金、その他月々の支払いなどは、自分の口座から自動支払いにすることができます。手続きは、金融機関の窓口で所定の用紙に必要事項を記入して申し込んでください。自動口座振替にすると、わざわざ支払いに行く必要がなく、払い忘れなどがなくなるので大変便利です。

自動口座振替の手続きには次のようなものが必要です。

- ◆ それぞれの請求書または領収書
- ◆ 通帳
- ◆ 口座を開設するときに登録した印鑑

2-9 银行

(1) 日本的银行

在日本，日常生活主要使用现金。

银行提供存取款、贷款、国内汇兑、外币汇兑（海外汇款、外币兑换、办理旅行支票）业务，煤气、水电等公用事业费的自动转账及户头转账、信用卡还款等服务。

各银行的营业时间有所不同，一般为周一至周五的上午9点到下午3点。此外也可使用自动取款机，使用时间为周一至周五（下午7点前），大多数自动取款机周六日也可使用。请仔细确认银行的营业时间。

(2) 账户的开设

可在各银行及信用金库（由会员出资合作组织的非营利性金融机构）开设账户。也可在邮局或农协（日本的邮局和农协也提供金融服务）办理。开设账户时需以下证件，请准备好后到服务窗口进行办理。

- ◆ 在留卡、护照或驾驶证等能确认个人身份的证件
- ◆ 印章

银行账户的种类大体分以下2种。

活期存款	利率低，但存取自由，可自动转账，还可使用现金卡。
定期存款	将一定金额以上的现金存入固定期限的存款方式。原则上期满之前不可取款（可中途解约）。比活期存款利率高。

(3) 取款与存款

填写取款单（或存款单）后到服务窗口办理。取款时，需开设账户时所登记印章。

(4) 现金卡

开设银行账户时可申请办理现金卡（与储蓄卡、借记卡类似，但不可在J-Debit加盟店以外刷卡消费）。使用现金卡即可在ATM（自动取款机）输入密码后进行取款、存款、转账、余额查询等操作。各项操作均需输入银行账户密码，请牢记自己的密码。

(5) 公用事业费等的自动转账支付

煤气费、水电费、电话费、NHK（日本广播协会）收视费、税金及其他需每月支付的费用，均可办理自动转账支付服务。请在银行等金融机构的服务窗口填写申请单办理申请。办理自动转账支付服务后，省去了每月的自行缴费，还可防止漏缴，非常方便。

办理自动转账支付所需证件如下

- ◆ 申请办理的公用事业费缴费单或发票
- ◆ 银行存折
- ◆ 开始账户时所登记印章

(6) 通帳やキャッシュカードの紛失・盗難

通帳やキャッシュカードを紛失した場合や盗難にあった場合はすぐに金融機関へ電話しましょう。また、盗難の場合には警察にも届け出をしましょう。

電話での届け出は仮の届け出になりますので、電話連絡後早めに金融機関窓口で手続きをしましょう。手続きには次のようなものが必要になりますので、持参の上、金融機関の窓口で手続きをしましょう。

- ◆ 在留カードまたはパスポート、運転免許証など身分を確認できるもの
- ◆ 口座を開設するときに登録した印鑑

※通帳、キャッシュカードの再発行には手数料が必要になります。

(7) 引越し、帰国をするとき

引越しで住所が変更になる場合には、住所変更の手続きが必要になります。手続きには次のようなものが必要になりますので、持参の上、金融機関の窓口で手続きをしましょう。

- ◆ 通帳
- ◆ 口座を開設するときに登録した印鑑
- ◆ 在留カード、運転免許証など新しい住所が確認できるもの

また、帰国などで口座が不要になった場合は口座解約の手続きをしましょう。手続きには次のようなものが必要になりますので、持参の上、金融機関の窓口で手続きをしましょう。

- ◆ 通帳
- ◆ 口座を開設するときに登録した印鑑

2-10 郵便

■ 郵便局に関する案内

郵便局サービスについては最寄りの郵便局にお問い合わせを。下記ホームページでは、英語での郵便情報提供サービスを行っています。シンボルは赤い「〒」

【URL】 <http://www.post.yusei.go.jp/english/>

【営業時間】

郵便局	窓口	平日	土曜日	日曜日・祝日
飯塚郵便局	郵便窓口	9:00 ~ 19:00	—	—
	ゆうゆう窓口 (時間外窓口)	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 17:00	9:00 ~ 12:30

※飯塚市内その他の郵便局については、営業時間が異なるため近くの郵便局にお尋ねください。

【問い合わせ先】

集荷・配送について	飯塚郵便局（日本郵便株式会社）	TEL：0948-22-7851（代表）
集荷について		TEL：0948-22-1887
集荷・配送を除く 郵便サービスについて	飯塚郵便局（日本郵便株式会社） 窓口業務について	TEL：0948-24-5805

(6) 存折・现金卡的遗失与被盗

发现存折、现金卡遗失或被盗时，请立即电话告知相应金融机构。被盗时也请向警察局报案。

电话报失仅为临时报失，请在电话报失后尽快到相应金融机构办理正式报失手续。

办理手续时需以下证件，请备齐后到相应金融机构办理。

- ◆ 在留卡、护照或驾驶证等能确认个人身份的证件
- ◆ 开设账户时所登记印章

※存折、现金卡的补办需要缴纳手续费

(7) 搬家或回国时

因搬家发生住址变更时，需要办理住址变更手续。办理手续时需以下证件，请备齐后到相应金融机构办理。

- ◆ 存折
- ◆ 开设账户时所登记印章
- ◆ 在留卡、驾驶证等能确认新住址的证件

此外，回国等不再需要银行账户时需办理账户解约手续。办理手续时需以下证件，请备齐后到相应金融机构办理。

- ◆ 存折
- ◆ 开设账户时所登记印章

2-10 邮政**■ 邮局服务指南**

请到附近的邮局咨询邮局相关服务。访问下述网站，可查询到邮局的相关信息（英语）。邮局的标识为红色“〒”。

【URL】<http://www.post.yusei.go.jp/english/>

【营业时间】

邮局	窗口	工作日	周六	周日、节假日
飯塚邮局	邮政服务窗口	9:00 ~ 19:00	—	—
	ゆうゆう窗口 (工作时间内服务窗口)	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 17:00	9:00 ~ 12:30

※飯塚市内其他邮局的营业时间会与上表有所不同，请到居住附近的邮局进行咨询。

【问讯处】

收件、派件	飯塚邮局（日本邮政公司）	电话：0948-22-7851（总机号）
收件		电话：0948-22-1887
收发件以外的邮政服务	飯塚邮局（日本邮政公司） 窗口服务相关	电话：0948-24-5805

【配達】

郵便物は個人宅に毎日1日1回配達されます。（※ただし、日祝日については急ぐ郵便物のみ）

小包・速達・書留の場合	
受取に必要なもの	サインか印鑑、身分証明書（直接受取る場合）
留守の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・留守の場合には、取り扱い郵便局に持ち帰られ約1週間保管されます。 ①郵便受けに「不在配達通知書」が入っています。 ②「不在配達通知書」に再配達を希望する日や場所などを書き込んで、当該郵便局に返送します。この場合郵便料金は不要です。 また、電話やインターネットからでも連絡できます。必ず受付番号を控えておきましょう。
どうしても留守が続く場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「不在配達通知書」に勤務先や、代わりに受け取ってくれる人（隣人などに同意を得てから）の住所を記入します。 ・直接郵便局に行って受け取ります。
※注意	郵便物を受取人に渡すことができない場合、送り主に返送します。

【転送】

引っ越しする場合、近くの郵便局に「転送届」を提出しましょう。転居前の住所宛の郵便物は1年間転居先に転送されます。外国への転送はできません。

【宅配便】

宅配業務は郵便局だけでなく、宅配会社でも行っています。コンビニエンスストアや宅配便の会社のマークのある所で集荷してくれます。

2-11 自動車免許

(1) 運転免許証

日本で、バイクや自動車を運転するには運転免許が必要です。日本で運転ができる有効な運転免許証は以下の3種類です。

	有効な運転免許証	内容	有効期間
1	日本の運転免許証	日本で試験に合格し取得した免許証	有効期限内
2	国際運転免許証	ジュネーブ条約を締結している国が発給する免許証	日本に上陸した日から1年間 または発給国の免許証の有効期間のいずれか短い期間
3	外国の運転免許証	国際運転免許証を発給していない国で、日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有する国	※再入国許可を受けて出国し、出国日から3ヵ月に満たない期間内に再び入国した場合は不可

【配送】

对于个人住所，每日配发一次邮件。（※周日及节假日只配发紧急邮件）

包裹、快件、挂号邮件	
收取邮件时所需	签名或盖章、能确认个人身份的证件（直接收取时）
配发邮件时收件人不在	<ul style="list-style-type: none"> 收件人不在时、邮局会保管邮件约一周。 ①会在收件人信箱放入“不在配达通知书”（收件人不在通知）。 ②请在“不在配达通知书”上填写希望再次配送的日期与收件地并寄回邮局（此次邮寄免费）。 此外也可通过电话或网上申请再次配送。请务必保管好受理号码。
长期不在家时	<ul style="list-style-type: none"> 请在“不在配达通知书”上填写工作地址或代为收取人的住址（获取他人同意后）。 直接到邮局收取邮件
※注意	无法将邮件交给收件人时，邮件将会被寄回发件人处。

【转寄】

搬家时，请到附近的邮局提交“邮件转寄申请”。办理申请后，寄往旧地址的邮件会在一年之内转寄至新地址。转寄地址不可为国外。

【快递】

除邮局以外也有快递公司提供邮递服务。快递公司会在便利店或设有该公司标识的地点提供收件服务。

2-11 机动车驾驶证

(1) 驾驶证

在日本，驾驶摩托车与汽车需要驾驶证。在日本可使用的驾驶证有以下3类。

	有效的驾驶证	说明	有效时间
1	日本驾驶证	在日本通过考试，合格后获取的驾驶证	有效期限内
2	国际驾驶证	日内瓦公约缔约国发放的驾驶证	入境之日起1年内，且在发放国规定的驾驶证有效期限内。 ※获取再入境许可后离开日本，出境之日起滞留在未滿3个月取得的驾驶证无效。
3	国外驾驶证	不发放国际驾驶证，但被认为与日本有同等水平驾驶证考核制度的国家	

① 日本の運転免許証の取得

一般的には、民間の自動車学校に入学して一定の教習等を受けて取得します。また、外国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替えも可能です。

■ 外国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替え

【条 件】

外国で運転免許証を取得後、その国に滞在していた期間が3ヵ月以上。

※国際運転免許証から日本の運転免許証への切り替えはできません。

【試 験】

適性検査（視力、聴力検査など）

知識検査（日本の交通規則の確認）

技能検査（実車運転）

・知識検査は、日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語、ペルシャ語、タイ語、タガログ語、ロシア語で行なわれます。

・知識、技能検査は必須の国と免除になる国があります。（25カ国と3地域）

【免除国】

アイスランド、アイルランド、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、スイス、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フランス、フィンランド、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク、台湾、モナコ、アメリカ（メリーゴランド州及びワシントン州）

【切り替え手続き】

筑豊運転免許試験場

飯塚市鶴三緒 1518-1 TEL：0948-26-7110

申請受付日時（月曜日～金曜日）休日及び年末年始を除く 13時～13時30分

【手続きに必要な書類】

- ① 自国発行の運転免許証
 - ② ①のコピー
 - ③ ①の日本語文（JAFもしくは大使館・領事館の領事による翻訳に限る）
 - ④ パスポート：新しいパスポートを所有している場合、最初の入国時のビザのスタンプが押してある古いパスポートも持参すること
 - ⑤ 本籍（国籍）が記載された住民票1通を提出
 - ⑥ 写真（3cm～2.4cm / 6ヵ月以内に撮影したもの）2枚
- ※ できれば日本語を話す友人に同行してもらいましょう。
- ※ 手続きには手数料がかかります。

JAFのホームページで、必要書類等の確認ができます。

【URL】<http://www.jaf.or.jp/e/switch.htm>

① 日本驾驶证的取得

一般情况下，需要到民营的驾校考取驾驶证。此外，还可通过办理换证手续，将国外的驾驶证转换为日本驾驶证。

■ 国外驾驶证换取日本驾驶证。

【条件】

取得驾驶证之后，在发放国滞在3个月以上。

※国际驾驶证不能转换为日本驾驶证。

【考核】

适应性考核（视力、听力检查）

知识考核（日本交通法则）

技能考核（实际驾驶）

- 知识考核可选择日语、英语、汉语、西班牙语、葡萄牙语、韩语、波斯语、泰语、他加禄语、俄语。
- 以下国家及地区免除知识、技能考核。（25个国家及3个地区）

【免除国家及地区】

冰岛、爱尔兰、英国、意大利、澳大利亚、奥地利、荷兰、加拿大、韩国、瑞士、希腊、瑞典、西班牙、捷克、丹麦、德国、新西兰、挪威、法国、芬兰、比利时、葡萄牙、卢森堡、摩纳哥、斯洛文尼亚、台湾、美国（马里兰州及华盛顿州）

【换证手续】

筑豊驾照考核中心

飯塚市鶴三緒 1518-1 电话：0948-26-7110

申请受理时间（周一至周五）节假日及年初年末除外 13:00 ~ 13:30

【所需证件】

- ① 申请人本国驾驶证
 - ② ①的复印件
 - ③ ①的日语翻译件（需由JAF日本机动车联盟或大使馆·领事馆进行翻译）
 - ④ 护照：护照已更新时，还需携带有最初入境时所盖签证印章的旧护照。
 - ⑤ 记有申请人本国国籍的住民票一份
 - ⑥ 照片（3cm × 2.4cm / 6个月以内拍摄）2张
- ※ 最好能邀请会讲日语的朋友一同前往。
※ 需缴纳手续费。

在JAF日本机动车联盟主页，可确认所需材料证件

【URL】 <http://www.jaf.or.jp/e/switch.htm>

② 国際運転免許証

国際運転免許証は、日本に上陸した日から1年間または発給国の免許証の有効期間のいずれか短い期間で有効。その後、日本で車を運転する場合には日本の運転免許証が必要です。国際運転免許証を紛失しても、日本では再発行されませんので注意しましょう。

③ 外国の運転免許証

特定の外国運転免許証については、日本語の翻訳文を併せ持っている場合に限り、日本に上陸した日から1年間、運転することができます。日本から出国して再入国した場合、再入国日から1年間が有効になります。ただし、出国から再入国までの期間が3ヵ月以上必要です。また、運転するときはパスポートも所持しておきましょう。運転中に警察官からパスポートの提示を求められることがあります。

2-12 ペット

(1) 犬の登録（手数料 3,000 円）

生後91日以上の子犬は、登録（生涯1回）が必要です。また、飼い主が変わった場合も登録の変更が必要です。市役所に届けてください。

(2) 狂犬病予防注射（手数料 550 円 + 注射代）

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防注射を毎年1回受けなければなりません。

飯塚市では、毎年4月に地区公民館などで集合注射を行っています。また、各動物病院でも個別に予防注射が受けられますので、いずれかをご利用ください。（動物病院では、いつでも注射可能）

※もし、あなたの飼い犬が人を咬んだとき、咬まれた方は狂犬病の感染を心配されます。飼い主の責任として登録・注射を必ず行いましょう。

※飼い主は、咬傷事故について、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所保健衛生課への届出が必要です。

(3) 飼い犬・飼い猫等の引き取り（有料）

やむを得ず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。それでも飼い主が見つからない場合は、有料で引き取りを行っていますので、事前に連絡のうえ嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所保健衛生課に持ち込んでください。その際、引取申請書の記入・押印が必要です。

② 国际驾驶证

国际驾驶证使用有效期为入境之日起1年内，且需在发放国规定的驾驶证有效期内。之后在日本驾车需日本驾驶证。日本国内不办理国际驾驶证补发业务，请注意保管。

③ 国外驾驶证

特定的外国驾驶证，仅限与日语翻译件同时携带时可自入境日起使用1年。出境再入境时，有效期为再入境日起1年内。但出境后需在他国滞在3个月以上。此外，驾车时请随身携带护照，驾驶中可能会被警察要求出示护照。

2-12 宠物

(1) 饲养犬登记（手续费 3000 日元）

出生91天以上的饲养犬，需办理登记（只需办理一次）。此外，饲养人变更时 also 需办理登记变更。请到市政厅办理相关手续。

(2) 接种狂犬病疫苗（手续费 550 日元 + 注射费）

出生91天以上的饲养犬，需每年注射一次狂犬病疫苗

飯塚市内会在每年4月，于地区公民馆等地举行集体狂犬病疫苗注射。此外，在各动物医院可随时进行注射。

※如果您饲养的宠物咬伤到他人，可能会使他人受到狂犬病的困扰。作为饲养人有责任为饲养犬登记及注射狂犬病疫苗。

※发生咬伤事件时，饲养人需向嘉穗·鞍手保健福祉环境事务所保健卫生科呈报。

(3) 宠物狗、宠物猫等的送养（收费）

无法继续饲养宠物时，请为宠物寻找新的主人。找不到新主人时，市区可办理送养。请在事前联系之后，将宠物带至嘉穗·鞍手保健福祉环境事务所保健卫生科。办理送养时需填写送养申请书并盖章。

(4) 海外からの持ち込み

海外から動物を連れて来たいときは、国によって対応が異なるので、犬、猫、うさぎについては動物検疫所、それ以外の動物については厚生労働省に確認しましょう。

【問い合わせ先】

- 飯塚市役所 環境整備課（内線 1652 ～ 1653）
- 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
飯塚市新立岩 8-1 TEL：0948-23-4111
- 動物検疫所門司支所福岡空港出張所
福岡市博多区大字青木 739 福岡空港ビル
TEL：092-477-0080
- 厚生労働省福岡検疫所福岡空港検疫所支所
福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル
TEL：092-477-0210

2-13 消費生活での留意点

(1) 消費者生活でのトラブルに注意しよう

近年、キャッチセールスやマルチ商法といった悪質商法による消費者へのトラブルが増加しています。大きなトラブルに巻き込まれないためには悪質事業者の手口を知っておくことも大切です。また、多額の契約をする前には、知人に相談をするようにしましょう。

【次のようなトラブルに注意！】

キャッチセールス	街を歩いているときにアンケートなどを求められ、店についていくと高額な化粧品などの商品を売り込まれる。
マルチ商法	入会して友達を誘えば商品が安く買えてリベートが入るともちかけられ、結局友人もお金も失うケースがある。
新聞の複数加入	新規契約の景品につられ、何社もの新聞と契約をしてしまっている。
名義やカードを貸す	知人に名義やカードを貸してしまい、気が付くと自分名義の借金ができていた。
クレジットカードでの借金	複数のクレジットカードを安易に使い、いつのまにか膨大な借金ができて返済が困難になる。

(4) 宠物的海外携入

因每个国家规定不同，希望从海外携动物入境时，狗、猫、兔子请向动物检疫所咨询，此外的动物请向厚生劳动省确认。

【问讯处】

- 飯塚市政厅 环境整備科 (内线电话 1652 ~ 1653)
- 嘉穂・鞍手保健福祉环境事务所
飯塚市新立岩 8-1 电话: 0948-23-4111
- 动物检疫所门司支所福岡空港出張所
福岡市博多区大字青木 739 福岡空港ビル
(福岡市博多区大字青木 739 号 福岡机场大楼)
电话: 092-477-0080
- 厚生劳动省福岡检疫所福岡机场检疫所支所
福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル
(福岡市博多区大字青木 739 号 福岡机场国际线航站楼)
电话: 092-477-0210

2-13 日常消费的注意事项**(1) 日常消费纠纷**

近年来由街头诱卖、传销等不良商业行为造成的消费纠纷日益增多。为避免卷入大型消费纠纷，应了解恶性商贩的犯案手法。此外在签订高额合约前，请与身边的人商量。

【注意以下事件！】

街头诱卖	街上以要求填写调查问卷等被揽入店，入店后被强迫购买高价化妆品等。
传销	轻易相信邀请好友加入后，就可以领取回扣的骗局。结果人财两失。
订阅多家报刊	被订阅礼品所吸引，同时订阅多家报刊。
出借个人名义、卡片	出借个人名义或卡片，导致自己背负金钱债务。
信用卡透支	任意使用信用卡，最终背负巨大金钱债务，无力偿还。

(2) クレジットカード

クレジットとは「信用を担保にした信用貸し」のことで、信販会社等が本人に代わって代金を立替払いするシステム。自分の返済能力を考えて、計画的に利用し、支払い期限は必ず守りましょう。支払いが遅れると延滞利息が課せられるばかりか、「信用」を失い、以後クレジットの利用ができなくなることもあります。

【利用上の注意点】

- ・クレジットカードの指定の場所に必ず自筆でサインをすること。
- ・カード利用の手引き、規約などを必ず読んで確認しておくこと。
- ・カードを他の人に貸さないこと。禁止されています。
- ・信販会社の窓口、ダイヤルサービスの電話番号は控えておくこと。

(3) クーリング・オフ制度

契約は、いったん成立すると一方の都合で止めることはできません。しかし、訪問販売、電話勧誘販売、キャッチセールス、アポイントセールスなどで十分な情報や冷静に考える余裕もないままに契約をしてしまった場合、一定期間内であれば消費者の方から一方的に契約を解除できる制度がクーリング・オフです。

【クーリング・オフの仕方】

クーリング・オフの方法は、契約してから基本的に8日以内（マルチ商法等は20日以内）に申し出る必要があります。クーリング・オフをする場合には次の点に注意しましょう。

- ・申し出は必ず書面で行う必要がありますので、ハガキ等を書いて通知する。
- ・クレジット契約をしている場合は販売会社、信販会社の双方に出す。
- ・ハガキの表、裏の両面をコピーして保存する。

(4) 消費生活センター

悪質な訪問販売や勧誘行為、契約や取引に関するトラブルなど消費生活に関する様々な被害や不安・苦情などについて相談を受け、問題解決の手助けをするのが「消費生活センター」です。業者とのトラブルに巻き込まれて困ったときや、商品について「おかしいな」「不安だな」と思ったときは、一人で悩まずお早めに「飯塚市消費生活センター」にご相談ください。

【問い合わせ先】

■ 飯塚市消費生活センター

飯塚市新飯塚 20-30 立岩公民館 3 階（飯塚市役所そば）

TEL：0948-22-0857

月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時

(2) 信用卡

顾名思义信用卡是以自己的信用为担保，使用个人信用请信用卡公司为自己垫款支付。请理性分析自己的偿还能力，有计划使用信用卡，并在还款期限前偿还借款。不按期偿还不仅会被加付滞纳金，还会丢失“信用”，导致以后无法使用信用卡。

【注意事项】

- 在信用卡指定位置亲笔签名。
- 阅读并确认信用卡使用指南及使用规定。
- 禁止向他人转借信用卡。
- 保存信用卡公司服务电话。

(3) Cooling-off 制度（消费者后悔期制度）

一般的合约一旦签订，不能单方解约。但像上门促销、电话促销、街头诱卖、电话诈骗等，在没有足够了解商品和没有充分考虑清楚的情况下所签订的商品服务合约，在一定期限内消费者方可以单方面要求解约，这种制度叫做 Cooling-off 制度（消费者后悔期制度）。

【利用方法】

利用 Cooling-off 制度，原则上需在 8 日以内（传销等情况需 20 日以内）向签约公司提出解约。解约时需注意以下几点。

- 必须以书面形式（例如使用明信片、存证信函等）提出解约。
- 使用信用卡签约时需同时告知签约公司与信用卡公司。
- 复印解约通知（提出的明信片等）的正反面并妥善保存

(4) 消费生活中心

消费者如遭遇恶劣性质的上门推销、诱卖行为或在签订商品服务合约、交易时遇到消费纠纷，请联系“消费生活中心”（类似于消费者协会）。消费生活中心正是为了向消费者提供咨询服务、帮助解决消费者遇到的问题而设立的。在因卷入消费纠纷而苦恼时，觉得所购买商品“奇怪”、“可疑”时，请尽早联系“飯塚市消费生活中心”共同商讨解决。

【问讯处】

■ 飯塚市消费生活中心

飯塚市新飯塚 20-30 立岩公民館 3 层（飯塚市政厅附近）

电话：0948-22-0857

周一至周五（节假日除外） 8:30 ~ 17:00

3-1 病気・けが

(1) 健康

妊産婦、乳幼児、成人などを対象に保健事業を行っています。保健師・栄養士は保健センターに常駐しているので、気軽に連絡できます。

(2) 健康相談

1人ひとりの状況に合わせて、心身の健康について個別に相談に応じており、必要な場合は血圧測定・検尿・栄養指導も行っています。また、定期的に保健師による健康相談を地区公民館などで実施しています。

(3) 各種健康診査

40歳以上の方を対象に、がんを早期に発見するための各種検診を行っています。なお、子宮がん検診(20歳以上)、乳がん検診(40歳以上)も行っています。

※電話での予約が必要。実施期間・場所及び費用等、詳しくは「広報いづか」または「保健だより」でお知らせします。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市保健センター 飯塚市忠隈 523 番地 TEL: 0948-24-4002

(4) 健康診査

40歳～74歳の飯塚市国民健康保険加入の方を対象に、脳卒中・心臓病・糖尿病などの生活習慣病を早期に発見するため特定健診を行っています。

(上記対象でない方は、加入先の社会保険にお問い合わせください。)

また、19歳から39歳までの方を対象に、肥満・高血圧・貧血・高脂血症などの疾患の早期発見・早期治療を目的とし、若年者健診を行っています。

健診を受けて病気の早期発見に努めましょう。

※電話での予約が必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 医療保険課(内線 1036～1037)

(5) HIV検査・相談

生活習慣病、結核などの相談、エイズ検査は福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で行っています。個人のプライバシーは厳守されます。

【問い合わせ先】 ■ 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 TEL: 0948-23-5911

3-1 伤病

(1) 保健

保健中心常驻有保健医师、营养师，面向孕妇、婴幼儿、成人等开展保健相关工作。如有保健方面的问题，请联系保健中心。

(2) 健康咨询

根据咨询者的情况，提供身心健康的个别咨询服务。必要时也会进行血压测量、验尿、提供膳食营养指导。此外、在地区公民馆还定期由保健医师提供有健康咨询服务。

(3) 各项健康检查

面向40岁以上居民，提供有癌症早期发现的各项健康检查服务。此外也提供有子宫癌检查（20岁以上）、乳腺癌检查（40岁以上）服务。

※需要电话预约。检查时间、检查地点及检查费用等详细信息会通过“飯塚广报”“保健传单”告知各位居民。

【问讯处】■ 飯塚市保健中心 飯塚市忠隈 523 番地 电话：0948-24-4002

(4) 健康体检

为40岁至74岁，加入飯塚市国民健康保险的居民，提供有脑中风・心脏病・糖尿病等生活习惯病（成人病）早期发现的诊断体检服务。

（上述对象以外者，请咨询所加入社会保险等的办理处）

此外、为19岁至39岁的居民，以肥胖症、高血压、贫血、高血脂等疾病的早期发现、早期治疗为目的，提供年轻人健康体检服务。

请积极参加健康体检，预防疾患。

※需电话预约。详情请咨询以下问讯处

【问讯处】■ 飯塚市政厅 医疗保险科（内线电话 1036 ~ 1037）

(5) 艾滋病（HIV）检查与咨询

福冈县嘉穗・鞍手保健福祉环境事务所提供有生活习惯病、结核病等的咨询及艾滋病检查服务，并会严格保护患者的个人隐私。

【问讯处】■ 福冈县嘉穗・鞍手保健福祉环境事务所 电话：0948-23-5911

3-2 妊娠と出産

(1) 妊娠届と母子健康手帳の交付

妊娠の診断を受けたら、下記に届出をしましょう。健診や予防接種を受けるときに必要となる母子健康手帳や妊婦健康診査の補助券を交付します。(英語版等の母子健康手帳もあります)

- 交付場所：飯塚市保健センター（穂波庁舎1階）
- 交付日：月～金曜日（祝日・年末年始は除く）
- 交付時間：8時30分～17時15分
- 必要なもの：妊娠届出書

マイナンバー（個人番号）の確認書類

- ・マイナンバーカードを持っている場合：マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードを持っていない場合：①と②が必要

① 通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し

② 本人確認書類 運転免許証、パスポートなど写真がついているもの・・・1点
または、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当書など・・・2点

※代理の方が届出に来られる場合は、妊婦さんのマイナンバーが記載された証明書または写しと、代理の方の身分証明書と委任状が必要になります。

※福岡県内の医療機関または助産所に委託し、妊婦の健康を守るため、妊婦健康診査を14回実施しています。妊婦健康診査補助券を持参の上、医療機関または助産所で受診しましょう。

(2) 特定不妊治療費助成

飯塚市では、平成28年度より不妊治療の経済的負担の軽減を図るために医療保険が適用されない「体外受精」「顕微授精」に要した費用の一部を助成しています。

【助成の条件】

- ・戸籍法の規定による届け出を行った夫婦及び、住民基本台帳法に規定する外国人住民については、住民票の世帯主との続柄により婚姻関係が確認できる夫婦
- ・福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業の下記の対象条件に該当し、2回目の助成の決定を受けていること
- ・夫婦の所得が730万円未満であること
- ・県指定医療機関における保険外診療の治療であること
- ・世帯全員に市税その他の納入金に滞納がないこと
- ・他市町村から助成を受けている場合は対象外とする

【助成の金額】

- ・福岡県不妊に悩む方への特定不妊支援事業による2回目の助成金交付決定額を控除した額について、15万円を上限に助成します。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市保健センター 飯塚市忠隈523番地 TEL：0948-24-4002

3-2 妊娠与分娩

(1) 妊娠报告与母子健康手册的交付

被诊断怀孕后，请到飯塚市保健中心提交妊娠报告，并领取母子健康手册及孕妇健康检查补助券。母
 婴在接受健康检查及预防接种时需要携带母子健康手册。（也准备了英语等外语版的母子健康手册）

- 领取地点：飯塚市保健中心（市政厅穗波分厅 1 层）
- 领取日期：周一至周五（节假日、年初年末除外）
- 领取时间：8:30 ~ 17:15
- 所需证件：妊娠报告书

确认个人编号（マイナンバー）的证件

- ・持有个人编号卡者：个人编号卡
 - ・未持有个人编号卡者：需证件 ① 和 ②
 - ① 个人编号通知卡或记有个人编号的居民票副本。
 - ② 个人身份确认证件 粘贴有个人照片的驾驶证、护照等证件……需 1 件
 或健康保险证、年金手册、儿童抚养补助证明等……需 2 件
- ※代理人办理时，需携带记有孕妇个人编号（マイナンバー）的证件或复印件、代
 理人的个人身份确认证件及委托书。

※为了孕妇的身体健康，福冈县委托县内各医疗机构及助产所为孕妇提供 14 次健康检查。请携带孕
 妇健康检查补助券到各医疗机构或助产所进行健康检查。

(2) 特定不孕治疗的资助

飯塚市自 2016 年起，为了减轻不孕治疗者的经济负担，对医疗保险不适用的“体外受精”、“显微受精”
 所需治疗费用的一部分施行资助。

【资助条件】

- ・已依照《户籍法》登记过的夫妻，以及依照《住民基本台账法》根据住民票所记与户主关系可确认
 婚姻关系的外国人夫妻。
- ・满足以下条件，并由福冈县不孕患者特定治疗支援事业决定提供第二次医疗资助者。
- ・夫妻总收入未滿 730 万日元
- ・于县指定医疗机构进行医疗保险外治疗
- ・家庭成员未滞纳市税等款项
- ・已获得其他市町村资助者除外

【资助金额】

- ・扣除由福冈县不孕患者特定治疗支援事业发放的第二次医疗资助后，给予 15 万日元以下资助。

【问讯处】 ■ 飯塚市保健中心 飯塚市忠隈 523 番地 电话：0948-24-4002

3-3 育児

(1) 子どもの健康

① 乳幼児健診

4ヵ月児、8ヵ月児、1歳6ヵ月児、3歳児の健診を実施しています。対象者には個人宛に郵便等で通知しますので、通知を受けたら受診してください。

② 予防接種

子どもの予防接種は、感染症の予防のために重要です。法律で定められている予防接種は、所在地の市町村が実施することになっていますが、予防接種の種類に応じて、対象年齢や実施方法などが異なっているので注意しましょう。

法律で定められている予防接種は、四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ）二種混合（ジフテリア、破傷風）、麻しん・風しん（MR）、日本脳炎、BCG（結核）水疱、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんの予防接種。

■ 本市が実施する予防接種の対象年齢、実施方法

個別接種の実施方法で行っています。

個別接種：市の指定する医療機関で接種する方法

※指定の医療機関が決まっているので、事前に問い合わせを。

※いずれも、接種料金は無料。母子健康手帳を必ず持参しましょう。

③ 養育医療給付医療券の交付

入院を必要とする未熟児（1歳未満）に対して、指定医療機関における医療費の自己負担について公費補助を行いません。

3-3 育儿

(1) 儿童健康

① 婴幼儿体检

市里对4个月、8个月、1岁六个月、3岁的婴幼儿提供健康体检，体检前会以邮件等方式通知本人，请接到通知后按时接受体检。

② 预防接种

预防接种是预防儿童传染病的重要手段。法定的预防接种由所在地政府实施进行。请注意根据预防接种种类的不同，接种对象年龄要求及接种方式等不同。

法定预防接种有，四合一疫苗（百日咳、白喉、破伤风、急性脊髓灰质炎）、二合一疫苗（白喉、破伤风）、麻疹·风疹（麻风疹疫苗）、流行性乙型脑炎、卡介苗（结核病）、水疱疹、乙型肝炎、Hib疫苗（b型流感嗜血杆菌疫苗）、儿童用肺炎链球菌疫苗、子宫颈癌疫苗（HPV疫苗）的预防接种。

■ 本市所实施预防接种的接种对象年龄、接种方式

采取个人接种的接种方式

个人接种：个人到市指定医疗机构进行接种

※请在接种前确认指定的医疗机构。

※预防接种都是免费的。接种时请携带母子健康手册。

③ 养育医疗给付医疗券的交付

对于必须住院护理的未成熟儿（早产儿及出生时体重未滿 2500g 的新生儿，未滿 1 岁），在指定医疗机构住院所产生的医疗费用，给予公费补助。

3 保健・福祉

1 公的手続き

2 日々の生活

3 保健・福祉

4 緊急時

5 教育

6 余暇

7 支援・相談

種類		対象者 《標準的な接種期間》	回数	接種間隔	接種後他の 予防接種までの 間隔	注意点	
B型肝炎	初回	1歳未満 《生後2か月～9か月未満》	2回	27日以上	6日以上	HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換えの沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。	
	追加		1回	1回目の接種から139日以上			
ヒブ感染症	初回	生後2か月～5歳未満 《初回接種開始は、生後2か月～7か月未満追加接種は初回接種終了後7月～13月までの間隔をおく》	3回	27日以上	6日以上	初回接種開始時、生後2か月～7か月未満	
	追加		1回	初回接種終了後7か月以上			
	初回		2回	27日以上	6日以上	初回接種開始時、生後7か月～1歳未満	
	追加		1回	初回接種終了後7か月以上			
		1回		6日以上	初回接種開始時、1歳～5歳未満		
小児の肺炎球菌感染症	初回	生後2か月～5歳未満 《初回接種開始は、生後2か月～7か月未満追加接種は、1歳～1歳3か月未満》	3回	27日以上	6日以上	初回接種開始時、生後2か月～7か月未満	
	追加		1回	初回接種終了後60日以上の間隔を置いて1歳以降			
	初回		2回	27日以上	6日以上	初回接種開始時、生後7か月～1歳未満	
	追加		1回	初回接種終了後60日以上の間隔を置いて1歳以降			
				2回	60日以上	6日以上	初回接種開始時、1歳～2歳未満
				1回		6日以上	初回接種開始時、2歳～5歳未満
四種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 (ポリオ)	1期 初回	生後3か月～7歳6か月未満 《初回接種は生後3か月～1歳未満追加接種は、1期初回接種(3回)終了後12か月～18か月までの間隔をおく》	3回	20日以上	6日以上		
	1期 追加		1回	1期初回接種(3回)終了後、6か月以上			
急性灰白髄炎 (ポリオ)	1期 初回	生後3か月～7歳6か月未満	3回	20日以上	6日以上		
	1期 追加		1回				

种类		接种对象 □ 内为标准接种时间	针数	每针间隔	接种后与其他接种的所需间隔时间	注意点	
乙型肝炎	初种	未满1周岁 【出生后2个月~未满9个月】	2针	27日以上	6日以上	母亲为HBs抗原(乙肝表面抗原)检测呈阳性者,胎内或产道可能已感染乙型肝炎病毒。婴儿若已接种过乙肝免疫球蛋白与转基因酵母乙肝疫苗,则不需再次定期接种。	
	加强		1针	初种第一针后139日以上			
b型流感嗜血杆菌感染	初种	出生后2个月~未满5周岁 【初种时幼儿在出生后2个月~未满7个月加强接种在初种结束后再间隔7个月~13个月】	3针	27日以上	6日以上	初种时幼儿在出生后2个月~未满7个月	
	加强		1针	初种结束后7个月以上			
	初种		2针	27日以上	6日以上	初种时幼儿在出生后7个月~未满1周岁	
	加强		1针	初种结束后7个月以上			
		1针		6日以上	初中时幼儿在1周岁~未满5周岁		
儿童肺炎链球菌感染	初种	出生后2个月~未满5周岁 【初种时幼儿在出生后2个月~未满7个月加强接种在1周岁~未满1岁三个月】	3针	27日以上	6日以上	初种时幼儿在出生后2个月~未满7个月	
	加强		1针	初种结束再间隔60日以上且幼儿满一周岁			
	初种		2针	27日以上	6日以上	初种时幼儿在出生后7个月~未满1周岁	
	加强		1针	初种结束再间隔60日以上且幼儿满一周岁			
				2针	60日以上	6日以上	初种时幼儿在1周岁~未满2周岁
				1针		6日以上	初种时幼儿在2周岁~未满5周岁
四合一 白喉 百日咳 破伤风 急性脊髓灰质炎 (小儿麻痹)	1期初种	出生后3个月~未满7岁6个月 【初种时幼儿在出生后3个月~未满1周岁加强接种在1期初种(3针)结束后再间隔12个月~18个月】	3针	20日以上	6日以上		
	1期加强		1针	1期初种(3次)结束后再间隔6个月以上			
急性脊髓灰质炎 (小儿麻痹)	1期初种	出生后3个月~未满7岁6个月	3针	20日以上	6日以上		
	1期加强		1针				

1 公共手续

2 日常生活

3 保健·福祉

4 紧急情况

5 教育

6 余暇

7 支援·咨询

3 保健・福祉

1 公的手続き

2 日々の生活

3 保健・福祉

4 緊急時

5 教育

6 余暇

7 支援・相談

種類	対象者 《標準的な接種期間》	回数	接種間隔	接種後他の 予防接種までの 間隔	注意点
二種混合 〔ジフテリア 破傷風〕	11歳以上13歳未満 《11歳》	1回	/	6日以上	
BCG 〔結核〕	1歳未満《生後5か月 ～8か月未満》	1回	/	27日以上	
麻しん・風し ん混合又は麻 しんのみのみ 風しんのみのみ	1期 1歳～2歳未満	1回	/	27日以上	麻しん、風しんどちらにもかか つた者は対象外
	2期 5歳～7歳未満で小学 就学前1年間（いわゆる 年長児）	1回			
水疱	1歳～3歳未満 《1回目は1歳～1歳3 か月未満 2回目は1回目の接種 終了後、6か月～12 か月までの間隔をおく》	2回	3か月以上	27日以上	過去に任意接種をしている回数 は、定期接種の回数と見なされ る。
日本脳炎	1期 初回 生後6か月～7歳6か 月未満《3歳》	2回	6日以上	6日以上	
	1期 追加 生後6か月～7歳6か 月未満《4歳》	1回	1期初回接種終 了後、6か月以 上	6日以上	
	2期 9歳～13歳未満《9歳》	1回	/	6日以上	1期接種済みで基礎免疫がつい ていること
<p>（備考）平成23年5月20日から接種対象年齢が拡大され、平成7年4月2日～平成19年4月1日 生まれの方で、1期・2期の接種が終了していない方は、20歳未満までの残りの回数を接種する事が できます。また、平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた方で、1期の接種が終了して いない人は、9歳以上13歳未満まで1期の残りの回数と2期を接種する事ができます。</p>					
子宮頸がん	小学6年生～高校1年 生《13歳となる日の 属する年度》	3回	1か月以上の間 隔をおいて2 回、1回目の接 種から5か月以 上、かつ2回目 の接種から2か 月半以上	6日以上	
			1か月以上の間 隔をおいて2 回、2回目の接 種から3か月以 上		

※随時見直しがありますので、保健センター等に確認してください。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市保健センター 飯塚市忠隈523番地 TEL: 0948-24-4002

种类	接种对象 □ 内为标准接种时间	针数	每针间隔	接种后与其他接种的所需间隔时间	注意点	
二合一 〔白喉 破伤风〕	11 周岁以上~未满 13 周岁【11 周岁】	1 针	/	6 日以上		
卡介苗 〔结核病〕	未满 1 周岁【出生后 5 个月~未满 8 个月】	1 针	/	27 日以上		
麻疹混合 或单独麻疹 或单独风疹	1 期 1 周岁~未满 2 周岁	1 针	/	27 日以上	风疹和麻疹都曾患有者除外	
	2 期 5 周岁~未满 7 周岁的 上小学前一年儿童（即 幼儿园大班）	1 针				
水疱疹	1 周岁~未满 3 周岁 【第一针在 1 周岁~未 满 1 岁 3 个月第二针在 第一针结束后再间隔 6 个月~12 个月】	2 针	3 个月以上	27 日以上	过去自行接种时所打针数也算在 公费定期接种针数内	
流行性乙型 脑炎	1 期 初种 出生后 6 个月~未满 7 岁 6 个月【3 周岁】	2 针	6 日以上	6 日以上		
	1 期 加强 出生后 6 个月~未满 7 岁 6 个月【3 周岁】	1 针	1 期初种结束后 间隔 6 个月以上	6 日以上		
	2 期 9 周岁~未满 13 周岁【9 周岁】	1 针	/	6 日以上	1 期接种完毕已具有基础免疫者	
(备考) 2011 年 5 月 20 日起接种年龄要求放宽, 生于 1995 年 4 月 2 日~2007 年 4 月 1 日且未完成 1 期、2 期接种者, 在未满 20 周岁之前可接种剩余针。此外出生于 2007 年 4 月 1 日~2009 年 10 月 1 日且未完成 1 期接种者, 在满 9 周岁至未满 13 周岁前可接种 1 期剩余针与 2 期接种						
子宫颈癌疫苗 (HPV 疫苗)	希瑞 适	小学 6 年级~高中 1 年 级【13 岁生日年份】	3 针	第二针在第一针 后间隔 1 个月以 上, 第三针在第 一针后间隔 5 个 月以上且第二针 结束后 2 个半月 以上	6 日以上	
	加卫 苗			第二针在第一针 后间隔 1 个月以 上, 第三针在第 二针结束后间隔 3 个月以上		

※表格内容会经常更新, 请到保健中心等确认

【问讯处】 ■ 飯塚市保健中心 飯塚市忠隈 523 番地 电话: 0948-24-4002

- 1 公共手续
- 2 日常生活
- 3 保健·福祉
- 4 紧急情况
- 5 教育
- 6 余暇
- 7 支援·咨询

(2) 子どもの各種手当

手当の区分	条 件	所得制限
児童手当	15歳になった後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方	有
児童扶養手当	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（障がい児については20歳未満）を監護している母子家庭の母、父子家庭の父または父、母に代わって児童を養育している方	有
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の児童を監護している父か母、又は父母に代わって児童を養育している方	有
【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 子育て支援課（内線 1119～1120）		

ひとり親家庭等、父母及び子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、保険診療による自己負担額（下記条件に記載する自己負担額を除く）を助成します。

手当の区分	条 件	所得制限
ひとり親家庭等医療費支給制度	子どもが18歳になった後最初の3月31日までの母子家庭の母と子、父子家庭の父と子及び父母のいない児童 〔自己負担額〕 1 医療機関あたり 通院：800円/月（上限） 入院：500円/日（月7日まで） ※義務教育就学前までの子は子ども医療費支給制度を適用	有
子ども医療費支給制度	18歳になった後最初の3月31日までの子ども 〔自己負担額〕 ・小学校就学前 通院・入院：自己負担額なし ・小学校1年生から6年生まで 通院：1,200円/月（上限） 入院：500円/日（月7日まで） ・中学校1年生から18歳到達の年度末まで 通院：助成対象外 入院：500円/日（月7日まで） ※上記負担は、入院・通院とも1医療機関ごとに負担	無
【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 医療保険課（内線 1034）		

手当の区分	条 件	所得制限
障がい児福祉手当	20歳未満の在宅の重度の障がい児	有
【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 社会・障がい者福祉課（内線 1151）		

(2) 各种儿童补助金

分 类	领取资格	收入限制
儿童补助	儿童在 15 岁生日后第一个 3 月 31 日前，其抚养人可领取	有
儿童抚养补助	单亲家庭儿童、孤儿从 0 岁到 18 岁生日后第一个 3 月 31 日前（残障儿童为未满 20 周岁），其抚养人可领取	有
特别儿童抚养补助	残障儿童未满 20 周岁前，其抚养人可领取	有
【问讯处】■ 飯塚市政厅 育儿支援科（内线电话 1119 ~ 1120）		

以促进儿童健康及单亲家庭儿童、孤儿抚养人健康，增进社会福祉为目的。本市对使用医疗保险治疗时的个人承担部分给予资助。

分 类	减免资格	收入限制
单亲家庭等医疗费减免制度	单亲家庭儿童、孤儿在 18 岁生日后第一个 3 月 31 日前，其抚养人（父或母）及儿童 〔减免后个人需负担额〕 每一所医疗机构 门诊治疗：800 日元 / 月（上限） 住院治疗：500 日元 / 日（每月限 7 日） ※接受义务教育前（小学入学前）的儿童则会按照儿童医疗费资助制度进行减免	有
儿童医疗费减免制度	18 岁生日后第一个 3 月 31 日前的儿童 〔减免后个人需负担额〕 ・小学入学前 门诊治疗・住院治疗：无需个人负担 ・小学 1 年级至小学 6 年级 门诊治疗：1,200 日元 / 月（上限） 住院治疗：500 日元 / 日（每月限 7 日） ・初中 1 年级到 18 岁生日年年末 门诊治疗：资助对象外 住院治疗：500 日元 / 日（每月限 7 日） ※上述门诊治疗、住院治疗个人需负担额，均为每一所医疗机构。（同时在两家医疗机构治疗时分开算）	无
【问讯处】■ 飯塚市政厅 医疗保险科（内线电话 1034）		

分 类	领取资格	收入限制
残障儿童福祉补助	未满 20 周岁、并在家接受看护的重度残障儿童	有
【问讯处】■ 飯塚市政厅 社会・残障者福祉科（内线电话 1151）		

3-4 高齢者福祉

(1) 後期高齢者医療制度

① 対象者（被保険者）

- ◆ 75歳以上の人
- ◆ 65歳以上75歳未満で一定の障がいについて認定を受けた人

② 保険証（被保険者証）

後期高齢者医療制度の保険証が一人に1枚交付されます。
医療機関にかかるときは、必ず窓口に表示してください。

③ 保険料

保険料は、加入された皆様にかかります。

所得の少ない人は、軽減措置が適用される場合があります。保険料額が「0円」になることはありません。

軽減措置を受けるためには所得の申告が必要です。（所得のない方も申告は必要です）

※所得とは日本国内での所得をいいます。

④ 自己負担

医療機関での自己負担割合は、一般の方は1割、現役並み所得者は3割です。

医療費の自己負担が高額になったときの自己負担額は、世帯の所得の状況等によって異なります。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 医療保険課（内線 1038～1040）

(2) 在日外国人高齢者福祉給付金

国民年金の給付を受けることができない外国人の方には、月7,000円の福祉給付金が支給されます。

【対象者】

- 1) 1926年4月1日以前に生まれた方
- 2) 1982年1月1日前から平成24年7月9日まで引き続き外国人登録法に基づく外国人登録をしていた方で（帰化した方を含む）、本市において引き続き1年以上住民基本台帳に記録されている方（ただし、アメリカ合衆国国籍を有していた方を除く）

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 高齢介護援課（内線 2371～2379）

3-4 高龄者福祉

(1) 后期高龄者医疗制度

① 对象（被保险人）

- ◆ 75 周岁以上者
- ◆ 65 周岁以上未满 75 周岁被认定残障者

② 保险证（被保险证明）

后期高龄者医疗制度的保险证每人发放一张
在医疗机构就诊时请务必在服务窗口出示。

③ 保险费

会对加入该保险制度者收取保险费

对于收入较少者可适用保险费减免措施，但保险费金额不会减至“0 日元”。

申请减免时，需进行个人所得申报。（无收入者也需进行申报）

※个人所得是指在日本国内的个人所得。

④ 个人负担

个人需负担的医疗费用比例一般是 10%，与工作时收入相同者为 30%。

高额医疗费用的个人承担比例会根据家庭收入情况等有所不同。

【问讯处】 ■ 飯塚市政厅 医疗保险科（内线电话 1038 ~ 1040）

(2) 在日外国高龄者福祉补助

无法领取国民年金的外国人，每月可领取 7000 日元的福祉补助金（在日外国人高龄者福祉给付金）。

【发放对象】

- 1) 出生于 1926 年 4 月 1 日以前者
- 2) 1982 年 1 月 1 日前至 2012 年 7 月 9 日，依照外国人登陆法持续办理外国人登录者（包括入籍者），并在本市住民基本台账所记录 1 年以上者。（曾持有美国国籍者除外）

【问讯处】 ■ 飯塚市政厅 高龄介护科（内线电话 2371 ~ 2379）

(3) 地域包括支援センター

要介護状態に陥るおそれがある高齢者や、要支援者（要支援1・2）に対して、要介護状態への進行防止や重度化防止の取り組みを進めています。これまでの「自立」、「要支援・要介護認定」の区分にかかわらず、地域における介護予防、高齢者に関わる相談等を含む地域ケアについて推進しています。

飯塚市内には7ヵ所ありますが、利用できるセンターは住居地により異なります。

施設名	担当地区（自治会）
飯塚市地域包括支援センター 電話：0948-22-5500 内線：1140～1144	下記の地区を除く市内全域
二瀬地域包括支援センター コスモス苑 電話：0948-21-5511	東川津、西川津、東横田、西横田、南横田、中央区、旭ヶ丘、二瀬本町、高雄区、東新町、西新町、東伊岐須、西伊岐須、相田、上相田、新二瀬、新相田、新高雄、新栄町、相田団地、伊川・乙丸、けやき台、東伊川、南伊川、ガーデンヒルズ
穂波西地域包括支援センター つばき苑 電話：0948-23-8124	天道、太郎丸一区・二区、棕本、久保白、見田、高田、本谷、舍利蔵、津原、安恒、椿、弁分、弁分彼岸原、振興、小正一区・二区・三区、小正浦ノ原、小正高畑、秋松西、若菜、枝国一区・二区・三区、日鉄枝国
筑穂地域包括支援センター 電話：0948-72-3155	阿恵、出雲東、うぐいす台、鶯塚、浦田、大野、片山、嘉穂、上揚、北古賀、切畑、楠台、久保山、黒石、桑曲、氷屋、三町、下揚、大分、大分駅西、大分駅前団地、筑穂栄町、筑穂元吉、内住本村、長楽寺団地、長尾、長尾東団地、ニュータウン大分、平塚、馬敷、山口、弥山
飯塚東地域包括支援センター 太陽の郷 電話：0948-21-2828	上三緒第1・第2・第3・第4、柏の森ヒルズ、下三緒、下三緒団地、東ヶ丘、三緒浦、山内
幸袋地域包括支援センター いずみ苑 電話：0948-21-1777	池田、井の浦、大谷町、幸袋新町、幸袋西町、幸袋本町、三軒家、栄町1丁目・2丁目・3丁目、目尾団地、目尾中央、薙野、庄司、津島、白旗団地、第二勝負谷、第二目尾、地産、中一、中三、勝負谷、浜生、日の出町、緑ヶ丘、柳橋、吉北、吉北元町
穎田地域包括支援センター かいた苑 電話：09496-2-4552	石丸、石丸団地1・2・3、大畑、鹿毛馬上、鹿毛馬中、上勢田東、上勢田西、北勢田、木浦岐、口原、小峠、小峠東、小峠西、桜が丘、サンコーポラス、下勢田、新立、中央東団地、中央団地1・2・3、七枝組、鯉田東区、東佐與、西佐與、東勢田1・2・3、福門、牧野、明治1、明治2、六反畑

(3) 地域包括支援中心（地区护理综合支援中心）

中心致力于对可能要陷入要介护状态的高龄者、要支援者（要支援1・2）进行要介护状态预防，重度化预防等援助，与“自立”、“要支援・要介护”等级认定无关，对市内高龄者提供介护预防、老年人问题咨询等服务，推进地区关爱高龄者工作。

※按照日本的护理保险制度，是否有必要护理要进行申请认定。认定等级分为要支援1～2，要介护（即要护理）1～5。

要支援1：大部分日常生活可自理，少部分需要帮助。

要支援2：比之要支援1，站立、步行等运动机能有所下降，需要帮助。

要介护1：虽然可自理起居，但比之要支援2运动、认知机能，思考理解能力下降，需部分护理。

要介护2：比之要介护1日常生活能力、理解力下降，需护理吃饭、入厕等日常起居。

要介护3：无法自行吃饭、入厕。几乎需要全面护理。有时会无法起身、走动。

要介护4：比之要介护3行动能力下降，需要全面护理。

要介护5：一个人无法生活，除吃饭、入厕外，更衣、翻身也需要照顾。语言沟通困难。

飯塚市内共设有7所，根据居住地区不同可以利用的支援中心也不同。

设施名称	所辖地区（所辖自治会）
飯塚市地域包括支援中心 電話：0948-22-5500 内線：1140～1144	除以下地区之外的市内所有地区
二瀬地域包括支援中心 コスモス苑 電話：0948-21-5511	東川津、西川津、東横田、西横田、南横田、中央区、旭ヶ丘、二瀬本町、高雄区、東新町、西新町、東伊岐須、西伊岐須、相田、上相田、新二瀬、新相田、新高雄、新栄町、相田団地、伊川・乙丸、けやき台、東伊川、南伊川、ガーデンヒルズ
二瀬地域包括支援中心 コスモス苑 電話：0948-21-5511	天道、太郎丸一区・二区、椋本、久保白、見田、高田、本谷、舍利蔵、津原、安恒、椿、弁分、弁分彼岸原、振興、小正一区・二区・三区、小正浦ノ原、小正高畑、秋松西、若菜、枝国一区・二区・三区、日鉄枝国
筑穂地域包括支援中心 電話：0948-72-3155	阿恵、出雲東、うぐいす台、鶯塚、浦田、大野、片山、嘉穂、上揚、北古賀、切畑、楠台、久保山、黒石、桑曲、氷屋、三町、下揚、大分、大分駅西、大分駅前団地、筑穂栄町、筑穂元吉、内住本村、長楽寺団地、長尾、長尾東団地、ニュータウン大分、平塚、馬敷、山口、弥山
飯塚東地域包括支援中心 太陽の郷 電話：0948-21-2828	上三緒第1・第2・第3・第4、柏の森ヒルズ、下三緒、下三緒団地、東ヶ丘、三緒浦、山内
幸袋地域包括支援中心 いずみ苑 電話：0948-21-1777	池田、井の浦、大谷町、幸袋新町、幸袋西町、幸袋本町、三軒家、栄町1丁目・2丁目・3丁目、目尾団地、目尾中央、薙野、庄司、津島、白旗団地、第二勝負谷、第二目尾、地産、中一、中三、勝負谷、浜生、日の出町、緑ヶ丘、柳橋、吉北、吉北元町
穎田地域包括支援中心 かいた苑 電話：09496-2-4552	石丸、石丸団地1・2・3、大畑、鹿毛馬上、鹿毛馬中、上勢田東、上勢田西、北勢田、木浦岐、口原、小峠、小峠東、小峠西、桜が丘、サンコーポラス、下勢田、新立、中央東団地、中央団地1・2・3、七枝組、鯉田東区、東佐與、西佐與、東勢田1・2・3、福門、牧野、明治1、明治2、六反畑

(4) 在宅介護支援センター

自宅で生活していて何らかの支援を必要とする方や、その家族の方の在宅介護に関する相談に応じる公的な総合相談機関です。

飯塚市内には7ヵ所ありますが、利用できるセンターは住居地により異なります。

施設名	担当地区（自治会）
在宅介護支援センター いいづか 電話：0948-29-5853	潤野上区、潤野下区、潤野牟田、黒萩、建花寺、県住はなせ、新花瀬、大日寺、花咲台、花瀬、東潤野、明星寺、明星寺団地、新潤野、八木山、蓮台寺
在宅介護支援センター ベストシルバー飯塚 電話：0948-22-8888	愛宕団地、市の間、柏の森、旧芳雄、新飯塚西、新飯塚東、鯉田浦田、鯉田蛭子町、鯉田上町、鯉田栗尾、鯉田篠田、鯉田新町、鯉田箕子町、鯉田畝割、鯉田東町、鯉田本町、鯉田南町、鯉田柳町、芳雄
在宅介護支援センター くぬぎ苑 電話：0948-24-8112	稲荷町、片島勝守、片島栄町、片島本町、片島若宮、上本町、川島、久世ヶ浦、下本町、立岩、徳前第1・第2・第3・第4、中本町、西町西、西町東、東町西、東町東、宮の下、御幸町、向町、吉原町、リバーサイド
在宅介護支援センター ほなみ 電話：0948-26-6761	神ノ浦、秋松、神ノ浦浦田、大陣、忠隈一区・二区、忠隈泉町、忠隈浦田、忠隈北区、忠営、忠営二区・三区、平恒、平恒新町、平恒中野、平恒原口、平恒本町、堀池、堀池東、松ヶ瀬、南尾、南尾二区、南尾迎坂、楽市、楽市東区
在宅介護支援センター はくりゅう園 電話：0948-82-3343	青葉台、赤坂、旭町、入水、大坪、勝島、庄内栄町、新町一区・二区、すだれ石、高倉、筑前製鋼、筒野、持田、本村、安丸、山倉、若草
在宅介護支援センター 多田の里 電話：0948-20-4033	赤松、あさひ台、有井、有井二区・三区、有安、大門、柿田、雇用促進、工場団地、関の台、多田、立、鳥羽、仁保、光ヶ丘、藤田、庄内元吉
飯塚市地域包括支援センター (在宅介護支援業務担当) 電話：0948-22-5500 内線：2500	駅通、木の花、五穀神、昭和通、大新、忠隈、中央通、鶴三緒、南通、元宮

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 高齢介護課 地域包括支援センター係
(内線 1140 ~ 1144)

(5) 訪問指導

家庭で健康管理上指導が必要と認める方について保健師が訪問し、本人及びその家庭に合った方法で具体的に助言などを行い、個々の生活の質を高める生活ができるように支援しています。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市保健センター 飯塚市忠隈 523 番地 TEL：0948-24-4002

(4) 在宅介護支援中心（家中护理支援中心）

此类中心是为需要家中护理服务（如上门护理等）者及其家属，提供家中护理咨询服务而设立的公共综合咨询机关。

飯塚市内共设有 7 所，根据居住地区不同可以利用的支援中心也不同。

设施名称	所辖地区（所辖自治会）
在宅介護支援中心 いづか 電話：0948-29-5853	潤野上区、潤野下区、潤野牟田、黒萩、建花寺、県住はなせ、新花瀬、大日寺、花咲台、花瀬、東潤野、明星寺、明星寺団地、新潤野、八木山、蓮台寺
在宅介護支援中心 ベストシルバー飯塚 電話：0948-22-8888	愛宕団地、市の間、柏の森、旧芳雄、新飯塚西、新飯塚東、鯉田浦田、鯉田蛭子町、鯉田上町、鯉田栗尾、鯉田篠田、鯉田新町、鯉田簀子町、鯉田畝割、鯉田東町、鯉田本町、鯉田南町、鯉田柳町、芳雄
在宅介護支援中心 くぬぎ苑 電話：0948-24-8112	稲荷町、片島勝守、片島栄町、片島本町、片島若宮、上本町、川島、久世ヶ浦、下本町、立岩、徳前第 1・第 2・第 3・第 4、中本町、西町西、西町東、東町西、東町東、宮の下、御幸町、向町、吉原町、リバーサイド
在宅介護支援中心 ほなみ 電話：0948-26-6761	神ノ浦、秋松、神ノ浦浦田、大陣、忠隈一区・二区、忠隈泉町、忠隈浦田、忠隈北区、忠営、忠営二区・三区、平恒、平恒新町、平恒中野、平恒原口、平恒本町、堀池、堀池東、松ヶ瀬、南尾、南尾二区、南尾迎坂、楽市、楽市東区
在宅介護支援中心 はくりゅう園 電話：0948-82-3343	青葉台、赤坂、旭町、入水、大坪、勝島、庄内栄町、新町一区・二区、すだれ石、高倉、筑前製鋼、筒野、持田、本村、安丸、山倉、若草
在宅介護支援中心 多田の里 電話：0948-20-4033	赤松、あさひ台、有井、有井二区・三区、有安、大門、柿田、雇用促進、工場団地、関の台、多田、立、鳥羽、仁保、光ヶ丘、藤田、庄内元吉
飯塚市地域包括支援中心 （在宅介護支援業務担当） 電話：0948-22-5500 内線：2500	駅通、木の花、五穀神、昭和通、大新、忠隈、中央通、鶴三緒、南通、元宮

【问讯处】 ■ 飯塚市政厅 高齢介護科 地域包括支援中心负责人
（内线电话 1140 ~ 1144）

(5) 上门指导服务

针对认为需要健康管理上相关指导的家庭，提供保健医师上门指导服务，结合本人及家庭情况给予合适且具体的治疗护理方法，提高生活质量。

【问讯处】 ■ 飯塚市保健中心 飯塚市忠隈 523 番地 电话：0948-24-4002

3-5 介護保険

介護保険加入者は、介護が必要になった場合、介護が必要かどうかの認定（要介護認定・要支援認定）の申請ができます。認定された人は必要な介護サービスが利用できます。その場合、給付対象サービス費用の1割または2割は自己負担となります。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 高齢介護課（内線 1137～1139）

3-6 障がい者・障がい児福祉

(1) 障がい者・障がい児の相談窓口

○障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある方、そのご家族、関係者の方の相談窓口です。生活の悩みごと・困りごと・心配ごと、将来のこと、仕事のこと、夢、子どもの発達や将来のこと、お住まいのこと、障がい者虐待のことなど、なんでもご相談ください。

■ 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター

飯塚市忠隈 523 飯塚市役所穂波庁舎 3階

TEL：0948-43-4006 FAX：0948-43-4021

メールアドレス：soudan@iikk-kikan.jp

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます）

■ 発達障がい児等を対象とした療育面における相談支援は、

生活相談センター フォスク（飯塚市口春 1061-6 TEL 09496-2-2253）において行っています。

○障がい者虐待防止に関するご相談や、虐待を発見した（受けた）場合の通報などは、障がい者虐待防止センターでもお受けします。

■ 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者虐待防止センター（24時間対応）

TEL：0948-43-9977 FAX：0948-43-9974

メールアドレス：gyakutai.sos@ezweb.ne.jp

(2) 障がい者福祉

障がいのある方に対する福祉サービスには、在宅福祉サービス、施設福祉サービスがあります。

【手帳】障がいの種別により『身体障がい者手帳』『療育手帳』『精神障がい者保健福祉手帳』があります。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 社会・障がい者福祉課（内線 1151・1157）

3-5 护理保险

加入护理保险者，需要护理时可以申请是否有必要护理认定（要介护认定・要支援认定）。得到认定者可以利用必需的护理服务，只需缴纳服务费用的 10% 或 20%。

【问讯处】 ■ 飯塚市政厅 高龄介护科（内线电话 1137 ~ 1139）

3-6 残障者・残障儿童福祉

(1) 残障者・残障儿童咨询服务窗口

○残障者基干咨询支援中心是为残障者及其亲人家属提供咨询的服务窗口。无论是对生活、未来、工作、住房的烦恼与困惑，还是对子女成长、被歧视虐待、有关梦想的担心，都可以到支援中心进行咨询。

■ 飯塚市・嘉麻市・桂川町残障者基干咨询支援中心

飯塚市忠隈 523 飯塚市役所穂波庁舎 3 階

电话：0948-43-4006 传真：0948-43-4021

电子邮箱：soudan@iikk-kikan.jp

接待时间：周一至周五 8:30 ~ 17:15（周六日、节假日及年初年末休息）

■ 生活咨询中心 FOSC（飯塚市口原 1061-6 电话 09496-2-2253）提供对有发育障碍的儿童等进行治疗、教育方面的咨询支援服务。

○残障者防虐中心也提供对残障者虐待防止相关的咨询服务，此外发现有虐待残障者（被虐待）等情况时，也可以联系防虐中心。

■ 飯塚市・嘉麻市・桂川町残障者防虐中心（24 小时服务）

电话：0948-43-9977 传真：0948-43-9974

电子邮箱：gyakutai.sos@ezweb.ne.jp

(2) 残障者福祉

为残障者提供有上门护理服务、福祉设施内护理服务等社会福祉。

【残障者证】依照残障类别为残障者配发有《身体障がい者手帳》（身体残障者证）、《療育手帳》（智能障碍者证）、《精神障がい者保健福祉手帳》（精神障碍者保健福祉证）。

【问讯处】 ■ 飯塚市政厅 社会・残障者福祉科（内线电话 1151・1157）

(3) 重度障がい者医療

重度障がい者の健康の保持及び福祉の向上を図ることを目的として、保険診療による自己負担額を助成します。

手当の区分	条 件	所得制限
重度障がい者医療費支給制度	身体障がい者手帳1級または2級の人 国民年金法による障がい基礎年金1級の受給者で傷病名が知的障がいまたは精神遅滞の人 療育手帳「A」の人 精神障がい者保健福祉手帳1級の人	有
【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 医療保険課（内線 1034）		

3-7 母子・寡婦福祉

(1) 家庭児童相談室

家庭児童相談室では、子どもの健康、育児、学習、養育、障がい、虐待等子育てに関する相談や母子家庭や寡婦の方々の抱えている様々な問題についての相談を受け付けます。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 子育て支援課（内線 1117 ~ 1118）

3-8 生活保護

「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格を持つ外国人が、病気やその他の理由により、自力ではどうしても生活できなくなった場合は、生活保護の申請をすることができます。

詳しくは生活支援課までご相談ください。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 生活支援課（内線 1203）

(3) 重度残障者医疗相关

为了重度残障者的身心健康，增进社会福祉。本市对使用医疗保险治疗时的个人承担部分给予资助。

分 类	减 免 资 格	收 入 限 制
重度残障者医疗费减免制度	身体残障证 1 级或 2 级 根据国民年金法，残障者基础年金 1 级的领取者且伤病名为智能障碍或精神迟滞 智能障碍者证「A」 精神障碍者保健福祉证 1 级	有
【问讯处】■ 飯塚市政厅 医疗保险科（内线电话 1034）		

3-7 母子・母女・丧偶者福祉

(1) 家庭儿童咨询室

家庭儿童咨询室提供有关儿童健康、育儿、学习、抚养、生活障碍、被虐待等方面的咨询服务。也提供对单亲家庭母子、母女及丧偶者等的问题咨询帮助服务。家庭儿童咨询室会严格保护咨询者的个人隐私。

【问讯处】■ 飯塚市政厅 育儿支援科（内线电话 1117 ~ 1118）

3-8 生活保障制度

持有“永住者”、“日本人配偶”、“永住者配偶”、“定住者”在留资格的外国人，在因伤病或其他理由无法自立生活时，可申请生活保障。

详情请咨询生活支援科。

【问讯处】■ 飯塚市政厅 生活支援科（内线电话 1203）

3-9 医療施設

(1) 医療機関

飯塚市内にはたくさんの医療機関があります。それぞれ特徴や専門がありますので、自宅付近にどのような病院があるか確認しておきましょう。

下記のサイトでは、福岡県内の医療機関を検索することができます。

- ◆ ふくおか医療情報ネット（福岡県医療機関情報案内）

また、同サイトでは他言語の対応ができる医療機関も検索することができます。

【URL】 <http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qq/qq40gnforisr.asp>

(2) 夜間の病院案内

■ 飯塚急患センター

飯塚市吉原町1番1号 TEL：0948-24-3399

診療日	年中無休
診療時間	平日：19時～21時まで 土曜、日曜、祝日、 盆期間（8/13～8/15）、年末年始（12/31～1/3）：18時～22時まで
診療科目	内科・小児科

(3) 休日在宅医

休日在宅医は当番制になっています。当日どの医療機関が当番になっているか次の方法で確認できます。

- ・当日の新聞紙面
- ・飯塚医師会ホームページ 【URL】 <http://www.iizuka-med.or.jp/>

3-9 医疗设施

(1) 医疗机构

飯塚市内有许多医疗机构，每所医疗机构的特征与诊疗范围也不相同。请确认您居住的附近有哪些医疗机构。

下述网站可以查询到福冈县内的医疗机构

◆ 福冈医疗信息网（福冈县医疗机构信息指南）

此外，该网站还可查询到能够提供多语言服务的医疗机构。

【URL】<http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qq/qq40gnforisr.asp>

(2) 夜诊病院

■ 飯塚急诊中心

飯塚市吉原町1番1号 电话：0948-24-3399

诊疗日	全年无休
诊疗时间	工作日：19:00～21:00 周六日、节假日、8/13～8/15、年初年末（12/31～1/3）：18:00～22:00
诊疗科目	内科・儿科

(3) 节假日上门诊疗医生

节假日上门诊疗医生施行值班制。有关当天由哪个医疗机构值班请通过以下方法查询确认。

- 当天的新闻报纸
- 飯塚医师会主页 【URL】<http://www.iizuka-med.or.jp/>

4-1 災害

(1) 火事

火事が発生したら、すぐに消防署に「119番」で連絡する一方、バケツ、消火器、濡れ布団などで、初期消火に努めますが、自分1人で消そうと思わずに、近所に大声で「火事だ (k a j i d a)」と叫んで協力を求めましょう。

危険だと思ったらすばやく避難しましょう。ビルなどの建物で火事から避難する際には、煙に巻かれて倒れる場合が多いので、姿勢を低くし、濡れたハンカチなどを口に当てたり、有毒なガスを吸わないようにビニールで覆ったりして避難しましょう。

① 消火器について

常に消火器のある場所をチェックするとともに、消火器の使用方法を覚えておきましょう。

【問い合わせ先】 ■ 消防署 TEL : 119

(2) 地震

① 地震の対策

日本は地震の多い国。県内でも、2005年の福岡西方沖地震の際に、かなりの被害を受けました。いつ、また大地震が起こるかわからないので、日ごろの準備と心構えをしっかりとしておく必要があります。

- 1) 家具などの倒れやすいものはしっかり固定しておきましょう。
- 2) 非常用持ち出し品を用意しておきましょう。
- 3) 災害のときの避難場所を確認しておきましょう。
- 4) 家族や友人(仲間)の集合場所を決めておきましょう。

② 地震が発生したら

- 1) 机やテーブルの下に隠れ、身の安全をはかりましょう。
- 2) 火災を防ぐために火の始末をし、玄関のドアを開けて出口を確保します。
- 3) 落下物などの危険があるので、すぐに屋外には出ないようにしましょう。
- 4) 外にいたときは、ブロック塀、自動販売機など倒れやすいもののそばに近づかないようにしましょう。

避難が必要になった場合は最寄りの「指定避難所」に避難しましょう。余震の危険があります。テレビやラジオなどで情報を把握するようにしましょう。

③ 津波

日本近海などで地震が発生すると、津波が起こる場合があります。日本の沿岸地域では、常に津波の危険性がありますので、日本近海で地震が発生したときには津波に十分注意するようにしましょう。

(3) 水害

6月から9月は水害が発生しやすい時期です。万一の災害に備えて、非常持出品を準備しておくとともに、家からの指定避難所までの経路について確認しておきましょう。

また、水害が発生した場合、指定避難所への経路が浸水している場合があります。この時は無理に外出せず、家の中の高いところ(たとえば2階など)に移動しましょう。

4-1 灾害

(1) 火灾

发生火灾时，请立即拨打“119”电话联系消防局。尝试用水桶、灭火器、浸湿棉被等减小火势，并大喊“火事だ（k a j i d a）”向邻里寻求帮助。

认为危险的时候请迅速撤离避难。从高层建筑物撤离时，为避免吸入有毒烟雾，请在逃离时压低身躯、用浸湿的手绢捂住口鼻或用大型塑料袋罩住头部。

① 灭火器

请经常确认灭火器所在位置，并掌握灭火器的使用方法。

【问讯处】 ■ 消防局 电话：119

(2) 地震

① 地震应急准备

日本是地震多发国家，福冈县也曾内在 2005 年福冈西近海地震中受到严重损害。由于大地震的发生无法提前预知，请在平时做好地震到来时的应急准备。

- 1) 固定好家具等易倾倒物品。
- 2) 准备好地震时的应急物品。
- 3) 确认地震时的避难场所。
- 4) 确定地震时与家人亲友的集合地点。

② 发生地震时

- 1) 到桌下进行躲避，确保人身安全。
- 2) 关闭可能引发火灾的用火器具，打开屋门确保避难出口畅通。
- 3) 地震时很可能有物品下落的危险，请勿匆忙向屋外逃离。
- 4) 发生地震时，请勿靠近水泥砖墙、自动贩卖机等易倾倒物。

避难时请到最近的“指定避难所”进行避难。并通过电视、收音机等掌握余震等相关信息。

③ 海啸

日本近海地区发生地震时，可能会伴随发生海啸。尤其是日本的沿海地区，时常有海啸的危险，发生地震时请特别注意海啸相关信息。

(3) 水灾

每年的 6 月至 9 月容易发生水灾。请在平时准备好水灾发生时的应急物品，并确认避难路线。

此外在发生水灾时，到指定避难所的避难通路可能会被大水淹没。此时不要强行外出避难，应尽量向家中高处转移（如 2 楼等）。

(4) 台風

6月から10月は、台風も多く発生します。台風が近づいたらラジオやテレビの気象情報に注意しましょう。

- 1) ガラス戸は風で飛ばされてきた物で割れることがあるので、雨戸があれば閉めましょう。
- 2) ベランダに置いてある物干しや植木鉢などは、家の中に入れましょう。
- 3) 時には電気、ガス、電話などが止まることがあります。非常持ち出し品を日ごろから用意しておきましょう。

4-2 指定避難所

災害時において、みなさんが安全で的確に避難行動が行えるよう、洪水ハザードマップ（浸水予測・避難場所等の情報）を作成しています。日ごろから、自分たちの地域の指定避難所をよく確認しておきましょう。

※洪水ハザードマップは本庁防災安全課で配布しています。

また、飯塚市ホームページ

(<http://www.city.iizuka.lg.jp/shobobosaianzen/bosai/bosai/yobo/map.html>) からダウンロードできます。

- 【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 防災安全課（内線 1332～1334）
 ■ 指定避難所（→P 131）

4-3 交通事故

(1) 交通事故のときの対応

突発的なアクシデントに混乱するとは思いますが、まずは落ち着いて行動しましょう。まずは負傷者の確認、事故状況の確認を行い、その後は以下の手順で行動するようにしましょう。

【交通事故を起こした場合（自分が加害者）】

1	警察に連絡	危険性があれば車を安全な場所へ移動し、警察に通報する。特に危険性がなければ警察が来るまで、移動させずに放置する。
2	待機	警察が到着したら、事情聴取及び現場検証が行われます。警察が来るまで立ち去らないこと。
3	連絡先の交換	事故の相手に住所・氏名・電話番号を知らせ、相手の方も確認する。相手が救急車で搬送された場合は、搬送された病院を教えてもらう。
4	保険会社に連絡	契約している保険会社に連絡する。被害者との交渉は保険会社を通じて行う。

(4) 台风

台风多发于每年的6月至10月。请在台风接近时通过电视机、收音机多注意气象信息。

- 1) 玻璃窗容易被风吹来的东西打破，如配有护窗板请关闭护窗板。
- 2) 请将放置在阳台的晾衣架、花盆等移至屋内。
- 3) 有时会因台风导致停电，煤气、电话无法使用等情况。请在平时就准备好应对台风到来时的必需品。

4-2 指定避难所

为了保证大家在遇到灾害时，能够安全准确地避难。市里制作了洪水灾害预测地图（包括浸水预测、避难场所等相关信息）。请在平时就确认好自己所在地区的指定避难场所。

※洪水灾害预测地图可在本市政厅防灾安全科领取

此外，也可在飯塚市主页

(<http://www.city.iizuka.lg.jp/shobobosaiizen/bosai/bosai/yobo/map.html>) 进行下载。

【问讯处】 ■ 飯塚市政厅 防灾安全科（内线电话 1332 ~ 1334）
 ■ 指定避难所（→P 131）

4-3 交通事故

(1) 发生交通事故时

面对突发交通事故，请不要惊慌，保持冷静。在确认伤者及事故情况后，请按照以下顺序进行处理。

【造成交通事故时（自己是肇事者）】

1	联络警察	如有交通危险请把车停至安全场所后再联络警察。若无特殊危险情况，请在警察到来前不要移动车辆。
2	原地待命	警察到来后会进行问询调查与现场取证。在警察到来之前不可擅自离开现场
3	交换联系方式	告知对方自己的住址、姓名、电话号码，并确认对方的联系方式。对方被救护车送往医院时，应确认医院地址、名称。
4	联络保险公司	联系签约的保险公司。通过保险公司与被害者交涉。

【交通事故にあった場合（自分が被害者）】

1	警察に連絡	加害者からの報告は義務ですが、被害者が届け出ることも必要です。被害補償の請求に、交通事故証明が必要になりますので、必ず警察に連絡をしましょう。
2	相手の確認	相手の住所・氏名・連絡先・車のナンバー等を確認しましょう。
3	病院に行く	その場では軽傷だと思っても、あとで意外とケガが重かったことがあります。速やかに医師の診断を受けましょう。また、治療費などの請求には、診断書が必要ですので、作成してもらいましょう。
4	必要な書類を揃える	被害補償の請求には証明書や領収書など、たくさんの書類が必要になります。また、治療費だけでなく仕事を休んだりした場合には休業損害の請求も可能です。請求の際の必要書類は事前に確認しておきましょう。

(2) 福岡県内の交通事故相談窓口

交通事故の被害者や加害者になった場合は、専門の相談機関があります。（すべて日本語のみ）
下記は無料相談です。

名称	住所	TEL	相談方法
(財)日弁連交通事故相談センター	福岡市中央区渡辺通り 5-14-12 南天神ビル 5 F	092-741-3208	面接相談
福岡県交通安全協会	福岡市博多区千代 1 丁目 25-15	092-641-8880	面接相談
福岡県交通事故相談所	福岡市博多区東公園 7-7 福岡県庁 1 F	092-643-3168	面接相談
(公財)交通事故紛争処理センター	福岡市中央区天神 1-9-17	092-721-0881	面接相談

※相談については事前予約が必要です。また、開設日や開設時間は相談窓口ごとに異なります。
まずは電話連絡をするようにしましょう。

【遭遇交通事故时（自己是受害者）】

1	联络警察	交通肇事者有义务联络警察，同样受害人也需要报警。由于申请被害补偿时需要出示交通事故证明，所以请务必联络警察。
2	确认对方信息	请确认对方住址、姓名、联系方式、车牌号等信息。
3	前往医院	虽然当时认为是轻伤，但事后有可能会伤情加重。所以请及时就医，并索取申请医疗费等补偿时所需的诊断书。
4	备齐所需材料	申请被害补偿时需要出示交通事故证明、医疗发票等很多材料。此外、除去医疗费也可以申请因事故而造成的停工损失补偿。请事先确认申请时所需的证件材料。

(2) 福冈县内的交通事故咨询窗口

遇到交通事故时，可向以下交通事故咨询机构进行咨询。（均只提供日语咨询服务）
下列机构提供免费咨询服务。

명 칭	주 소	전화 번호	상담 방법
(财团法人)日本律师联合会 交通事故咨询中心	福岡市中央区渡辺通り 5-14-12 南天神ビル 5 F	092-741-3208	面谈
福冈县交通安全协会	福岡市博多区千代1丁目 25-15	092-641-8880	面谈
福冈县交通事故相谈所	福岡市博多区東公園 7-7 福岡県庁 1 F	092-643-3168	面谈
(公益财团法人)交通事故 纠纷处理中心	福岡市中央区天神 1-9-17	092-721-0881	面谈

※进行咨询需要提前预约。此外，各机构的接待时间会有所不同。请事先电话联系。

5-1 日本の学校教育

日本の教育は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年を基本的な流れとして行なっています。このうち小学校と中学校は、義務教育として全員入学・卒業しなければなりません。高等学校と大学は、原則として希望者が選抜試験を受けて入学します。別に、日本の教育機関には、小学校入学前の子どもを対象にした保育所や幼稚園、中学校または高等学校の卒業者を主な対象として、特別な技術や職業などを教えることを目的とした専修学校や各種学校もあります。障がいを持っている児童・生徒を対象にして特別支援教育を行う学校などもあります。また、学校は国立、公立、私立の3種類に分かれています。学年度は4月から始まり翌年3月に終わるのが普通ですが、専修学校や各異種学校の中には随時入学というところもあります。

5-2 保育所（保育園）子ども園

保育所は両親がともに仕事や病気などの理由で「小学校に入学する前の乳幼児」を自宅で保育できない場合に、保護者からの申し出により、保護者に代わってその乳幼児を保育する施設です。なお、一部の保育所では、さまざまなニーズに応えるための保育も実施します。現在、飯塚市内には、公立6、私立25の保育所（保育園）子ども園があります。

(1) 一時預かり

保護者の病気や冠婚葬祭などの緊急時及び、仕事の都合などにより一時的に保育が必要な時に、子どもを預かる制度です。

(2) 子育て支援センター

育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援、子育てに関する情報提供など子育ての総合的な支援を行っています。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 子育て支援課（内線 1117～1118）

5-3 幼稚園

幼稚園は、小学校に入る前の幼児を対象に最長3年間の教育をするところで、公立と私立があります。

	申し込み・問い合わせ先	TEL
公立	飯塚市役所福祉部子育て支援課	0948-22-5500
	庄内こども園	0948-82-0009
	颯田こども園	09496-2-6857
私立	各園へ（3歳の誕生日から入れる場合があります）	

5-1 日本的学校教育

日本的教育基本上分为小学6年、初中3年、高中3年、大学4年。其中小学和初中属于义务教育，每个人都需要进入学校学习并完成学业。高中、大学的入学，原则上需要学生参加选拔考试。此外日本的教育机构中还设立有：面向婴幼儿及学龄前儿童的保育所和幼稚园；面向初中或高中毕业生，旨在教育培养专门职业技术的专修学校、职业学院；面向有生活障碍儿童的特别支援教育学校等。此外，学校还分为国立学校、公立学校、私立学校三种。一般从每年4月到次年3月为一学年，但也有可以随时入学的专修学校及职业学院。

5-2 保育所（保育园）婴幼儿园

保育所，是父母双方因工作或伤病等原因无法在家中照顾孩子，通过申请可以代为照顾婴幼儿（0岁至小学入学前）的保育机构。一部分的保育所还可以针对不同的需求提供专门服务。目前饭塚市内共有公立6所、私立25所保育所（保育园）、婴幼儿园。

(1) 临时看护

为监护人因伤病、婚丧嫁娶等紧急情况或工作上的原因无法照顾孩子时，提供有临时看护服务。

(2) 育儿支援中心

育儿支援中心，是为育儿中出现的不安等问题提供咨询指导，亲子沙龙支援、提供育儿信息的综合支援机构。

【问讯处】 ■ 饭塚市政厅 育儿支援科（内线电话 1117 ~ 1118）

5-3 幼稚园

幼稚园是为学龄前儿童可提供最长3年教育的机构。分为公立幼稚园与私立幼稚园。

	申请及问讯处	电话
公立	饭塚市政厅福祉部育儿支援科	0948-22-5500
	庄内幼稚园	0948-82-0009
	颯田幼稚园	09496-2-6857
私立	请向各幼稚园咨询（有从3岁生日后可入园的幼稚园）	

■ 幼稚園就園奨励費

私立幼稚園に通う幼児をもつ世帯の市民税課税状況によって、私立幼稚園に対して就園奨励費補助金を交付します。保護者は、この補助金額を限度に、幼稚園から入園料、保育料の減免又は還付を受けることができます。

【手続き】

「入園料・保育料の減免措置に関する調書」を、通っている幼稚園に提出してください。

5-4 小学校・中学校

(1) 小学校

6～12歳（1～6年生）の児童は、6年間の初等教育を受けることが義務づけられており、通常、居住地域の小学校に通います。

(2) 中学校

中学校は、小学校を卒業した者が入学し、3年間の義務教育を受けます。公立中学校は住んでいる場所によって入学する学校が決まっており、入学試験はありません。私立中学校等は住んでいる場所に関係なく入学試験に合格すれば入学できます。

■ 小・中学校の入学

外国籍の児童・生徒が小・中学校に入学したい場合は、学校教育課にて入学の申し込みをする必要があります。小・中学校の「入学通知書」は教育委員会から1月中旬に保護者あてに送付します。2月中旬までに「入学通知書」が届かない場合は、学校教育課に問い合わせてください。

■ 途中入学するとき

自国で小・中学校に在学していた子どもが、飯塚市内の小・中学校に編入学するときには、まず、市役所市民課（または各支所市民窓口課）に行き、転入の手続きをしてください。このとき、在留カードとパスポートが必要です。手続きが済むと、学校教育課に転入の申し出をしてください。

■ 学用品費などの援助（就学援助）

経済的な理由で、子どもの義務教育費（給食費、学用品費、修学旅行費、新入学用品費など）の負担が困難な保護者に、経費の全部または一部を市が負担して援助を行なっています。援助を受けるためには一定の要件がありますので、援助を希望される方は学校教育課にご相談ください。

■ 児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、放課後に適切な遊びの場や生活の場を提供します。申請が必要で、有料です。預かりには一定の要件がありますので、利用を希望される方は学校教育課にご相談ください。

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 学校教育課

小・中学校の入学、途中入学するとき（内線 1633） 就学援助（内線 1625）

児童クラブ（内線 1627・1628）

■ 幼稚园入园奖励费

幼儿就读于私立幼稚园的家庭，通过申请，市里会根据其家庭缴税情况将私立幼稚园入园奖励费交付给其幼儿就读幼稚园。幼儿监护人可依据奖励费额度，向幼稚园申请入园金、保育费的减免及返还。

【需办理手续】

请向幼儿就读幼稚园提交《入园金·保育费减免措施调查书》。

5-4 小学·中学

(1) 小学

6~12岁（小学1~6年级）的儿童，需接受6年的初等义务教育，通常是在居住地区的小学。

(2) 中学

小学毕业的学生将升入初中，接受3年的初中义务教育。根据学生居住地决定将升入的公立中学，公立中学入学免试。私立中学不受居住地限制，通过入学考试即可入学。

■ 小学、初中入学手续

外国国籍的儿童希望进入本市的小学、初中学习时，需到市政厅学校教育科办理入学申请手续。教育委员会会在1月将小学、初中的《入学通知书》交付于儿童监护人。若2月中旬还未收到《入学通知书》，请联系市政厅学校教育课。

■ 中途入学时（插班）

从本国的小学、初中转入饭塚市内的小学、初中时，请先到市政厅市民科（或各分厅市民窗口科）办理转入手续。办理转入手续时需要在留卡、护照。手续完成之后到学校教育科办理转学申请。

■ 学习用品费等的援助（就学援助）

由于经济原因，对子女义务教育费（学校饮食费、学习用品费、修学旅行费、新入学用品费（体操服等费用）等）支付困难的家庭，给予费用全部或部分的资金援助。申请者需满足一定的条件，请到市政厅学校教育科进行咨询。

■ 儿童俱乐部

对于监护人因工作等白天不在家的小学生，提供有放学后（日本小学放学时间较早）学习玩耍的场所。加入儿童俱乐部需要申请，并缴纳费用。申请者需满足一定的条件，请到市政厅学校教育科进行咨询。

【问讯处】■ 饭塚市政厅 学校教育科

小学、初中的入学、中途入学（内线电话 1633） 就学援助（内线电话 1625）

儿童俱乐部（内线电话 1627·1628）

5-5 高校・大学

(1) 高校

高校は小・中学校と違い、義務教育ではありません。

高校には国立、公立、私立があります。国立高校は福岡県内に3校ありますが、飯塚市周辺にはありません。飯塚市内には公立高校と私立高校があります。

高校には原則として入学試験に合格しなければ入学できませんが、一部、学力やスポーツの面で成績優秀な者で、中学校での学習と生活態度が良好な者については、学校長の推薦により入学試験を受けなくても高校に入学できる「推薦入学」の制度も設けられています。

【高校受験の概要】

	公立高校	私立高校
受験資格	下記のいずれかを満たしている者に限る ・中学校を卒業した者 ・中学校卒業程度認定試験に合格した者	
試験日	推薦入試（2月初旬） 一般入試（3月初旬）	推薦入試・専願入試（1月下旬） 一般入試（2月初旬～2月中旬）
試験内容	英語、数学、国語、社会、理科	受験する学校によって異なる
申込方法	中学校で取りまとめて申し込む 自分で入学願書と調査書（中学校に依頼）を提出	自分で入学願書と調査書（中学校に依頼）を提出

(2) 大学

大学は、高校を卒業した人が更に勉強するための学校として、大学と短期大学があります。

大学・短期大学には、国立、公立（県立・市立）、私立があります。飯塚市にも2大学・1短期大学があります。

大学に入学するためには試験を受ける必要がありますが、各大学によって試験方法などが異なりますので、詳しくは希望する大学にお問い合わせください。

5-5 高中·大学

(1) 高中

高中与小学、初中不同，不属于义务教育。

高中分为国立高中、公立高中及私立高中。福冈县内共有3所国立高中，但均不在饭塚市。饭塚市内只有公立高中与私立高中。

原则上升入高中，必须要通过入学考试。学习能力或体育方面优秀的学生、且在初中学习态度良好者，可获得学校校长推荐免试升入高中。即“推荐入学”制度。

【高中入学考试概要】

	公立高中	私立高中
受试资格	仅限满足以下条件任一者。 ・初中毕业生 ・初中毕业程度认定考试合格者	
考试日期	推荐入学考试（2月上旬） 一般入学考试（3月上旬）	推荐入学考试・单志愿入学考试（1月下旬） 一般入学考试（2月上旬～2月中旬）
考试科目	英语、数学、国语、社会、理科	因报考志愿校而异
报名方法	由所在初中统一报名 自行提交入学申请书、调查书（在所在初中领取）	自行提交入学申请书、调查书（在所在初中领取）

(2) 大学

日本的大学作为为高中毕业生提供进一步学习的场所，分为大学（普通大学）与短期大学。

大学・短期大学分为国立、公立（县立・市立）、私立3种。饭塚市内有2所大学、1所短期大学。

大学入学需要通过入学考试，每所大学的入学考试也不相同。详情请向报考志愿大学进行咨询。

6-1 スポーツ・レクリエーション

飯塚市内にはいろいろなスポーツ施設が各地区にあります。余暇を楽しむために気軽に利用することができます。それぞれの施設によって利用条件や料金等が異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

■ スポーツ施設一覧

【飯塚地区体育施設】

名 称	利用時間及び休館日	施設の概要	所在地	TEL
飯塚第1体育館	9時～22時 【休館日】12/29～1/3	バレー3面 バスケット2面 バドミントン・ ソフトバレー8面 卓球30台 ステージ トレーニング室 会議室3室	枝国 666-11	0948-22-6799
飯塚第2体育館	9時～22時 【休館日】12/29～1/3	バレー1面 バスケット1面 バドミントン・ ソフトバレー3面 卓球30台 (第1と共用) 柔道	横田 375-104	
健康の森公園				
市民プール				
屋内	10時～21時30分 【休館日】火曜日 7/1～8/31は休館なし 12/29～1/3	25m プール 幼児用プール ジャグジー サウナ	吉北 118-11	0948-21-7811
屋外	7/1～8/31 (この期間休館なし) 【平日】12時～18時 【土曜・日曜・祝日】 10時～18時 ※夏休み期間は 上記関係なく 10時～18時	流水プール 子どもプール ウォータースライダー		
多目的広場	10時～18時	サッカー1面	吉北 120-9	0948-22-6799
多目的施設	10時～21時30分 【休館日】12/29～1/3	トレーニング室 エアロビクススタジオ ルーム 多目的室(会議室)	吉北 120-6	0948-24-2355

6-1 体育、娱乐活动

市里各地区设有多项体育设施。为了丰富市民的业余生活，提供给大家使用。每项设施的使用条件与费用都各不相同，详情请到各设施处进行咨询。

■ 体育设施一览

【飯塚地区体育设施】

设施名称	利用时间及休息日	设施概要	所在地	电话
飯塚第1体育馆	9:00 ~ 22:00 【休馆日】12/29 ~ 1/3	排球3处、 篮球2处 羽毛球·软式排球8处 乒乓球桌30台 舞台 健身房 会议室3处	枝国 666-11	0948-22-6799
飯塚第2体育馆	9:00 ~ 22:00 【休馆日】12/29 ~ 1/3	排球1处、 篮球1处 羽毛球·软式排球3处 乒乓球桌30台 (与第1体育馆共用) 柔道场	横田 375-104	
健康之森公园				
市民泳池				
室内	10:00 ~ 21:30 【休息日】周二 7/1 ~ 8/31 期间不休息 12/29 ~ 1/3	25m 泳道 幼儿泳池 气泡泳池 桑拿	吉北 118-11	0948-21-7811
室外	7/1 ~ 8/31 (期间不休息) 【平日】12:00 ~ 18:00 【周六日及休息日】 10:00 ~ 18:00 ※暑假期间开放时间均 为 10:00 ~ 18:00	环流泳池 儿童泳池 滑水道		
多功能广场	10:00 ~ 18:00	足球1处	吉北 120-9	0948-22-6799
多功能设施	10:00 ~ 21:30 【休息日】12/29 ~ 1/3	健身房 有氧运动体操房 多功能厅(会议室)	吉北 120-6	0948-24-2355

名称	利用時間及び休館日	施設の概要	所在地	TEL
市民運動公園				
テニスコート	7時～19時	クレークコート 8面	鯉田 1560-4	0948-23-0581
健幸スポーツ 広場	7時～19時	400mトラック、 サッカー 1面		
運動広場	6時～20時	ソフトボール 2面 サッカー 1面		
弓道場	7時～21時	10人立ち		0948-24-0057

【穂波地区体育施設】

名称	利用時間及び休館日	施設の概要	所在地	TEL
穂波体育館	9時～22時 【休館日】 12/29～1/3	バレー 2面 バスケット 2面 バドミントン・ソフトバ レー 6面 卓球室 4台	秋松 408	0948-24-2204
椿運動広場	6時～20時 【休場日】12/29～1/3	ゲートボール グランドゴルフ	椿 523-1	
穂波武道館	9時～22時 【休館日】12/29～1/3	柔道場・剣道場	平恒 115-52	0948-29-3266
穂波総合運動場	※周回約 1km のジョギングコースあり			
穂波野球場	6時～22時 【休場日】12/29～1/3	硬式可	平恒 1-6	0948-29-3266
穂波 グラウンド	6時～22時 【休場日】12/29～1/3	ソフトボール 2面 サッカー 1面 (夜間照明付)		
穂波 テニスコート	9時～22時 【休場日】12/29～1/3	ハードコート 2面 クレークコート 2面 壁打 1 (夜間照明付)	平恒 54-24	
穂波 B&G 海洋センター	9時～22時 【休館日】12/29～1/3	バレー 2面 バスケット 1面 卓球 1台 バドミントン ・ソフトバレー 3面		

设施名称	利用时间及休息日	设施概要	所在地	电话
市民运动公园				
网球场	7:00 ~ 19:00	沙土网球场 8 处	鯉田 1560-4	0948-23-0581
健幸体育广场	7:00 ~ 19:00	400m 跑道、 足球 1 处		
运动广场	6:00 ~ 20:00	垒球 2 处 足球 1 处		
弓道场	7:00 ~ 21:00	10 人		0948-24-0057

【穗波地区体育设施】

设施名称	利用时间及休息日	设施概要	所在地	电话
穗波体育馆	9:00 ~ 22:00 【休馆日】 12/29 ~ 1/3	排球 2 处、 篮球 2 处 羽毛球·软式排球 6 处 乒乓球室 4 间	秋松 408	0948-24-2204
椿运动广场	6:00 ~ 20:00 【休息日】12/29 ~ 1/3	门球 操场高尔夫	椿 523-1	
穗波武术馆	9:00 ~ 22:00 【休馆日】12/29 ~ 1/3	柔道场·剑道场	平恒 115-52	0948-29-3266
穗波综合运动场	※有周长约 1km 的慢跑跑道			
穗波棒球场	6:00 ~ 22:00 【休息日】12/29 ~ 1/3	硬式棒球可	平恒 1-6	0948-29-3266
穗波运动场	6:00 ~ 22:00 【休息日】12/29 ~ 1/3	垒球 2 处 足球 1 处 (有夜间照明)		
穗波网球场	9:00 ~ 22:00 【休息日】12/29 ~ 1/3	硬式网球场 2 处 沙土网球场 2 处 练习墙壁 1 处 (有夜间照明)	平恒 54-24	
穗波 B&G 海洋中心	9:00 ~ 22:00 【休息日】12/29 ~ 1/3	排球 2 处 篮球 1 处 乒乓球桌 1 台 羽毛球·软式排球 3 处		

名称	利用時間及び休館日	施設の概要	所在地	TEL
穂波総合運動場				
穂波市民プール	10時～21時 (6/1～9/10) 【休館日】月曜日 (祝日の場合は翌日)	25m用プール 幼児用プール	平恒 54-24	0948-29-3266
穂波艇庫	9時～17時 (5/1～10/31)	カヌー・ヨット・ボート	平恒 477-1	

【筑穂地区体育施設】

名称	利用時間及び休館日	施設の概要	所在地	TEL
筑穂野球場	6時～22時 (11/1～3/31 8時～18時) 【休場日】12/29～1/3	硬式可 【ナイター期間】 4/1～10/31	大分 1985-53	0948-22-6799
筑穂体育館	9時～22時 【休館日】 12/29～1/3	バレー2面 バスケット2面 バドミントン・ ソフトバレー6面 武道場 (柔道1・剣道1) 卓球3台	長尾 1340	0948-72-2204
筑穂グラウンド	6時～22時 【休館日】 12/29～1/3	ソフトボール1面 (夜間照明付) 硬式不可		
筑穂多目的グラウンド	6時～20時 【休館日】 12/29～1/3	ソフトボール2面 サッカー1面 (ゴールなし)	大分 1985-53	

设施名称	利用时间及休息日	设施概要	所在地	电话
穗波综合运动场				
穗波市民 泳池	10:00 ~ 21:00 (6/1 ~ 9/10) 【休息日】周一 (周一是节假日时周二)	25m 泳道 儿童泳池	平恒 54-24	0948-29-3266
穗波艇库	9:00 ~ 17:00 (5/1 ~ 10/31)	皮划艇·帆船·短艇	平恒 477-1	

【筑穗地区体育设施】

设施名称	利用时间及休息日	设施概要	所在地	电话
筑穗棒球场	6:00 ~ 22:00 (11/1 ~ 3/31 8:00 ~ 18:00) 【休息日】12/29 ~ 1/3	硬式棒球可 【晚间可利用期间】 4/1 ~ 10/31	大分 1985-53	0948-22-6799
筑穗体育馆	9:00 ~ 22:00 【休馆日】 12/29 ~ 1/3	排球 2 处 篮球 2 处 羽毛球·软式排球 6 处 武道场 (柔道 1·剑道 1) 乒乓球桌 3 台	長尾 1340	0948-72-2204
筑穗运动场	6:00 ~ 22:00 【休息日】 12/29 ~ 1/3	垒球 1 处 (有夜间照明) 硬式棒球不可		
筑穗多功能 体育场	6:00 ~ 20:00 【休息日】 12/29 ~ 1/3	垒球 2 处 足球 1 处 (无球门)	大分 1985-53	

【庄内地区体育施設】

名 称	利用時間及び休館日	施設の概要	所在地	TEL
庄内野球場	6時～20時 【休場日】12/29～1/3	硬式条件付可	有安 830-6	0948-82-3344
庄内体育館	9時～22時 【休場日】 12/29～1/3	バレー 2面 バスケット 2面 バドミントン・ ソフトバレー 6面 卓球 5台		
庄内グラウンド	6時～20時 【休場日】 12/29～1/3	ソフトボール 2面 サッカー 2面 (ゴールなし)	有安 1-2	
庄内工場団地 グラウンド	6時～20時 【休場日】 12/29～1/3	ソフトボール 2面 (バックネットなし) サッカー 2面	有安 958-18	

【潁田地区体育施設】

名 称	利用時間及び休館日	施設の概要	所在地	TEL
潁田体育館	9時～22時 【休館日】12/29～1/3	バレー 2面 バスケット 2面 バドミントン・ ソフトバレー 6面 卓球台 4台	勢田 1034-2	09496-2-1034
潁田野球場	6時～22時 【休場日】12/29～1/3	硬式不可	鹿毛馬 2323-1	
潁田グラウンド	6時～22時 【休館日】12/29～1/3	ソフトボール 2面 サッカー 1面 (ゴールなし) (夜間照明付)	鹿毛馬 2288	
潁田テニスコート	9時～22時 【休館日】12/29～1/3	クレーコート 2面 (夜間照明付)		
潁田武道館	9時～22時 【休館日】12/29～1/3	武道場	勢田 1034-1	

【健幸プラザ】

多目的室、トレーニング室などを備えた健康増進・維持のための施設です。

名 称	利用時間及び休館日	施設の概要	所在地	TEL
健幸プラザ	9時～19時 【休館日】 水曜日・12/29～1/3	多目的室 トレーニング室	本町 14-6	0948-24-2057

【庄内地区体育设施】

设施名称	利用时间及休息日	设施概要	所在地	电话
庄内棒球场	6:00 ~ 20:00 【休息日】12/29 ~ 1/3	硬式棒球（有条件）	有安 830-6	0948-82-3344
庄内体育馆	9:00 ~ 22:00 【休馆日】 12/29 ~ 1/3	排球 2 处 篮球 2 处 羽毛球·软式排球 6 处 乒乓球桌 5 台		
庄内运动场	6:00 ~ 20:00 【休息日】 12/29 ~ 1/3	垒球 2 处 足球 2 处 （无球门）	有安 1-2	
庄内工厂团地 运动场	6:00 ~ 20:00 【休息日】 12/29 ~ 1/3	垒球 2 处 （无后挡网） 足球 2 处	有安 958-18	

【颯田地区体育设施】

设施名称	利用时间及休息日	设施概要	所在地	电话
颯田体育馆	9:00 ~ 22:00 【休馆日】12/29 ~ 1/3	排球 2 处 篮球 2 处 羽毛球·软式排球 6 处 乒乓球桌 4 台	勢田 1034-2	09496-2-1034
颯田棒球场	6:00 ~ 22:00 【休息日】12/29 ~ 1/3	硬式棒球不可	鹿毛馬 2323-1	
颯田运动场	6:00 ~ 22:00 【休息日】12/29 ~ 1/3	垒球 2 处 足球 1 处 （无球门） （有夜间照明）	鹿毛馬 2288	
颯田网球场	9:00 ~ 22:00 【休息日】12/29 ~ 1/3	沙土网球场 2 处 （有夜间照明）		
颯田武道馆	9:00 ~ 22:00 【休馆日】12/29 ~ 1/3	武道场	勢田 1034-1	

【健幸广场】

配备有多功能活动室、健身房等，为提高促进市民健康水平而设立的设施。

设施名称	利用时间及休息日	设施概要	所在地	电话
健幸广场	9:00 ~ 19:00 【休息日】 每周三及 12/29 ~ 1/3	多功能活动室 健身房	本町 14-6	0948-24-2057

6-2 芸術文化・生涯学習

(1) 文化・生涯学習施設一覧

地域の生涯学習の拠点施設である地区公民館などにおいて、学習機会の充実や学習成果を生かす場を提供しています。また、文化会館では、演劇や音楽会、展覧会など、さまざまなイベントが催されています。

名称	利用時間及び休館日	施設の概要	所在地	TEL
飯塚市文化会館 (イイツカコスモ スコモン)	9時～22時 【休館日】 月曜日 年末年始(12/29～1/3)	大ホール・中ホール・ 展示ホール・会議室・ リハーサル室など	飯塚 14-66	0948-21-0505
イイツカコミュニティセンター				
中央公民館	9時～22時 【休館日】	学習室・工芸工作室・ 調理実習室・音楽室・ セミナー室	飯塚 14-67	0948-22-3274
男女共同 参画推進 センター サンクス	第1・第3日曜日 年末年始(12/29～1/3)	学習交流室・ 技能向上室・ 軽運動室・相談室・ 幼児室		0948-22-7058
市立図書館				
飯塚図書館 (コミュニティ センター内)	9時30分～19時 【休館日】月曜日(祝日・振替休日のときは翌日・ 平成29年度は第3月曜日を試行的に 開館)蔵書点検日、年末年始 (12/29～1/3)		飯塚 14-67	0948-22-5552
ちくほ 図書館	9時30分～18時 【休館日】月曜日(祝日・振替休日のときは翌日)・ 蔵書点検日・年末年始(12/29～1/3)		長尾 1390-1	0948-72-3849
庄内図書館	9時30分～18時 【休館日】月曜日(祝日・振替休日のときは翌日)・ 蔵書点検日・年末年始(12/29～1/3)		綱分 792-5	0948-82-4155
穂波図書館	9時～17時 【休館日】月曜日(祝日・振替休日のときは翌日)・ 蔵書点検日・年末年始(12/29～1/3)		秋松 407-1	0948-29-1172
穎田図書館 (穎田公民館内)	9時～17時 【休館日】土曜日・日曜日・祝日・ 蔵書点検日・年末年始(12/29～1/3)		鹿毛馬 1667-2	09496-2-1034
飯塚市 歴史資料館	9時30分～17時(入館は16時30分まで) 【休館日】水曜日(祝日の場合は開館)・ 年末年始(12/29～1/3)		柏の森 959-1	0948-25-2930

6-2 艺术文化·终身学习

(1) 文化·终身学习设施一览

以地区公民馆等为终身学习据点,为市民提供丰富的学习机会及展示学习成果的场所。此外在文化会馆,还举办有戏剧、音乐会、展览会等各式各样的文化活动。

设施名称	利用时间及休息日	设施概要	所在地	电话
飯塚市文化会馆 (イイツカコス モスコモン)	9:00 ~ 22:00 【休息日】 周一 年初年末(12/29~1/3)	大礼堂・中型礼堂・展 示厅・会议室・排练室 等	飯塚 14-66	0948-21-0505
飯塚市社区中心 (イイツカコミュニティセンター)				
中央公民馆	9:00 ~ 22:00 【休息日】	自习室・手工制作室・ 烹饪实习室・音乐室・ 研究学习室	飯塚 14-67	0948-22-3274
男女共同参画 推進中心 “サンクス”	每月第1・第3个周日 年末年始(12/29~1/3)	学校交流室・ 技能学习室・ 轻运动室・咨询室・ 幼儿室		0948-22-7058
市立图书馆				
飯塚图书馆 (社区中心内)	9:30 ~ 19:00 【休馆日】周一(节假日或调休日时,改为次日) 2017年每月第3个周一试行开馆 藏书整理日、年初年末(12/29~1/3)		飯塚 14-67	0948-22-5552
筑穂 图书馆	9:30 ~ 18:00 【休馆日】周一(节假日或调休日时,改为次日)、 藏书整理日、年初年末(12/29~1/3)		長尾 1390-1	0948-72-3849
庄内图书馆	9:30 ~ 18:00 【休馆日】周一(节假日或调休日时,改为次日)、 藏书整理日、年初年末(12/29~1/3)		綱分 792-5	0948-82-4155
穂波图书馆	9:00 ~ 17:00 【休馆日】周一(节假日或调休日时,改为次日)、 藏书整理日、年初年末(12/29~1/3)		秋松 407-1	0948-29-1172
穎田图书馆 (穎田公民馆内)	9:00 ~ 17:00 【休馆日】周六日、节假日、 藏书整理日、年初年末(12/29~1/3)		鹿毛馬 1667-2	09496-2-1034
飯塚市 历史资料馆	9:30 ~ 17:00 (入馆时间 16:30 截至) 【休馆日】周三(周三为节假日时开馆)、 年初年末(12/29~1/3)		柏の森 959-1	0948-25-2930

(2) 飯塚市内の主な文化財

飯塚市は古くから穀倉地帯として栄え、市内には全国的に知られた各時代の遺跡が数多く発見されています。

種別	名称	出土地・所在地	備考
国指定	重要文化財	立岩遺跡堀田甕棺群出土品	立岩 1760-15 歴史資料館に展示
	天然記念物	鎮西村のカツラ	建花寺 1580-1 見学可（樹木）
	史跡	大分廃寺塔跡	大分 718 見学可
		鹿毛馬神籠石	鹿毛馬 1434-1 ほか 見学可
	名勝	旧伊藤傳右エ門氏庭園	幸袋 300 見学可
県指定	天然記念物	明星寺のボダイジュ	明星寺 826 見学可（樹木）
		大分八幡宮の大樟	大分 1272 (大分八幡宮境内) 見学可（樹木）
		内野の大イチョウ	内野 3367 見学可（樹木）
	有形文化財	元亨二年在銘法橋琳弁石卒都婆	明星寺 826 見学可
		滑石刻真言	明星寺北谷 歴史資料館に展示（石板）
		木造薬師如来立像	相田 438 (宝幢寺) 見学不可
		聖観音菩薩立像	大分 1281 (養源寺境内) 見学可
		五智如来板碑	筒野 4 見学可
	史跡	川島古墳（装飾古墳）	川島 407-2 ほか 公園として整備見学可 (春・秋のみ公開)
		小正西古墳	小正 780-2 ほか
		山王山古墳（装飾古墳）	西徳前 401-28 ほか 見学不可
	無形民俗文化財	綱分八幡宮神幸行事	綱分 866-1 隔年 10 月中旬 土・日曜日開催
		大分の獅子舞	大分 1272 (大分八幡宮境内) 9 月最終土、日曜日開催

(2) 飯塚市内的主要文化遗产

飯塚市古时为粮仓重地，有着光荣的历史。市内被发现有闻名全国的大量各时代遗迹。

分类		名称	出土地・所在地	备注
国家指定	重要文化遗产	立岩遗迹堀田甕棺群出土文物	立岩 1760-15	展示在历史资料馆
	天然纪念物	镇西村连香树	建花寺 1580-1	可参观（树木）
	历史遗迹	大分废寺塔遗迹	大分 718	可参观
		鹿毛马神笼石	鹿毛馬 1434-1 等	可参观
名胜	旧伊藤传右卫门氏庭园	幸袋 300	可参观	
县指定	天然纪念物	明星寺菩提树	明星寺 826	可参观（树木）
		大分八幡宫大樟	大分 1272 (大分八幡宮境内)	可参观（树木）
		内野大银杏	内野 3367	可参观（树木）
	有形文化遗产	元享二年在铭法桥琳弁石卒都婆 (落款有元享二年法桥琳弁的石墓碑)	明星寺 826	可参观
		滑石刻真言	明星寺北谷	展示在历史资料馆（石板）
		木造药师如来立像	相田 438 (宝幢寺)	不可参观
		圣观音菩萨立像	大分 1281 (養源寺境内)	可参观
		五智如来板碑	筒野 4	可参观
	历史遗迹	川岛古坟(装饰古坟)	川島 407-2 等	已修建为公园可参观 (只在春秋两季开放)
		小正西古坟	小正 780-2 等	
		山王山古坟(装饰古坟)	西德前 401-28 等	不可参观
	无形民俗文化遗产	纲分八幡宫神幸仪式	綱分 866-1	每隔一年的 10 月中旬 周六日举行
		大分舞狮	大分 1272 (大分八幡宮境内)	9 月最后的周六日举行

種別	名称	出土地・所在地	備考	
市指定	史跡	川島古墳群	川島 407-5 ほか	公園として整備見学可
		元吉の殿墓	庄内元吉 318	見学可
	建造物	旧伊藤伝右衛門邸	幸袋 300	有料
		巻き上げ機台座	平恒 460-8	見学可
	天然記念物	大分八幡宮の 大楠群・銀杏	大分 1272 (大分八幡宮境内)	見学可(樹木)
	有形文化財	旧松喜醬油屋	勢田 730-1	土・日曜日開館
		明星寺縁起及び鎮西禅 師伝記関係資料	明星寺北谷	寄託資料 (歴史資料館で保管)
国登録	有形文化財	嘉穂劇場主屋	飯塚 5-23	公演日以外見学可
その他	史跡	内野宿・御茶屋	内野 3313 ほか	見学可

6-3 飯塚市の主な観光スポット

観る

(1) 旧伊藤伝右衛門邸

伊藤伝右衛門の本邸として明治30年代後半に建造されました。

高い塀は旧長崎街道に面しており、昭和2年に焼失した福岡市天神町にあった別邸(通称 銅御殿)から移築された長屋門や、伊藤商店の事務所が目を引きます。邸宅は南棟(正面)、北棟(庭側)、両棟を結ぶ繋棟、西棟の家屋4棟と土蔵3棟からなり、池を配した広大な回遊式庭園を持つ近代和風住宅です。

建物の見所は和洋折衷の調和のとれた美しさ。当時先進的だった建築技術や繊細で優美な装飾を随所に見ることができます。また、柳原燐子(白蓮)が伝右衛門の妻として約10年間を過ごしたゆかりのある地であり、伝右衛門や白蓮に思いをはせる場でもあります。筑豊における石炭産業の歴史と、これに関わった伝右衛門たちの人生を物語る貴重な遺産をごゆっくりご覧ください。

【所在地】 福岡県飯塚市幸袋 300

【問い合わせ】 0948-22-9700

種 別	名 称	出土地・所在地	備 考	
市指定	历史遗迹	川島古坟群	川島 407-5 等	已修建为公园可参观
		元吉殿墓	庄内元吉 318	可参观
	建筑	旧伊藤传右卫门邸	幸袋 300	收费
		卷扬机台座	平恒 460-8	可参观公开演出
	天然纪念物	大分八幡宫 大型樟树群・银杏	大分 1272 (大分八幡宮境内)	可参观(树木)
	有形文化遗产	旧松喜酱油屋	勢田 730-1	周六日开放
明星寺缘起、镇西禅师 传记关联资料		明星寺北谷	寄存资料 (保管在历史资料馆)	
国家登录	有形文化遗产	嘉穗剧场主屋	飯塚 5-23	公开演出日之外可参观
其他	历史遗迹	内野宿・御茶屋	内野 3313 等	可参观

6-3 飯塚市内的主要观光景点

游 看

(1) 旧伊藤传右卫门邸

旧伊藤传右卫门邸作为伊藤传右卫门的本邸，建于明治 30 年代后期。

宅邸高耸的围墙正临着旧长崎街道，长屋门（由昭和 2 年位于福冈市天神街已被烧毁的别邸，铜御殿迁建而来）与宅邸内的伊藤商店事务所吸引着路人的目光。整个宅邸由南栋（正面）、北栋（庭院侧）、南北栋之间的联络栋及西栋的 4 间住房、3 间土墙仓房组成，并建有环绕池塘的大型回游式庭院，属于近代日本式住宅建筑。

在这里您可以领略到日西合璧的协调之美。宅邸行走之间，随处可见当时最先进建筑技术的应用与纤柔细腻、优雅美丽的装饰。这里不仅是柳原焔子（柳原白莲）作为传右卫门妻子生活过 10 年的因缘宝地，还是对传右卫门、柳原白莲的缅怀之所。请慢慢欣赏这个讲述着筑丰煤炭产业历史与煤炭产业人传右卫门等人人生的珍贵历史遗产。

【地 址】 福岡県飯塚市幸袋 300

【联系电话】 0948-22-9700

(2) 嘉穂劇場

升席の観客席に2本の花道、廻り舞台など、江戸歌舞伎小屋の様式を伝える木造の劇場で、大衆劇場の殿堂として存在感を示しています。6代目菊五郎のこけら落としとして株式会社「中座」として大正11(1922)年に開場し、その後二度の災害に遭遇して昭和6(1931)年再々建されました。その後、平成15年7月19日に大水害に見舞われましたが、嘉穂劇場で公演された名優の方々や全国各地の皆さん方からの支援を受け、復活したのが現在の嘉穂劇場です。古風な歌舞伎様式の劇場で、現在も興行が続けられており、公演がないときは場内を見学できます。

【所在地】 福岡県飯塚市飯塚 5-23

【問い合わせ】 0948-22-0266

(3) 鹿毛馬神籠石

約1800個の切石を並べて列石とした鹿毛馬神籠石は、低い谷間には石組で水門なども設けられて、他の神籠石に比べてももっとも保存状態が良好だといわれています。鹿毛馬神籠石がある森はシイの木やカシの木が多い雑木林で、巨石を見ながらの散策が楽しめます。

【所在地】 福岡県飯塚市鹿毛馬 1434-1 他

(4) 大分八幡宮

大分八幡宮は、神亀3(726)年に創建されたと伝えられる歴史の古い名社です。延長元(923)年には、筥崎宮へ八幡神が遷座するという大きな出来事が起こりました。しかし、その後も大分八幡宮は九州の八幡五所別宮第一に位置づけられるなど、崇拝をあつめる名社として存続しつづけました。戦国時代になると戦火にあい多くが焼失しましたが、今も地域の人々の信仰を集めています。

【所在地】 福岡県飯塚市大分 1272

【問い合わせ】 0948-72-0621

(5) 旧長崎街道内野宿・内野宿展示館

飯塚市内には長崎街道筑前六宿として栄えた「飯塚宿」と「内野宿」の2つの宿場跡がありますが、この「内野宿」は今から400年程前(慶長年間)福岡藩主黒田長政が開いた宿場で、長崎街道筑前六宿として栄え、大名の参勤交代や伊勢参りの人たちで、にぎわいをみせたところです。現在も江戸時代そのままに道が残り宿場の面影をとどめております。

また、施設として、長崎屋及び展示館があります。長崎屋は、長崎街道内野宿の町茶屋のひとつです。現在の建物は明治時代後期の建物ですが、近年再現された郷土料理(要予約)などを楽しむことができます。内野宿の当時の面影を残す建物のひとつです。

展示館では、長崎街道の宿場であった内野宿を映像により紹介し、館内には内野宿にまつわる資料などが展示されています。

【所在地】 福岡県飯塚市内野 3313

【問い合わせ】 0948-72-5581 内野宿長崎屋・内野宿展示館

(2) 嘉穗剧场

剧场的花道（演员上下台通道）布于观众席中，并配有旋转舞台等，是江户歌舞伎小屋样式的木制剧场。进入剧场，犹如置身于大众剧场殿堂一般。6代目菊五郎在这里进行了剧场落成演出，之后这里作为「中座」股份有限公司于大正11年（1922年）开始营业。剧场经两次灾害后于昭和6年（1931年）重建，2003年7月19日又遭水灾毁坏。在此演出过的演员及全国各地人民对剧场的修复给予了大力支援，剧场修复后成为现在的嘉穗剧场。古歌舞伎样式的嘉穗剧场至今仍举行有公开演出，没有演出时可以入场参观。

【地址】 福岡県飯塚市飯塚 5-23

【联系电话】 0948-22-0266

(3) 鹿毛马神笼石

鹿毛马神笼石由大约1800块切石排列组成，在低谷处设置有用庭院点景石打造的水门，与其他的神笼石相比保存最为完好。鹿毛马神笼石所在的树林是长满栲树和橡树的杂木林，可以一边散步一边欣赏风景。

【地址】 福岡県飯塚市鹿毛馬 1434-1 等

(4) 大分八幡宫

大分八幡宫创建于奈良时代神龟3（726）年，是有着悠久历史的著名神社。虽然在平安时代延长元（923）年八幡神迁座箱崎宫，但其后大分八幡宫仍居九州八幡五所别宫之首，作为名社受人敬拜。虽在战国时代八幡宫多处被战火所烧毁，但至今仍有许多人前来参拜。

【地址】 福岡県飯塚市大分 1272

【联系电话】 0948-72-0621

(5) 旧长崎街道内野宿・内野宿展示馆

飯塚市内有作为长崎街道筑前六宿兴盛一时的「飯塚宿」和「内野宿」2个宿场（驿站）遗址。「内野宿」是距今大约400年前（庆长年间）福岡藩主黑田长政开设的宿场，作为长崎街道筑前六宿曾经繁荣兴盛，因留宿有参勤交代的大名与参拜伊势神宫者而热闹繁华，至今仍保留着江户时代当时的面貌。

另外，此处还设有「长崎屋」和展示馆。「长崎屋」是长崎街内野宿的町茶屋（休息场所）之一。现在的「长崎屋」建于明治后期，在这里可以品尝到当地的传统料理（需要预约）。「长崎屋」是保留了内野宿当时风貌的建筑物之一。

在展示馆，展示有介绍长崎街道宿场内野宿的影像资料以及关于内野宿的其他资料。

【地址】 福岡県飯塚市内野 3313

【联系电话】 0948-72-5581 内野宿长崎屋・内野宿展示馆

(6) 長崎街道の冷水峠

長崎街道内野宿と山家宿の間にあるのが冷水峠。九州の箱根といわれるほどの難所だったため、峠には石畳が残り、現在でも当時の面影を残しています。

【問い合わせ】 0948-25-2930 飯塚市歴史資料館

(7) 旧松喜醤油屋

旧松喜醤油屋は、明治13(1880)年から醤油醸造に専念し、昭和40年代まで醸造をつづけました。現在残る家屋の建築年代は明らかではありませんが、幕末から明治時代の初めに建てられたものと思われる。

【所在地】 福岡県飯塚市勢田730-1

【問い合わせ】 0948-25-2930 飯塚市歴史資料館

(8) 巻き上げ機台座

幅13.5m、高さ12m。筑豊地方でも最大級の巻き上げ機の台座で、大正末～昭和初期の頃に造られたといわれ、蒸気力で稼動していました。炭鉱の坑内に資材や人員を送ったり、掘り出した石炭を地上に搬出するトロッキを引っ張るためにロープを巻き上げる機械の台座として使用されていました。

【所在地】 福岡県飯塚市平恒460-8

【問い合わせ】 0948-25-2930 飯塚市歴史資料館

(9) 忠隈のボタ山

ボタとは、炭鉱で石炭採掘に際し、一緒に掘り出された岩石や選炭後のくず石炭のことをいいます。忠隈のボタ山は、現存する平地ピラミッド型ボタ山としては日本最大級で、別名「筑豊富士」とも呼ばれ、地域のシンボルとして残っています。

(10) 歌人白蓮想（柳原白蓮展示館）

歌人柳原白蓮の魅力を紹介する街角の展示館です。柳原白蓮は、筑豊の炭鉱王伊藤伝右衛門の妻として飯塚で10年間過ごした柳原白蓮。佐佐木信綱の門下生として短歌や詩、随筆などに才能を発揮して飯塚を離れても歌人としてその名を広めました。

【所在地】 福岡県飯塚市飯塚11-20

【問い合わせ】 0948-22-1738

(11) 勝盛公園

飯塚市の中心地に近い位置にあり市民の憩いの場所となっている勝盛公園。池を中心とした桜の名所です。また、健康遊具等があり、老若男女が利用できる公園です。

【所在地】 福岡県飯塚市片島1丁目607-1

【問い合わせ】 0948-22-5500 飯塚市都市計画課公園緑地係

(6) 长崎街道冷水山道

长崎街道内野宿与山家宿之间是冷水山道。冷水山道是被称为九州箱根的险关，山道上保留了可以一睹当时面貌的石铺路。

【联系电话】 0948-25-2930 飯塚市历史资料馆

(7) 旧松喜酱油屋

旧松喜酱油屋从明治13年(1880)到昭和40年代一直致力于酱油酿造。现存的房屋建造年代虽不明确，但据推算应建于幕府末期到明治年代初期。

【地址】 福岡県飯塚市勢田 730-1

【联系电话】 0948-25-2930 飯塚市历史资料馆

(8) 卷扬机台座

该处的卷扬机台座宽13.5m，高12m，是筑丰地区最大的卷扬机台座。据说是在大正末期到昭和初期建造完成，采用蒸气动力驱动。卷扬机台座曾用于向矿坑内输送物资、工作人员，并将煤炭装入矿车，用缆绳运往地面。

【地址】 福岡県飯塚市平恒 460-8

【联系电话】 0948-25-2930 飯塚市历史资料馆

(9) 忠隈煤矸石山

煤矸石是指，从煤矿中采掘煤炭时，一起被挖掘出来的岩石以及被挑选后留下的煤炭渣。忠隈煤矸石山是日本现存最大的平地金字塔式煤矸石山，有「筑丰富土山」之称。作为飯塚的象征保存至今。

(10) 歌人白莲想（柳原白莲资料展览馆）

歌人白莲想是介绍展示歌人柳原白莲魅力的街角展览馆。柳原白莲作为筑丰煤炭王伊藤传右卫门的妻子在飯塚生活了10年。作为佐佐木信纲的门生，在短歌、诗歌、随笔等文学创作上极富才华，离开飯塚后作为歌人被人们所熟知。

【地址】 福岡県飯塚市飯塚 11-20

【联系电话】 0948-22-1738

(11) 胜盛公园

胜盛公园位于飯塚市中心附近，是平时市民的休闲场所，更是环抱池塘的樱花胜地。此外这里还设有健康游乐等，是老少咸宜的好去处。

【地址】 福岡県飯塚市片島 1丁目 607-1

【联系电话】 0948-22-5500 飯塚市都市计划科公园绿地负责处

(12) 八木山高原花木園

花木園は、昭和 57 年から 58 年の花木植栽事業及び、平成 6 年の寄付により面積 60,000 m²に花木 20,454 本を植栽したものです。

梅をはじめ、紫陽花、ピラカンサス、キンモクセイ、山桜など四季を通じて楽しめます。

【所在地】 福岡県飯塚市八木山 1310

【問い合わせ】 0948-22-5500 飯塚市商工観光課（内線 1462）

学 び**(1) 飯塚市歴史資料館**

国の重要文化財に指定されている立岩遺跡の出土品をはじめ、縄文・弥生・古墳時代の貴重な出土品や市内の遺跡などから出土した遺物や炭鉱関係・民俗関係の資料が展示されています。また、伊藤伝右衛門と柳原白蓮に関する写真などの展示コーナーもあります。

【所在地】 福岡県飯塚市柏の森 959-1

【問い合わせ】 0948-25-2930

(2) 川島古墳公園

川島古墳は昭和 63（1988）年に道路改良工事中に発見され、調査の結果、装飾古墳であることが明らかとなり、考古学上その学術的価値が極めて高いことが認められ、平成 4（1992）年に県指定史跡になりました。

本市では、この装飾古墳の保存を図り、更に郷土の歴史学習の場として公開・活用するために、近接する古墳 3 基（平成 8 年市指定史跡）を含め古墳公園として整備いたしました。

【所在地】 福岡県飯塚市川島 407-2 他

【問い合わせ】 0948-25-2930 飯塚市歴史資料館

(3) 小正西古墳公園

小正西古墳公園は、平成 8～9 年に宅地造成に伴う発掘調査により 1 墳丘に 2 基の横穴式石室を構築しているなど、全国的にも珍しく、考古学上においても学術的価値が非常に高い古墳であることが明らかになり、平成 11 年に福岡県指定史跡として認められました。

古墳の保存を図るために復元を行い、学習の場としても活用できるよう古墳公園として整備を行いました。

【所在地】 福岡県飯塚市小正 780-2

【問い合わせ】 0948-25-2930 飯塚市歴史資料館

(12) 八木山高原花木园

得益于昭和 57 年（1982）至昭和 58 年（1983）开展的花木种植事业与平成 6 年（1994）得到的捐赠，现在花木园共有种植面积 60,000 m²，花木 20,454 株。

以梅花为首，园内种植有绣球花、火棘、丹桂、日本山樱等花木，可供游人四季观赏。

【地 址】 福岡県飯塚市八木山 1310

【联系电话】 0948-22-5500 飯塚市商工観光科（内线电话 1462）

游 学**(1) 飯塚市历史资料馆**

以被指定为国家重要文化遗产的立岩遗迹文物为首，飯塚市历史资料馆展示有绳文、弥生、古坟时代的重要文物，市内遗迹等的出土文物，以及煤矿业相关、民俗相关的资料。此外，这里还设有伊藤传右卫门和柳原白莲的资料展示区。

【地 址】 福岡県飯塚市柏の森 959-1

【联系电话】 0948-25-2930

(2) 川島古坟公园

川島古坟于昭和 63 年（1988）在道路改良工程中被发现，经调查证明属于装饰古坟。该古坟在考古学上的学术价值非常之高，于平成 4 年（1992）被认定为县指定历史遗迹。

为了此装饰古坟的良好保存，更为了作为乡土历史学习的场所能被进一步公开和活用。本市将川島古坟与邻近的其他 3 座古坟（平成 8 年被认定为市指定历史遗迹）包含在内，修建了古坟公园。

【地 址】 福岡県飯塚市川島 407-2 等

【联系电话】 0948-25-2930 飯塚市历史资料馆

(3) 小正西古坟公园

小正西古坟于平成 8～9 年（1996～1997），开拓住宅用地挖掘调查时被发现。其具有 1 处坟丘内筑有两处横穴式石室等特点，在全国都极其少见。该古坟在考古学上的学术价值非常之高，于平成 11 年（1999）被认定为福冈县指定历史遗迹。

为了古坟的良好保存，市里对其进行了复原工作，并修建了古坟公园以作为学习场所使用。

【地 址】 福岡県飯塚市小正 780-2

【联系电话】 0948-25-2930 飯塚市历史资料馆

遊 び

(1) サンビレッジ茜

一年中滑れる広々とした人工芝のスキー場が自慢。転んでも雪のように冷たくなく、気軽な服装で、小学生からスキーが楽しめます。近場のこんなスキー場で、気軽に家族揃ってスキー体験はいかがですか？

【所在地】 福岡県飯塚市山口 845-38

【問い合わせ】 0948-72-3331

(2) 八木山溪流公園

巨岩奇石と大小多数の滝。清流は夏だけではなく、春の新緑、秋は紅葉狩りやハイキングなどに最適な景勝地です。蛍の生息地としても知られています。

【所在地】 福岡県飯塚市八木山 2051

【問い合わせ】 0948-22-5500 飯塚市商工観光課（内線 1462）

(3) 筑豊緑地公園

飯塚市・直方市・田川市のほぼ中心にある丘陵地に展開する広大なスポーツ公園で、飯塚国際車いすテニス大会の主会場となるテニスコートや公園が設けられています。筑豊地域の広域レクリエーション施設として様々な形で利用されています。敷地内には温泉もあり宿泊施設も整っています。

【所在地】 福岡県飯塚市仁保 8-25

【問い合わせ】 0948-82-1023 筑豊緑地管理事務所

(4) オートレース場

複数の大型モニター、子ども広場、エキサイティングシート、カップルシートなど設備も充実しており、場内のレストランでは名物のホルモンが楽しめます。

【所在地】 福岡県飯塚市鯉田 147

【問い合わせ】 0948-22-6326 飯塚市経済部公営競技事業所

泊まる

(1) 伊川温泉

八木山峠の麓にある温泉郷。泉質は西日本随一といわれるラジウム温泉でリウマチ、アトピー、痛風、外傷後遺症などに効きます。龍王山麓に抱かれた静かな佇まいで市外から多くの人を訪れます。温泉施設は以下の2箇所がありますが、宿泊施設を伴った温泉施設は「この湯温泉」のみとなっています。

■ 地下天然ラドン温泉「この湯温泉」

【所在地】 福岡県飯塚市伊川 82-33

【問い合わせ】 0948-28-4126

■ 飯塚市福祉センター「伊川の郷」

【所在地】 福岡県飯塚市伊川 82-45

【問い合わせ】 0948-22-3007

游 玩

(1) SunVillage 茜 (太阳村 茜)

这里四季开放，宽广辽阔的人工滑草场尤为受人欢迎。摔倒也不会像雪地一样冰冷，就算小学生也可穿着随意，在此尽情享受草坪滑雪的乐趣。在市区附近就可以随时体验滑雪的感觉，工作学习之余一家人一起来体验一下草坪滑雪吧。

【地 址】 福岡県飯塚市山口 845-38

【联系电话】 0948-72-3331

(2) 八木山溪流公园

园内遍布巨岩奇石与大大小小的各色瀑布。在这里，伴随着清泉溪流您可以欣赏到初春新绿，秋风红叶。这里也是徒步旅行的好去处，作为萤火虫的栖息地被人们所熟知。

【地 址】 福岡県飯塚市八木山 2051

【联系电话】 0948-22-5500 飯塚市商工観光科 (内线电话 1462)

(3) 筑豊绿地公园

筑豊绿地公园位于飯塚市，直方市、田川市三市中心的丘陵地区，是一座广阔的运动公园。此处还设有作为飯塚国际轮椅网球大赛主会场的网球场。该公园是筑豊地区的广域多功能休闲场所，附近还配有温泉和住宿设施。

【地 址】 福岡県飯塚市仁保 8-25

【联系电话】 0948-82-1023 筑豊绿地管理事务所

(4) 摩托车赛场

赛场备有大型显示屏、儿童广场、近距离观赏席、情侣席等，设施完备。在赛场内的餐厅还可以品尝到被誉为本地名产的动物内脏料理。

【地 址】 福岡県飯塚市鯉田 147

【联系电话】 0948-22-6326 飯塚市经济部公营竞技事业所

游 宿

(1) 伊川温泉

伊川温泉位于八木山麓的温泉之乡，是西日本首屈一指的镭质温泉。其温泉水对风湿病、过敏性湿疹、痛风，外伤后遗症等的治疗康复很有效。伊川温泉被龙王山麓环绕，幽雅精美，被市内外游人所喜爱。温泉设施有以下 2 处，提供住宿的只有「この湯温泉」。

- 地下天然镭氡温泉「この湯温泉」(Kounoyu 温泉)

【地 址】 福岡県飯塚市伊川 82-33

【联系电话】 0948-28-4126

- 飯塚市福祉中心「伊川の郷」(伊川乡)

【地 址】 福岡県飯塚市伊川 82-45

【联系电话】 0948-22-3007

(2) サンビレッジ茜

森に囲まれたキャンプ場には、10棟のバンガローやテントサイト、雨天でも利用できるバーベキューサイトがあります。また、子ども会やサークルなどの各種団体が宿泊できるセントラルロッジもあります。

【所在地】 福岡県飯塚市山口 845-38

【問い合わせ】 0948-72-3331

(3) 庄内温泉筑豊ハイツ

公営の宿泊施設。敷地内には、屋内外テニスコートなどのスポーツ施設があり、汗を流したあとは天然ラジウム温泉の大浴場でのんびりと体を休められます。挙式や披露宴も可能です。

【所在地】 福岡県飯塚市仁保 8-30

【問い合わせ】 0948-82-0240

6-4 飯塚市の主なイベント

イベント	期間	開催場所	内容
大将陣桜まつり	3月下旬～4月上旬 の日曜日	大将陣公園	桜の名所として、開花時期に合わせて開催されています。
飯塚新人音楽コンクール	予選：5月3日 ～5日 本選：6月初旬	コスモスコモン	新進音楽家の発掘・育成と地域音楽文化の充実のため開催されています。
飯塚国際車いすテニス大会	5月下旬	筑豊ハイツテニスコート 筑豊緑地テニスコート	アジア唯一のスーパーシリーズとして開催されています。
飯塚山笠	7月1日～15日	中心市街地	フィナーレの追い山笠は五つの流れが勇壮に覇を競います。
飯塚納涼花火大会	8月初旬	遠賀川中の島	永い歴史をもつ、飯塚市伝統の花火大会です。
大分の獅子舞	9月下旬	大分八幡宮 (飯塚市大分)	福岡県を代表する郷土芸能として現在まで受け継がれており、当時の格式高い雰囲気を楽しばせています。
綱分八幡宮神幸行事	10月中旬 (隔年)	綱分八幡宮 (飯塚市綱分)	綱分八幡宮で、隔年毎に10月に行われる放生会御神幸祭で、昭和35年(1960)に県の無形民俗文化財に指定されました。
筑前の國いづか街道まつり	10月下旬	中心商店街 コスモスコモン広場	市民総出で大いに賑わう秋の祭りです。

(2) SunVillage 茜 (太阳村 茜)

SunVillage 茜内设有露营地，配有 10 间宿营小屋、帐篷区、及下雨天也可以利用的烧烤区。此外，还备有可供儿童会、学校社团等各种团体住宿的中央旅馆。

【地 址】 福岡県飯塚市山口 845-38

【联系电话】 0948-72-3331

(3) 庄内温泉筑豊宾馆

庄内温泉筑豊宾馆是公营的住宿设施。宾馆备有室内外网球场等运动设施，以及供运动后休息的天然镭质温泉。这里还可以举行结婚典礼和宴会。

【地 址】 福岡県飯塚市仁保 8-30

【联系电话】 0948-82-0240

6-4 飯塚市内的主要体育文化活动

活动名称	日期	地点	简介
大将阵樱花祭	3月下旬~4月上旬的星期日	大将阵公园	樱花胜地，樱花盛开时节举办。
飯塚新人音乐大赛	预赛：5月3日 ~5日 决赛：6月上旬	飯塚市文化会馆（イイヅカコスモスコモン）	致力于挖掘、培养新进音乐家与充实地区音乐文化。
飯塚国际轮椅网球大赛	5月下旬	筑豊台地网球场 筑豊绿地网球场	亚洲唯一的国际轮椅网球超级锦标赛。
飯塚山笠	7月1日~15日	市中心街道	来自市内不同地区的5支队伍进行竞速比赛、角逐争霸。
飯塚纳凉烟火大会	8月上旬	远贺川中之岛	拥有悠久历史，飯塚市的传统烟火大会。
大分舞狮	9月下旬	大分八幡宫 (飯塚市大分)	作为福冈县的代表乡土艺术传承至今，蕴含着传统文化的典雅气息。
纲分八幡宫神幸仪式	10月中旬 (隔年举行)	纲分八幡宫 (飯塚市纲分)	每隔一年的10月在纲分八幡宫举行放生会御神幸祭。昭和35年(1960)被指定为县无形民俗文化遗产。
筑前国飯塚街道祭	10月下旬	中心商店街 文化会馆广场	全体市民总动员的热闹秋季节日。

イベント	期 間	開催場所	内 容
産業まつり (筑穂・庄内・颯田)	11月上旬	筑穂グラウンド（飯塚市長尾）・庄内ハーモニー駐車場（飯塚市綱分）・颯田野球場前駐車場（飯塚市勢田）	地域の様々な団体で実行委員会を組織し「産業まつり」を開催しています。
永昌会	12月1日～5日	中心商店街	明治7年より始まり、一度も休みなく続けられています。
筑前いづか雛のまつり	2月初旬～3月初旬	飯塚市全域	「享保雛」や「歌舞伎人形」などの珍しいひな人形が飯塚市内各地に飾られます。

※記載していますイベントのうち、「飯塚新人音楽コンクール」は教育委員会文化課、「飯塚国際車いすテニス大会」は健幸・スポーツ課にお問い合わせください。

6-5 飯塚市市民交流プラザ

飯塚市市民交流プラザは、情報コーナーや図書コーナー、交流スペースなどがあり、広く市民に開放された施設として利用できます。

【問い合わせ先】

- 飯塚市市民交流プラザ 飯塚市吉原町 6-1 あいタウン 2 F
- 開館時間：10時～21時
- 休館日：水曜日（祝日の場合は翌日が休館）、12月29日～翌1月3日
- T E L：0948-21-6711
- U R L：<http://www.fcom.ne.jp/kouryuplaza>

種 別	名 称	出土地・所在地	備 考
产业祭 (筑穂・庄内・穎田)	11月上旬	筑穂运动场(飯塚市長尾)・庄内和谐停车场(飯塚市綱分)・穎田棒球场前停车场(飯塚市勢田)	由地方各团体组织的实行委员会举办
永昌会	12月1日～5日	中心商店街	始于明治7年(1874), 每年按期举行。
筑前飯塚雛人偶祭	2月上旬～3月上旬	飯塚市全市	届时飯塚市各地将装饰「享保雛」、「歌舞伎人形」等珍奇罕见雛人偶

※上述的体育文化活动中,“飯塚新人音乐大赛”相关请咨询教育委员会文化科,“飯塚国际轮椅网球大赛”请咨询健幸・体育科。

6-5 飯塚市市民交流广场

飯塚市市民交流广场设有信息区、图书区、交流区等,向广大市民开放。

【问讯处】

■ 飯塚市市民交流广场 飯塚市吉原町6-1 あいタウン2F (i.town 2层)

开放时间: 10:00 ~ 21:00

休息日: 周三(周三是节假日时,次日休息)、12月29日~1月3日

电 话: 0948-21-6711

网 址: <http://www.fcom.ne.jp/kouryuuplaza>

7-1 飯塚国際交流推進協議会

飯塚国際交流推進協議会は、飯塚市内の様々なボランティア団体、民間企業、公的機関によって構成されています。外国人支援や地域の草の根国際交流を推進し、外国人の住みやすい環境づくりに努めています。

【会 員】

- 飯塚友情ネットワーク ■留学生フロント ■二瀬留学生支援センター(二瀬公民館)
- 筑豊S G G ■飯塚トーストマスターズ ■いづか人材育成グループ『ユリシス』
- 飯塚青年会議所 ■飯塚商工会議所 ■九州工業大学情報工学部
- 近畿大学産業理工学部 ■嶋田学園飯塚高校
- 福岡県国際理解教育研究会(筑豊支部) ■飯塚市役所地域政策課・産学振興課

【問い合わせ先】 ■ 飯塚国際交流推進協議会事務局(飯塚市役所 地域政策課 内線 1342)

7-2 外国人支援

(1) 日本語講座

ボランティア団体「留学生フロント」による日本語講座が開催されています。日本語を勉強したい方はどなたでも参加できます。

【日 時】毎月第1・3土曜日 14時～16時

【場 所】二瀬公民館

【受講料】無料

※講座日は変更となる場合があります。受講希望の方は必ず事前に連絡してください。

【問い合わせ先】 ■ 留学生フロント 代表者・野口

E-mail : hiroko.noguchi0725@gmail.com

URL : <http://ryugakuseifront.web.fc2.com/index.html>

(2) 語学支援

ボランティア・ガイド「筑豊S G G」では、飯塚を訪れる外国人のために通訳のお手伝いなど語学面での支援をしています。

【言 語】英語、中国語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語

【問い合わせ先】 ■ 筑豊S G G E-mail : (鈴木) suzuki66@ace.ocn.ne.jp

(小林) shoko-k@sepia.plala.or.jp

7-1 飯塚国际交流推进协议会

飯塚国际交流推进协议会由，飯塚市内的志愿者团体、民间企业、公共机构组成。致力于外国人支援、民众国际交流推进、及方便于外国人的居住环境建设。

【成员】

- 飯塚友情 network ■留学生服务台 ■二瀬留学生支援中心（二瀬公民馆）
- 筑豊 SGG ■飯塚 Toastmasters ■飯塚人材育成组织『ユリシス』
- 飯塚青年会议所 ■飯塚商工会议所 ■九州工业大学情报工学部
- 近畿大学产业理工学部 ■嶋田学園飯塚高中
- 福岡县国际理解教育研究会（筑豊支部） ■飯塚市政厅地域政策科・产学振兴科

【问讯处】 ■ 飯塚国际交流推进协议会事務局
（飯塚市政厅 地域政策科 内线电话 1342）

7-2 外国人支援

(1) 日语讲座

由志愿者团体“留学生服务台”开设的日语学习讲座。希望学习日语者都可以参加。

【日期】每月第1、3个星期六 14:00～16:00

【地点】二瀬公民馆

【费用】免费

※开讲日有变更的可能。希望参加者请务必提前联系。

【问讯处】 ■ 留学生服务台 代表：野口
电子邮件：hiroko.noguchi0725@gmail.com
网 址：http://ryugakuseifront.web.fc2.com/index.html

(2) 外语援助

志愿者・导游团体“筑豊 SGG”，为访问飯塚的外国人提供翻译等外语援助。

【语言种类】英语、汉语、法语、葡萄牙语、西班牙语

【问讯处】 ■ 筑豊 SGG 电子邮件：（鈴木）suzuki66@ace.ocn.ne.jp
（小林）shoko-k@sepia.plala.or.jp

7-3 相談

日本の法律システムはほかの国とは異なる点が多いので、困ったことが生じたら、自分の国の大使館、または領事館にご相談ください。なお、下記の施設にて無料法律相談等を行っていますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

(1) 飯塚市民のための無料法律相談

法律問題で悩んでおられる市民の皆さんに、無料で相談が受けられる「無料法律相談」を実施しています。法律問題で、トラブル・悩みを抱えている人はご相談ください。

※日本語以外の言語で相談される場合は、通訳ができる方に同行してもらってください。

【無料法律相談を受けられる人】飯塚市民（法人は対象外）

【相談場所】飯塚法律相談センター 飯塚市新立岩 6-16 弁護士ビル 3階

T E L 0948-28-7555

【相談日時】毎週月～金曜日 13時～16時（祝日除く）

【利用方法】①法律相談センターに相談日時を電話予約してください。

②公的機関発行の住所が確認できる書類を持参して本庁まちづくり推進課、または各支所市民窓口課までお越しください。紹介状をお渡しします。

③紹介状持参のうえ、予約した日時に法律相談センターへ行き相談してください。

【利用料金】紹介状持参の方は、初回の相談約30分について無料となります。

夜間相談

【相談日時】毎週木曜日 17時～19時（1人約30分、祝日除く）

【相談場所】飯塚市役所本庁4階相談室

【予約方法】本庁まちづくり推進課、各支所市民窓口課へ連絡

※無料法律相談のご利用は、日中相談・夜間相談を通して1人年1回までです。
（4月～翌年3月の間）

【問い合わせ先】■ 飯塚市役所 まちづくり推進課（内線1435～1436）

7-3 咨询

日本的法律制度与其他国家有很多不同，如果遇到什么问题请到本国的大使馆、领事馆进行咨询。此外，以下的机构也提供免费的法律咨询服务，详情请咨询各机构。

(1) 飯塚市民免费法律咨询

为遇到法律问题、法律纠纷的市民提供免费法律咨询服务。

※日语以外需翻译人员同行。

【提供免费法律咨询对象】飯塚市民（企业法人除外）

【咨询地点】飯塚法律咨询中心 飯塚市新立岩 6-16 弁護士ビル 3 階（律师楼 3 层）
电话 0948-28-7555

【咨询日期】周一至周五 13:00 ~ 16:00（节假日休息）

【咨询方法】①咨询前请电话联系法律咨询中心进行预约。

②携带公共机关发行，可确认住所的证件到市政总厅城镇建设推进科、或各分厅市民窗口科领取介绍信。

③持介绍信，于预约日前往法律咨询中心进行咨询

【咨询费用】持有介绍信者，初次咨询前 30 分钟免费

夜间咨询

【咨询时间】每周四 17:00 ~ 19:00（每人约 30 分钟、节假日休息）

【咨询地点】飯塚市政总厅 4 层咨询室

【预约方法】请联系市政总厅城镇建设推进科、各分厅市民窗口科

※每人每年（4 月~第二年 3 月）仅限使用 1 次免费法律咨询服务（白天咨询・夜间咨询）。

【问讯处】■ 飯塚市政厅 城镇建设推进科（内线电话 1435 ~ 1436）

(2) 飯塚市男女共同参画推進センター サンクス

「サンクス相談室」において女性のための相談事業を実施しています。
女性をとりまくさまざまな悩み、問題を女性相談員、女性弁護士が対応します。

【場 所】 飯塚市飯塚 14-67 イイヅカコミュニティセンター 3 F
【T E L】 0948-22-7058
【開 催 日】 法律相談（要予約）第 2・4 木曜日 / 13 時～16 時
一般相談（予約優先）第 1～4 水曜日 / 13 時～16 時
【予約受付時間】 平日 8 時 30 分～17 時 15 分
土曜日 8 時 30 分～12 時 30 分（日曜日、祝日を除く）
※日本語が話せない方の相談については、通訳ができる方に同行をお願いします。

【法テラス福岡事務所】

法テラス福岡では、面談や電話によりお問い合わせの内容に応じた法制度や手続き、関係機関の相談窓口をご案内します。また、弁護士・司法書士による法律相談が必要な方が、経済的にお困りの場合には、法テラスの民事法律扶助による無料法律相談をご案内しています。

・外国語話者の方へ（多言語情報提供サービス）

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語を話される方から 0570-078377（おなやみナイナイ）にお電話をいただくと、通訳を介して、日本の法制度や相談窓口情報をご紹介します。

(3) (公財) 福岡県国際交流センター「こくさいひろば」

「こくさいひろば」では、下記の 2 つの相談会が行われています。

【場 所】 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3 F
【T E L】 092-725-9200
【U R L】 <http://www.kokusaihiroba.or.jp/>

① 人権相談（面談）

人種差別、就労、住宅、婚姻、離婚、DV、帰化、入国管理などに関わる人権問題について、英語の通訳が同席の上、人権擁護委員（弁護士）が無料で相談に応じます。（予約不要）

※英語以外の言語で相談したい場合は、通訳ができる方に同行してもらってください。

【開催日】 毎月第 2 土曜日 13 時～16 時
【T E L】 092-739-4151（福岡法務局人権擁護部第一課）

② 国籍・入国・在留等手続き相談（面談）

在留資格、国籍、国際結婚、その他関連する問題について、福岡県行政書士会の行政書士が無料で相談に応じます。（予約不要）

※英語、中国語の通訳あり。（第 1 月曜日は韓国語も可）

【開催日】 第 1 月曜日 16 時 30 分～18 時 30 分（15 時 30 分まで受付）
第 4 土曜日 13 時～16 時（18 時まで受付）
【T E L】 092-641-2501（福岡県行政書士会）

(2) 飯塚市男女共同参画推进中心「サンクス」

设有专门为女性提供咨询服务的「サンクス咨询室」。(Sunkusu 咨询室)
帮助女性解决生活上的问题和烦恼。本中心均由女性咨询师、女性律师负责接待。

【地 址】飯塚市飯塚 14-67 飯塚社区中心 3 层
【电 话】0948-22-7058
【咨询时间】法律咨询(要预约) 每月第 2、4 个星期四 / 13:00 ~ 16:00
一般咨询(预约优先) 每月第 1 到第 4 个星期三 / 13:00 ~ 16:00
【预约受理时间】周一至周五 8:30 ~ 17:15
周六 8:30 ~ 12:30 (周日、节假日除外)
※日语以外需翻译人员同行。

【日本司法支援中心福冈事务所】

日本司法支援中心福冈事务所(法テラス福冈), 为您提供法律方面的面谈、电话咨询服务。这里会根据您的咨询问题向您介绍相关的法律制度、相关手续及相关负责部门。此外, 对于需要律师、司法书士咨询, 但经济困难者提供民事法律帮助, 免费法律咨询服

・提供外语接待服务(多语言信息提供服务)

需要英语、汉语、韩语、西班牙语、葡萄牙语、越南语、他加禄语服务请拨打电话 0570-078377, 这里会通过口译为您提供日本法律制度及咨询窗口信息。

(3) (公益财团法人) 福冈县国际交流中心「国际广场」

在「国际广场」会举行如下两项咨询会。

【地 址】福冈市中央区天神 1-1-1 アクロス福冈 3 F (across 福冈 3 层)
【电 话】092-725-9200
【网 址】<http://www.kokusaihiroba.or.jp/>

① 人权咨询(面谈)

对于种族歧视、就劳、住房、结婚、离婚、家庭暴力、入籍、入国管理等相关人权问题提供咨询服务。这里会配有英语翻译人员、由人权拥护委员(律师)为您提供免费咨询。(无需预约)

※英语以外需翻译人员同行。

【举办日】每月第 2 个星期六 13:00 ~ 16:00
【电 话】092-739-4151 (福冈法务局人权拥护部第一科)

② 国籍・入国・在留等手续咨询(面谈)

对于在留资格、国籍、国际结婚及其他相关问题, 由福冈县行政书士会的行政书士为您提供免费咨询。(无需预约)

※有英语、汉语翻译(每月第一个星期一有韩语翻译)

【举办日】每月第一个星期一 16:30 ~ 18:30 (18:00 截至报名入场)
每月第四个星期六 13:00 ~ 16:00 (15:30 截至报名入场)
【电 话】092-641-2501 (福冈县行政书士会)

(4) 福岡県行政書士会

福岡県行政書士会では、「こくさいひろば」(P 123)の他に下記の場所でも、日本での生活に必要な在留資格や在留期間、家族の呼び寄せ、国籍、永住、帰化、国際結婚などの問題について行政書士が無料で相談に応じます。(予約不要)

開催地区	日時	相談会場	相談会当日連絡先
福岡	毎月第2日曜日 13時～16時	福岡市国際会館 博多区店屋町4-1 冷泉ハーブビル	092-262-1799
久留米	毎月第3土曜日 13時～16時	久留米市役所3F会議室 久留米市城南町15-3	0942-31-1717
北九州	毎月第3日曜日 13時～16時	コムシティ3F 北九州市八幡西区黒崎3-15-3	093-643-5931

【問い合わせ先】 ■ 福岡県行政書士会 TEL: 092-641-2501

(5) 福岡県弁護士会天神弁護士センター

外国人のための無料法律相談を行っています。一般民事(金銭トラブル等)、労働問題、家庭問題、入管関係、刑事事件など、弁護士が通訳とともにご相談に応じます。(要予約)

【場 所】 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2F
 【電話受付時間】 月～金曜日 10時～16時
 【開 催 日】 毎月第2、4金曜日 13時～16時
 【予約受付日時】 (日本語) 月～金曜日 10時～16時
 (英語) 第4金曜日 10時～13時
 (中国語) 第2、4金曜日 10時～13時
 【TEL】 092-737-7555
 【URL】 <http://www.fben.jp/whats/gaikokujin.htm>

(6) 福岡労働局／労働基準部監督課

外国人労働者相談コーナーを設置し、労働条件に関する無料相談を行っています。監督官及び英語を話すアドバイザーが、電話あるいは直接質問に関してアドバイスをしてくれます。(予約不要)

【場 所】 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F
 【開 催 日】 火曜日・第2・第4木曜日 9時～16時
 【費 用】 無料
 【TEL】 092-411-4862

(4) 福冈县行政书士会

福冈县行政书士会在「国际广场」(P 123)以外,在下述地区也设有办公地点。对于在留资格、在留期限、邀请家人来访、国籍、永住、入籍、国际结婚等问题,由行政书士为您提供免费咨询。(无需预约)

地区	日期	咨询会场	咨询当天联系电话
福冈	每月第2个星期日 13:00 ~ 16:00	福冈市国际会馆 博多区店屋町4-1 冷泉ハーブビル	092-262-1799
久留米	每月第3个星期六 13:00 ~ 16:00	久留米市政厅3层会议室 久留米市城南町15-3	0942-31-1717
北九州	每月第3个星期日 13:00 ~ 16:00	コムシティ3层 北九州市八幡西区黒崎3-15-3	093-643-5931

【问讯处】 ■ 福冈县行政书士会 电话: 092-641-2501

(5) 福冈县律师会天神律师中心

本中心针对一般民事(金钱纠纷等)、劳动问题、家庭问题、入管关系、刑事事件等,为外国人提供免费的法律咨询服务。(中心备有翻译人员,法律咨询需预约)

【地 址】	福冈市中央区渡边通5-14-12 南天神ビル2层		
【电话受理时间】	周一至周五	10:00 ~ 16:00	
【日 期】	每月第2、4个星期五	13:00 ~ 16:00	
【预约受理日期】	(日 语) 周一至周五	10:00 ~ 16:00	
	(英 语) 每月第4个星期五	10:00 ~ 13:00	
	(汉 语) 每月第2、4个星期五	10:00 ~ 13:00	
【电 话】	092-737-7555		
【网 址】	http://www.fben.jp/whats/gaikokujin.htm		

(6) 福冈劳动局/劳动基准部监督科

这里设有外国人劳动者咨询处,对劳动条件等相关问题提供免费咨询服务。监督官及会英语的顾问会为您的问题提出建议。(无需预约)

【地 址】	福冈市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4层		
【日 期】	每周星期二、每月第2、4个星期四	9:00 ~ 16:00	
【费 用】	免费		
【电 话】	092-411-4862		

(7) 福岡県筑豊労働者支援事務所

労働に関する一般的な相談や、子育て中の女性などに対する就職応援などを行っています。

【場 所】 飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎別館 2 F
 【T E L】 0948-22-1149
 【開庁時間】 8時30分～17時15分（土・日曜日、休日を除く）
 （注）17時以降の相談をご希望の場合は、事前にご連絡ください。
 延長業務あり：毎週水曜日（祝日の場合はその翌日）17時15分～20時（ただし、電話相談のみ）
 ※日本語が話せない方の相談については、092-735-6149（福岡労働者支援事務所）までお問い合わせください。
 英語・中国語・韓国語・スペイン語での相談可能（要予約）

(8) ハローワーク飯塚

求職者に対して職業紹介を行っています。また、外国人のための職業相談及び職業紹介も行っていきます。

【場 所】 飯塚市芳雄町 12-1
 【T E L】 0948-24-8642（専門援助第1部門）
 【開庁時間】 8時30分～17時15分（土・日曜日、休日を除く）
 ※日本語が話せない方については、通訳のできる方と同行する必要があります。

(9) ハローワーク福岡中央／外国人雇用サービスコーナー

外国人の方に仕事の相談や紹介・求人票の翻訳や求人情報の提供を行っています。

【場 所】 福岡市中央区赤坂 1-6-19 ハローワーク福岡中央 3 F
 【T E L】 092-712-8609（そのあと、音声案内に沿って 42 # を押してください）
 職業相談第2部門
 【開庁時間】 8時30分～17時15分（土・日曜日、休日を除く）
 ※下記の時間帯で、英語・中国語の通訳も配置しています。
 ◆英語 月・水曜日 10時00分～12時00分、13時00分～15時30分
 ◆中国語 月曜日 10時00分～12時00分、13時00分～16時30分
 木曜日 10時30分～12時30分
 ※通訳の曜日・時間を変更する場合がありますので、事前にお電話でご確認ください。

(7) 福冈县筑豊劳动者支援事务所

提供劳动相关的一般咨询等，并对育儿中的女性等提供就业援助。

【地 址】 飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎別館 2 层

【电 话】 0948-22-1149

【工作时间】 8:30 ~ 17:15 (周六日、节假日休息)

(注) 希望 17 点以后进行咨询时，请事前联系。

有时间延长服务：每周周三 (周三是节假日时，改为次日) 17:15 ~ 20:00 (仅限电话咨询)

※不会日语者请拨打 092-735-6149 (福冈劳动者支援事务所) 进行咨询。

提供英语、汉语、韩语、西班牙语的咨询服务 (需要预约)

(8) ハローワーク (Hello Work) 飯塚

为求职者提供介绍工作等帮助。此外，也有专门为外国人提供职业咨询及工作介绍的服务。

【地 址】 飯塚市芳雄町 12-1

【电 话】 0948-24-8642 (专门援助第 1 部门)

【工作时间】 8:30 ~ 17:15 (周六日、节假日休息)

※不会日语者需翻译人员同行。

(9) ハローワーク Hello Work 福冈中央 / 外国人雇用服务处

为外国人提供工作咨询、工作介绍、招聘信息及求人票 (登有招聘信息的信息) 的翻译服务。

【地 址】 福冈市中央区赤坂 1-6-19 ハローワーク福冈中央 3 层

【电 话】 092-712-8609 (接通后请按语音提示输入 42 #)

职业相谈第 2 部门

【工作时间】 8:30 ~ 17:15 (周六日、节假日休息)

※在下列时间段提供有英语、汉语翻译服务。

◆英语 周一、周三 10:00 ~ 12:00、13:00 ~ 15:30

◆汉语 周一 10:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:30

周四 10:30 ~ 12:30

※翻译人员的工作时间有变更的可能，请事前进行确认。

(10) (公財) 福岡よかトピア国際交流財団

福岡地域にお住まいの外国人、あるいは来訪される外国人の方々に、福岡市での生活や観光に関する情報の提供を行っています。また、各分野の専門家の協力のもと、下記の無料相談会も開催しています。

- ① 弁護士による法律相談（要予約：福岡県弁護士会）
- ② 臨床心理士による心理カウンセリング（要予約）
- ③ 行政書士による入国・在留・国籍に関する相談会（予約不要。福岡県行政書士会）

【場 所】 福岡市博多区店屋町 4-1 福岡市国際会館 1 階
【開館時間】 8 時 45 分～ 18 時
【休 日】 土日祝日、年末年始（12/29～1/3）※専門相談は土日にも実施
【T E L】 092-262-1799
【U R L】 <http://www.rainbowfia.or.jp/>

7-4 国際交流

外国人の方と地域住民の方との交流を深めるため、飯塚市内ではイベント等の国際交流事業が行われています。

- ◆ 留学新入生の歓迎会【主催：友情ネットワーク】 6 月
- ◆ 飯塚国際交流市民のつどい【主催：飯塚国際交流推進協議会】 10 月中旬～ 11 月初旬
（スピーチコンテスト・お国料理バザー）
- ◆ ホームビジット事業【主催：飯塚国際交流推進協議会】 随時
- ◆ お国料理教室【主催：飯塚国際交流推進協議会】 年 4 回

【問い合わせ先】 ■ 飯塚国際交流推進協議会事務局 飯塚市役所 地域政策課（内線 1342）

(10) (公益财团法人) 福岡よかトピア国际交流财团

为到福岡地区居住或旅行访问的外国人，提供福岡市的生活及观光信息。此外在各领域专家的协助下，开展有下列免费咨询会。（よかトピア是89年在福岡举办的亚洲太平洋博览会的别称。而该财团的宗旨正是为了纪念当时博览会的成功，向全世界宣传福岡的历史文化，促进国际交流、推动多文化共生社会的实现。另外，“よか”取自日语“余暇”的读音，“トピア”来源于英语“Utopia”一词中的“topia”，意为场所。）

- ① 由律师提供的法律咨询（需要预约：福岡县律师会）
- ② 由临床心理士提供的心理健康咨询（需要预约）
- ③ 由行政书士提供的入境、在留、国籍相关咨询会（无需预约。福岡县行政书士会）

【地 址】福岡市博多区店屋町 4-1 福岡市国际会馆 1 层
 【工作时间】8:45 ~ 18:00
 【休 息 日】周六日、节假日、年初年末（12/29 ~ 1/3）※周六日也提供有专业领域咨询
 【电 话】092-262-1799
 【网 址】<http://www.rainbowfia.or.jp/>

7-4 国际交流

为了加深外国人居民与当地居民的交流，飯塚市内开展有很多国际交流活动。

- ◆ 留学新生欢迎会【主办方：友情 network】 6 月
- ◆ 飯塚国际交流市民集会【主办方：飯塚国际交流推进协议会】 10 月中旬 ~ 11 月上旬
（演讲比赛・各国料理义卖）
- ◆ 家庭访问体验【主办方：飯塚国际交流推进协议会】 随时
- ◆ 各国料理教室【主办方：飯塚国际交流推进协议会】 1 年 4 次

【问讯处】■ 飯塚国际交流推进协议会事務局 飯塚市政厅 地域政策科
 （内线电话 1342）

指定避難所

災害時は、防災行政無線等でサイレンや緊急放送を行ないます。声をかけ合い、安全な場所に避難しましょう。

また、日ごろから自分の身は自分で守るよう心がけましょう。

(注1) 指定緊急避難場所①～⑰・・・危険から逃れるまでの緊急の避難先

(注2) 指定避難所○・・・一定期間滞在して避難生活を行なう施設

【飯塚地区】

市外局番は(0948)です

	風水害	震災	避難所名	電話番号	住所
飯塚・片島	①	①	中央公民館 (コミュニティセンター)	22-3274	飯塚 14-67
	②	②	飯塚公民館	22-2379	本町 20-17
	○	○	飯塚小学校	22-3026	西徳前 2-6
	○		飯塚第1体育館	22-6799	枝国 666-11
	○	○	飯塚コスモスコモン	21-0505	飯塚 14-66
	③	③	片島小学校	22-0289	片島 3-8-5
菰田	④		菰田公民館	23-6819	菰田東 1-7-45
	○	④	菰田小学校	22-0560	菰田東 2-19-5
立岩	⑤		立岩公民館	23-6000	新飯塚 20-30
	○	○	立岩小学校	22-0005	立岩 1176-1
	○	○	飯塚第一中学校	22-0553	新立岩 16-18
	○	⑤	飯塚市役所本庁	22-5500	新立岩 5-5
	○	○	嘉穂東高等学校	22-0071	立岩 1730-5
飯塚東	⑥		飯塚東公民館	23-6028	下三緒 57-86
	○	⑥	飯塚東小学校	22-3267	下三緒 54
	○	○	飯塚第二中学校	22-3713	柏の森 483
鯉田	⑦		鯉田公民館	22-9293	鯉田 1373
	○	⑦	鯉田小学校	22-3299	鯉田 1263
	○	○	旧飯塚第三中学校(体育館)	—	鯉田 2075
	○		飯塚オートレース場	22-6326	鯉田 147
二瀬	⑧		二瀬公民館	22-2196	川津 675-1
	○	○	伊岐須小学校	22-2349	伊岐須 843
	○	⑧	二瀬中学校	22-0388	伊岐須 740
幸袋	⑨		幸袋公民館	22-1189	幸袋 50
	○	⑨	小中一貫校幸袋校	22-0613	中 730-1
	○	○	旧目尾小学校(体育館)	—	目尾 1020
鎮西	⑩		鎮西公民館	23-3396	大日寺 593-16
	○		潤野小学校	22-0298	潤野 320
	○		蓮台寺小学校	22-2214	蓮台寺 75
	○	○	八木山小学校	22-2951	八木山 693-1
	○		鎮西中学校	24-4432	大日寺 568-1
	○	⑩	嘉穂高等学校	22-0231	潤野 8-12

指定避难所

发生灾害时，市区会通过防灾行政无线电来鸣响警笛以及进行紧急广播。请相互协助，到安全场所进行避难。

另外，在平时也请时刻牢记困境中，只有自己才能救自己。

(注释 1) 指定紧急避难场所①~⑰・・・遇到危险进行撤离的紧急避难场所

(注释 2) 指定避难所○・・・允许一定时间内居住生活的避难设施

(风水灾是指因飓风，暴雨等造成的灾害)

【飯塚地区】

市区号 (0948)

	风水灾	震灾	避难所名称	电话号码	地址
飯塚・片島	①	①	中央公民馆 (社区中心)	22-3274	飯塚 14-67
	②	②	飯塚公民馆	22-2379	本町 20-17
	○	○	飯塚小学	22-3026	西徳前 2-6
	○		飯塚第 1 体育馆	22-6799	枝国 666-11
	○	○	飯塚市文化会馆	21-0505	飯塚 14-66
	③	③	片島小学	22-0289	片島 3-8-5
菰田	④		菰田公民馆	23-6819	菰田東 1-7-45
	○	④	菰田小学	22-0560	菰田東 2-19-5
立岩	⑤		立岩公民馆	23-6000	新飯塚 20-30
	○	○	立岩小学	22-0005	立岩 1176-1
	○	○	飯塚第一中学	22-0553	新立岩 16-18
	○	⑤	飯塚市市政总厅	22-5500	新立岩 5-5
	○	○	嘉穂東高中	22-0071	立岩 1730-5
飯塚東	⑥		飯塚東公民馆	23-6028	下三緒 57-86
	○	⑥	飯塚東小学	22-3267	下三緒 54
	○	○	飯塚第二中学	22-3713	柏の森 483
鯉田	⑦		鯉田公民馆	22-9293	鯉田 1373
	○	⑦	鯉田小学	22-3299	鯉田 1263
	○	○	原飯塚第三中学 (体育馆)	—	鯉田 2075
	○		飯塚摩托车赛场	22-6326	鯉田 147
二瀬	⑧		二瀬公民馆	22-2196	川津 675-1
	○	○	伊岐須小学	22-2349	伊岐須 843
	○	⑧	二瀬中学	22-0388	伊岐須 740
幸袋	⑨		幸袋公民馆	22-1189	幸袋 50
	○	⑨	九年一贯制学校幸袋校	22-0613	中 730-1
	○	○	原目尾小学 (体育馆)	—	目尾 1020
鎮西	⑩		鎮西公民馆	23-3396	大日寺 593-16
	○		潤野小学	22-0298	潤野 320
	○		蓮台寺小学	22-2214	蓮台寺 75
	○	○	八木山小学	22-2951	八木山 693-1
	○		鎮西中学	24-4432	大日寺 568-1
	○	⑩	嘉穂高中	22-0231	潤野 8-12

【穂波地区】

市外局番は (0948) です

風水害	震災	避難所名	電話番号	住所
○	○	穂波支所	22-0380	忠隈 523
⑪		穂波公民館	24-7458	秋松 408
○	○	若菜小学校	22-0581	小正 249-2
○	○	棕本小学校	22-1068	棕本 16-2
○	○	穂波東小学校	22-0579	平恒 1021-1
○	○	高田小学校 (校舎)	22-3328	高田 701-1
○		穂波東中学校	22-1052	南尾 240-1
○	○	穂波西中学校 (校舎)	22-1049	椿 250-1
○	⑪	穂波人権啓発センター	28-5622	太郎丸 974-1
⑫	⑫	忠隈住民センター	24-6704	忠隈 188-3
○	○	穂波B&G海洋センター	29-3266	平恒 54-24
○	○	穂波体育館	24-2204	秋松 408
⑬	⑬	穂波福祉総合センター	21-6330	枝国 402-100
○		旧楽市小学校 (体育館)	—	楽市 163-1
○	○	筑豊緊急物資輸送センター	26-2227	平恒 169-1

【筑穂地区】

市外局番は (0948) です

風水害	震災	避難所名	電話番号	住所
○	⑭	筑穂支所	72-1100	長尾 1242-1
⑭		筑穂公民館	72-2204	長尾 1340
○	○	筑穂体育館	72-3977	長尾 1340
○	○	上穂波小学校	72-0014	筑穂元吉 430
○	○	内野小学校	72-0155	内野 3537-1
○	○	大分小学校	72-0106	大分 1985-1
○	○	筑穂中学校	72-0103	長尾 903-1
○	○	筑穂人権啓発センター	72-1110	大分 1543
○	○	筑穂保健福祉総合センター	72-3153	長尾 911-1

【庄内地区】

市外局番は (0948) です

風水害	震災	避難所名	電話番号	住所
○	○	庄内支所	82-1200	綱分 802-7
⑮	⑮	庄内公民館	82-3344	有安 830-3
○	○	庄内小学校	82-1202	有安 1-22
○	○	庄内中学校	82-1201	綱分 1000-1
⑯	⑯	庄内保健福祉総合センター	82-5300	綱分 771-1
○	○	庄内体育館	82-3344	有安 830-6

【穎田地区】

市外局番は (09496) です

風水害	震災	避難所名	電話番号	住所
○		穎田支所	2-2211	勢田 1271-1
⑰	⑰	穎田公民館	2-1034	鹿毛馬 1667-2
○	○	小中一貫校穎田校	2-0126	鹿毛馬 1667-2
○		穎田体育館	2-1034	勢田 1034-2
○	○	穎田高齢者福祉センター	2-5855	勢田 1101

【問い合わせ先】 ■ 飯塚市役所 防災安全課 (内線 1332 ~ 1334)

指定避難所

【穂波地区】

市区号 (0948)

風水災	震災	避難所名称	电话号码	地址
○	○	市政厅穂波分厅	22-0380	忠隈 523
⑪		穂波公民馆	24-7458	秋松 408
○	○	若菜小学	22-0581	小正 249-2
○	○	棕本小学	22-1068	棕本 16-2
○	○	穂波東小学	22-0579	平恒 1021-1
○	○	高田小学 (教学楼)	22-3328	高田 701-1
○		穂波東中学	22-1052	南尾 240-1
○	○	穂波西中学 (教学楼)	22-1049	椿 250-1
○	⑪	穂波人权启发中心	28-5622	太郎丸 974-1
⑫	⑫	忠隈住民中心	24-6704	忠隈 188-3
○	○	穂波B & G海洋中心	29-3266	平恒 54-24
○	○	穂波体育馆	24-2204	秋松 408
⑬	⑬	穂波福祉综合中心	21-6330	枝国 402-100
○		原栞市小学 (体育馆)	—	栞市 163-1
○	○	筑豊紧急物资输送中心	26-2227	平恒 169-1

【筑穂地区】

市区号 (0948)

風水災	震災	避難所名称	电话号码	地址
○	⑭	市政厅筑穂分厅	72-1100	長尾 1242-1
⑭		筑穂公民馆	72-2204	長尾 1340
○	○	筑穂体育馆	72-3977	長尾 1340
○	○	上穂波小学	72-0014	筑穂元吉 430
○	○	内野小学	72-0155	内野 3537-1
○	○	大分小学	72-0106	大分 1985-1
○	○	筑穂中学	72-0103	長尾 903-1
○	○	筑穂人权启发中心	72-1110	大分 1543
○	○	筑穂保健福祉综合中心	72-3153	長尾 911-1

【庄内地区】

市区号 (0948)

風水災	震災	避難所名称	电话号码	地址
○	○	市政厅庄内分厅	82-1200	綱分 802-7
⑮	⑮	庄内公民馆	82-3344	有安 830-3
○	○	庄内小学	82-1202	有安 1-22
○	○	庄内中学	82-1201	綱分 1000-1
⑯	⑯	庄内保健福祉综合中心	82-5300	綱分 771-1
○	○	庄内体育馆	82-3344	有安 830-6

【颯田地区】

市区号 (09496)

風水災	震災	避難所名称	电话号码	地址
○		市政厅颯田分厅	2-2211	勢田 1271-1
⑰	⑰	颯田公民馆	2-1034	鹿毛馬 1667-2
○	○	九年一贯制学校颯田校	2-0126	鹿毛馬 1667-2
○		颯田体育馆	2-1034	勢田 1034-2
○	○	颯田高龄者福祉中心	2-5855	勢田 1101

【问讯处】 ■ 飯塚市市政厅 防灾安全科 (内线号码 1332 ~ 1334)

◆おわりに／巻尾語

近年、市内への大学への留学、研究機関や企業への研究、就労のために飯塚市に居住される外国人の方が増えています。日本に来て間もない外国人の方々は、生活習慣や文化の違いに戸惑うことが多いのではないのでしょうか。

そこで本市では、2011年にリニューアルし作成していた「外国人のための生活便利帳」の掲載内容を再び最新のものに更新しましたので、ご活用いただければ幸いです。

本書の情報は2018年1月1日現在で掲載していますが、飯塚市ホームページ (<http://www.city.iizuka.lg.jp/>) でも情報発信をしておりますので、ぜひご利用ください。

近年来，因为要在市里的大学留学，在研究所、企业上班，在市内居住的外国人日益增多。初来日本，面对很多生活习惯与文化的差异，不知所措的时候应该很多吧。

在此，本市将2011年重刊的「外国人生活指南」的刊载内容进行了更新，如能为您的生活提供帮助，我们将会万分荣幸。

本书的刊载内容是截至2018年1月1日的信息，此外也请访问饭塚市主页 (<http://www.city.iizuka.lg.jp/>)，这里会发布最新消息。